

平成27年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成27年12月16日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成27年12月16日 9時31分

1. 閉 議 平成27年12月16日 17時31分

1. 散 会 平成27年12月16日 17時32分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	荘一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林 一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷 博 美
富田事務所長				
兼農林水産課長	古 守 繁 行		日置川事務所長	青 山 茂 樹
総務課長	榎 本 崇 広		税 務 課 長	高 田 義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観 光 課 長	愛 須 康 徳
建 設 課 長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊佐夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教 育 次 長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成27年第4回定例会2日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程についてはお手元に配付しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日までの中地域居住地等官地払い下げ委員会金地会長ほか7名から、「中地区官有地の払い下げに係る請願審査について（要望）」が提出されております。取り扱いについては、議会運営委員会でご協議いただきました結果、議場配付としております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

本日は議場内での写真撮影を許可しております。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

1番、溝口君の一般質問を許可します。溝口君の質問は一問一答形式です。町長の政治姿勢についての質問を許可します。

1番 溝口君（登壇）

○1 番

1番、溝口であります。久しぶりにトップバッターということで、今回は10名の同僚先輩の皆さん方が一般質問されます。その中で10人中5人が指定管理のことで一般質問をされます。私も最初に指定管理のことにつきまして一般質問をしまして、それからあとに続く議員の方々にとって少しでも参考になればなど、そういった思いで質問をしてみたいと思います。

それでは、12月議会の一般質問をいたします。今、言いましたように、私は6月議会、そしてまた9月議会で指定管理者制度につきまして、またその制度にのっとっての施設の運営について、そういった形で数々質問をしてみました。そして、施設運営については、さまざまな問題点も出てきているところであります。

そしてまた、このままで施設運営が成り立たないと、そういった施設も想定されるところから、先般から全員協議会、そして議員懇談会等で町当局の説明を聞いてきているところであります。

そしてまた、9月議会では来年の町長選挙に向けましても、町長が町長選挙の立候補の表明もされました。そういったことで、さまざまな町政につきまして、今回の12月議会の一般質問では、多くの町民の方々も本当に大変関心がございます。この指定管理者制度にのっとって、そういう形につきましての施設運営について、今後、町当局が何月議会かはわかりませんが、提案されるであろうと、そのように察することができますけれども、指定管理者制度の従来からの見直しについて、すなわち町長の考え、町長の政治姿勢について質問したいと思っております。

それではまず最初に、そういった形の個々の施設の質問に入る前に、今、申し上げましたこの指定管理者制度の見直しの議案は今後いつの議会に提案されるのか、まずそのことについて、町長の考え方を聞いてみたいと思います。どうですか。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、議員から前回、前々回の定例会に引き続きまして、指定管理者制度の運用についてのご質問をいただきました。

フィッシャーマンズワープ白浜における指定管理に関するご質問かと思いますが、この議案につきましては、指定管理者である和歌山南漁業協同組合と指定管理における業務内容とそれに対する指定管理料について、一定の合意がなされた段階で議会に提案をさせていただきます。その時期につきましては、次の定例会を待たずに臨時議会をお願いすることもある

と考えております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今の町長の答弁ですね、個々のそういった内容について、フィッシャーマンだけではないかと思うんですけども、来年の3月には旧の日置川町の海来館、そしてまた開発森林センター、それと、フィッシャーマンが来年の3月末が更新時期であります。ですから、それまでに本来でありましたら、議会にこういう形でと、先般からのそういった話、説明をしているそういった内容について、議会の議決を経らなければならないと、そのように思っております。ですから、今、町長が言いましたように、ひょっとしたら臨時議会になるかもわからないし、来年の3月議会は骨格の議会になりますので、こういった案につきまして、3月議会に出されるのがちょっとどうかなというところもございまして、進んでまいりたいと思います。

それでは次は、個々の施設について、質問をしてみたいです。

まず、最初に日置地区にございます海来館についてであります。

本年の9月末に突然と言っていいかわかりませんが、海来館が閉鎖されました。そうしてまた、その後、町当局の説明では今後の施設運営については日置の商工会さんと今、話をしているようであります。

その理由としましては、正式に聞いてはございませんが、日置の商工会さんが日置のテニスコートの指定管理者を受けておられます。その関係でそういった形で連携することが集客アップにつながるのではないかなと、そういった形で、日置の商工会さんが日置の海来館を運営されると、今、前向きに話が進んでいるようでありますけれども、さきの全員協議会でも若干質問がありましたけれども、この指定管理者は和歌山南漁業協同組合のままで指定管理を日置の商工会さんにと話がございまして。

それならば、先般の全員協議会でも同僚の先輩議員も少し質問をされていましたが、日置の商工会さんが施設運営をするまでの、そのときは12月ぐらいからできればというふうに聞いておりましたので、そしたら10月、11月分のこの施設の使用料、細目は2階の厨房施設の使用料等でございますけれども、これが月5万円あります。先般の話では、厨房施設は使っていないからその料金は要らないとなつてございます。そういった説明がありましたけれども、これは、私はどう考えても解せないところがあります。これ、やはり指定管理者であります和歌山南漁業協同組合に私は請求すべきものであると思っておりますけれども、こういった点につきまして、町当局はどう考えていらっしゃるのか、町長の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この月5万円の使用料につきましては、厨房施設を使用した方が支払うべき厨房施設使用料を指定管理者である和歌山南漁業協同組合が徴収して町へ納付いただいていたものでございます。現在、厨房施設を使用している方はおられません。当然、使用者から徴収した使用料はございませんので、和歌山南漁業協同組合に請求することはできないと考えております。

詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

おはようございます。

海来館の使用料につきましては、ただいま町長からも申し上げたように、厨房施設を使用する方から施設の使用者である和歌山南漁業協同組合が徴収していただいて町へいただいているものでございます。このことは、海来館の指定管理業務仕様書において、厨房施設の使用料は月額5万円とする、これは和歌山南漁業協同組合の方に町から5万円をもらってこれということがうたわれており、その協定書の第7条においては、使用料の徴収については条例の規定に基づき、甲が指示するところによらなければならない。この甲というのは白浜町のことです、とされておりまして、町から納付書により町へ納付いただいております。これは旧の日置川町のときから同じやり方をさせていただいております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今の説明でありますけども、どうしても合点がいかないですね。この海来館と町との指定管理の協定書、これは、やはり1階、2階をあわせた建物全体を使用すると、そういった前提のもとでの協定書ではないんですか。そこら辺の見解はどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

少々解釈が異なるかと思えます。海来館と町との協定書は1階、2階をあわせた建物全体を使用するというのではなく、建物全体を管理、運営していただくための協定書でございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

しかし、それでありましたら、ちょっと解釈が、大もとの指定管理を受けて今、現実的に9月までは漁業組合の婦人部の方ですか、そのような方が運営をされておったと。しかし、それはあくまで指定管理を受けてらっしゃるのは漁業組合でしょう。それで、9月から閉めたそういった事例につきましては、これは漁業組合の内部の問題のことであって、それで契約、この指定管理を、そうだったら解除してほしいと、そういうような申し入れがありましたら、私は当然、指定管理者がいなくなるわけですから、月5万の使用料、これは発生しないと考えるのが普通だと思うんですけども、まだ指定管理者は、そういった協定書については有効であると。しかし、施設を使っていないから、また厨房施設を使っていないから使用料は発生しないと、これはどう考えても、これは契約上というんですか、話の筋からしたら違うのではないかなと、和歌山南漁協さんがもう協定書を破棄していただきたいと、そういうような申し出がありましたら、当然、それはそうかなと思うんですけども、そこら辺、普通当たり前に考えたら、そうだとはいえるんですけども。再度聞きますけど、どうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

建物を和歌山南漁業協同組合に使用していただいていた、建物全体を、そのような解釈では議員のおっしゃることはごもっともなことかと思えます。ただ、2階の厨房施設を和歌山南漁業協同組合の準組合員の方々が使用していたと。それは準組合員の方々はこれ、使用ができないというふうなことで、2階、それから1階の部分の業務をその方たちをお願いしてごさいましたので、それで館のほうは休業しなければならなくなったということでごさいます。当然、厨房施設の利用者がいなくなっても施設は管理運営していただく必要がごさいます。その業務はなお存在しておりますので、和歌山南漁業協同組合には引き続き指定管理をしていただいておりますので、当然、そのような範疇の中でいろんな管理等々、例えば、あいている間の管理というのも必要になりますから、番をしていただくという意味での和歌山南漁業協同組合に引き続きお願いしているというふうなことでごさいます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今の課長の答弁を聞いていましたら、指定管理者は和歌山南であるけども、実際使って、今まで運営されていたのが和歌山南漁業協同組合の会員さんであるから、その会員さんが使っていないから支払わなくてもいいんだと。それだったら、指定管理者制度のこれにのっとった協定書は何なんですか。あくまで協定書の指定管理者は和歌山南漁業協同組合ですよ。その組合さんが運営をされようと、どういう形態をされようと、それは和歌山南さんの問題であって、一般的な契約の中においては、白浜町と和歌山南と、またそこが、今までそういった婦人部の方の家の方が運営を長年されていたけども、運営をしなくなった。それは向こうさんの問題であって、何か白浜町のほうに問題ありますか、こちらの犬もと。

これはそこらの解釈が、もう一度聞きますけども、そうなんではないんですか。それはやめる、やめないは向こうさんの勝手と違うんですか。和歌山南さんの事情で運営されていた方がよろしいと。白浜町に何かそんな事情がありますか。それでまだ、契約は有効や言うとするんですよ。それやったら、そんなことをするのが当たり前なん違うんですか。ただ、言い訳みたいに施設を閉めて、2階の厨房施設を使用していないから、要らないんだと。しかし、指定管理のまだ契約はそのままであると。どう考えても契約の中においては、この契約社会の中で、そういった観点から考えたらおかしいと思うんですけども、もう一度答弁を求めたいと思いますけど、どうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ですから、たまたま漁協のその婦人連の方々が2階の厨房施設を使用していたということでごさいますので、これを私どもが指定管理をお願いしている和歌山南漁業協同組合の業務であるということがイコールではございません。ですから、当然、当初のお話をお聞きしますと、旧の日置川町の時代にはここを使用する方をいろいろ探したけど、見つからなかったと。そのような中で、そういった漁協の方々にもお願いして、どうにかこの施設を運営して

いってほしいというふうなことをお願いして、それを指定管理者である和歌山南漁業協同組合、現在は指定管理者でございますが、その当時は業務委託でございます、指定管理の制度というのが当然ございませんので。ですから、業務委託の受託者である和歌山南漁業協同組合が建物全体の管理をして、その中でその2階部分の厨房施設を使用される方を、当然漁業の海産物を取り扱うというふうな観点からは、やはり漁業の組合員の中であつた団体、そういったことが望ましいということで、市江の婦人連の方々を中心にして、そういったところが使用していたというふうなことが実態でございます。

ですから、その使用していた方々の会のほうで、従業員なり何なりがもう確保できないので、私らは2階の使用はようしないよということでございますので、10月以降は使用をしていないと、ですから、本来だったら、そこを使用していたら、その使用料を町のほうに徴収して納めるであろうというふうなことの作業が当然できませんので、厨房施設の使用料5万円というのはいただく必要がないというふうな解釈でございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

何度説明を受けても、ちょっとどうかと、おかしいと私は納得することはできないんですけども、あんまり、再三同じ質問ばかりしてもなんですけども。

今現在で、この後、今、閉めてあります。それで、先般の説明では、できたら12月ぐらいから再開できればと、そんな形で日置の商工会さんとお話を進めていると。ですから、これも公募によらないでとなりましょか。あと、進めているわけですけども、それだったら、一旦この和歌山南漁業協同組合さんの今のままの状態の日置の商工会さんに委託をされるつもりなのか、それか、和歌山南さんに一旦おりていただいて、新たに指定管理者として日置の商工会さんというふうにお考えなのか、そこら辺の進め方についてはどうなんですか。ある程度煮詰まってきたらどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

海来館の指定管理者というものにつきましては、当然、施設の性格、そういったものから考えますと、これ、公募によらない場合は議員もご存じかと思いますが、公共的団体であるというふうに限られます。それで、公共的団体の解釈の中には漁協、それから農協、商工会、それからそういったものにはこだわらず法人であろうと、法人でなかろうと、公共的な事業を行う団体、これであれば認められるというふうなことで、これは昭和24年の古い行政実例になるんですが、行政実例の中でもはっきりと示されてございます。それで、その中で、そしたら公募によらずに日置の商工会、それから漁業協同組合日置支所といいますか、和歌山南漁業協同組合、これ、いずれも公共的団体の解釈に触れられますので、これは当然、どちらでもできるんです。

ただ、そのときに、私どもがこの海来館の本来の補助金の性質、それからこれまでの経過、それからあの地域での果たすべき役割等々を考えたときに、和歌山南漁業協同組合、それから商工会、どちらが適切であるか、指定管理者としてですよ。指定管理者として、その館を管理、運営していただくのにはどちらかというふうな中では、和歌山南漁業協同組合にすべ

きであるというふうな判断で私どもは今、事務のほうを進めてございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

これ、さきの9月議会は、10年以上経過した場合一定の手続をとれば、一般公募であるとか、その当時のそういった補助金の性質といたしますか、性格にのっとりなくても新たに一般公募であるとか、新たな指定管理者を決めることができると、そのように町当局みずからそういった答弁でありました。

その和歌山南漁業協同組合をそのまま大もとにして、当初の目的からいうたら、同じ公共的団体とそれだけのくくりだけで、当初の目的は漁業振興とか、そういった形に付随したそういった施設だったんでしょ。それが10年以上経過した場合は一定の手続をとったら、そういった縛りには触れないで、新たに指定管理者を決めることができると、その答弁をされておった中で、なぜ和歌山南漁業協同組合にそういった形でこだわるんかなど。何かあるんかなと思いたくなる。契約事項がもしこのまま今の町当局が言うようになりましたら、和歌山南漁業協同組合が大もとで、日置の商工会で、また商工会の中でどんな運営がされているのか、わかりませんが、契約のスタイルというのか、複雑になって見えにくいと。ここはやはりすばつと和歌山南漁業協同組合か、日置の商工会やったら、商工会が指定管理者となって、そういった形で施設運営をしていけばいいんじゃないんですか。それまた、和歌山南から、いや、どうしてもこのまま指定管理者として残しておいてくれと、そういった申し入れがあったんですか。その点、どうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、10年たったらという部分のご説明でございますが、こちらのほう、町のほうから説明させていただいたのは、現在は当然和歌山南漁業協同組合にお願いして、そうしてそれは海産物を中心に業務として展示販売、それから食材提供をやっていただきたいというふうな前提の中で和歌山南漁業協同組合にお願いしていたものです。それで、和歌山南漁業協同組合が、そしたら、使用者ももう見つからんね、どうしてもこれ、和歌山南漁業協同組合で続けていくことができないよというふうなことになった場合は当然解除になりますので、私ども白浜町のほうでそこを使用する方を探す。それでなおかつ、一旦探すというのは当然、今の施設の館に合った目的として探します。それで、今の館の目的の中で探しても誰も見つからないというふうなことになったら、やはりこれは施設の性格上、変えていかんなんのはなかろうと。初めて、その段階になって、そういった施設の目的を変えて、公募をするというふうな作業になります。ですから、そういった作業の中の過程での10年以上たっているんで、補助金の縛りもなくなっていますということのご説明をさせていただいたので、今はまだそのような時期といたしますか、時点に達してございません。当然、指定管理者のほうで一定のめどを立てて、日置の商工会の話をしていただいて、それで、そのの使用をしていくことで、今の事業を継続されるというご意思でございますので、当然、それを行政側から、やめて別の目的に使ってくださいよというふうなことも申し上げられませんし、今までの歴史、それから今の地域での役割等々ありますので、そういったものを踏まえて、和歌山南漁

業協同組合にというふうなことでございます。

それで、実は、やはり一旦閉めた時点で、休業する段階で、その辺の部分も漁業組合として今のこの施設をどうされますかというふうなことも確認をさせていただきました。その場合には、やはり日置の漁協の地域での役割として今までも一定の役割を果たしてきたと、やはり、その役割は続けさせていただきたいというふうなことでございますので、引き続き、指定管理は解除せずをお願いして、それでこれ、恐らくこの話が日置の商工会の話がこれ、なし得ましたら、やはり同じような形、もしくはこれまで以上の形で継続させていただくことができると思いますので、当然和歌山南漁業協同組合のほうに引き続きお願いしたいというのがただいまの町の考えでございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

それでは、和歌山南漁業協同組合が引き続き、それは指定管理者としてやらせていただきたいと、そのように申し出があったと、話をしたときにあったと。それならば、なおさら今、閉めている、実際運営されていませんけども、それは和歌山南漁業協同組合の責任ではないんですか。施設の運営をされている、されてない、迷惑をこうむっているのは町のほうでしょう。あれは町の施設でしょう。それを協定書にも載っていますように、来年の3月に更新時期を迎えますけども、いきなり施設運営者が和歌山南さんにも正式に話をされたのかどうか、私は知りませんが、いきなり閉めたんでしょう、張り紙を張って。それでまだなおかつ今、町当局のようにまだ和歌山南としてはまだ引き続きやらせていただきたいと。それで日置の商工会にというたら、本来のいろんな趣旨や目的やいいますけども、そこから言ったら、日置の商工会さんに話を持っていくというのはおかしくないですか。あくまで、公共的な団体は団体ですけども、本来の設立した趣旨から離れていくん違うんですか。離れていった方に指定管理を、実際の運営をお願いすると。先ほどからの説明の理屈でいったら、誰にでもこれ、指定管理、運営をですよ、運営していただくことが可能であるというふうに私は判断するんですけども、ここら辺、再度もって、今の答弁でちょっとおかしいかと、和歌山南が引き続きやらせていただきたいと、それだったら、施設の運営については、やってないのは和歌山南さんの責任でしょう。そうじゃないんですか。その点、和歌山南の責任ではないんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

一概に和歌山南漁協の責任であるというふうな理解はしてございません。

それから、一方的に閉められるというご発言をいただきましたが、その辺につきましても、1カ月前から私どものほうに事情の説明があり、そして関係者も含めていろんなお話を聞いた中で、やはりこれは使用を途中でやめることはもうやむを得ないなというふうなことで、2階の部分は休業に至った次第でございます。

当然、指定管理として、私ども管理運営をお願いしているものですから、そしたら次、2階はどうするんですかというふうな話に当然なります。ただ、それはあくまで漁協が直接やるというのもこれも1つの方法ではありますが、漁協が直接やるというより、やはり別の方

の使用者をそこに入れて使用したいというふうなことのご意向でございましたので、そうしたら使用者を探していただけますか、それで探していただいたのが、いろんなどことお話をいただいています、それで最終的には商工会のほうにお願いをして、一定の方向性が出たものでございます。

それで、特に指定管理制度を皆さんは誤解をされている部分がたくさんあるかと思うんですが、指定管理制度の部分は公、それから公の行政ですね、行政と民間の力、これを合わせて施設を運営していくと。ただ、それというのは今までの業務委託なり、そういった形もやってこれたんです。ただ、一番その、平成15年の制度改革の趣旨は、行政手続である許認可、この権限を民間である指定管理者のほうに譲れるという、これが今までの指定管理運用面の中での1つの課題でございましたので、それができるようになったというのが一番大きなことなんです。

今回は指定管理で、そういった誰が2階を使うというふうな権限を当然、漁協側に言ってございますので、それで漁協の中でその施設の性格に合ったものを適切に選んでいただくこと、それは以前は漁業組合の方々、当然これも公共的に準ずるものでございます。それで今回は商工会、これも公共的団体に準ずるものでございますので、そういったところに使用者になっていただくというのは町も何ら異議ございませんので、お願いしたというふうな次第でございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今の説明を聞いて、ますますちょっとわからんよね。和歌山南さん、私からいったら、今の論法でいいますと、無責任きわまりないかと、自分ところがやっておきながら、自分この責任においてですよ、もっとちゃんとやるべきではないんですか。この指定管理をおこなうことに何か物すごく何かこだわりか何かあるみたいな形でおられたら町も困るようなことがあるのかなと、どうしても思いたくなる。やはり、こういった、町が絡んだこういった協定書を現実の運営に即したそんな協定書に、すきっとしたような形にすべきであると思えます。ですから、この案が出てきたときには、またそのときに。

そしてまた、地元の海産物等とかを使ってほしいならば、それは次の指定管理者の方、なり得るべき方とその協定書の中でうたっとけばいいことではないんですか。そういった地元の海産物、そういった新鮮な魚介類を使用していただきたいと、それをうたっとけば、それで本来の目的も達するのではないんですか。

行政との協定書は、やっぱりすっきりとされておくほうが後々いろんな、いや、あれはこうだった、ああだったと言わずして、この協定書1つを見れば、白浜町が乙、向こうさんが甲と、甲、乙の中でもぴしっとやられていると。それで、実際、そこが運用されていると。ですから、言葉でいいましたら、又貸しであると、そういうふうに捉えられてもおかしいことではないんですか。漁協組合が大もとで、それで日置の商工会さんに振ると。又貸しではないんですか。そういった公共団体であるからというような形のことでありますけども。あと、そういった案が正式に出てきたときにもう一度また話をしたいと思えます。

それでは、時間です。

○議 長

先ほど又貸しという表現が出ておりますので、当局の答弁を求めています。

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

まず、又貸しと言う以前に議員にご迷惑、ご心配をかけているようなこと、この辺は私ども行政のほうが、やはりしっかり説明を果たすべきであると考えてございます。

それで、和歌山南漁業協同組合が非常に真面目に対応していないというふうな旨のご発言もいただきましたが、決してそのようなことはございません。それで、そのようなことを、やはり議員に発言をさせるというのも私どもが正確なところの表現、そういったことを議員のほうにお伝えする必要があると思っておりますので、そういったことでまた改めてその部分はちゃんとご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、当然、今度の協定、指定期間の更新の時期でございますので、その更新に当たっては、やはり今、議員のおっしゃっていただいたようなこと、そういったことは、誤解のないようなことの協議をちゃんとさせていただいて、今がそれがおかしいということではないんですが、そういった文面、それじゃどこに載っているんだというようなあたりは、やはり明確に見直した上でやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

1番 溝口君（登壇）

○1番

それでは次に参っていきます。若干、椿はなの湯さんについて、少し1点だけお伺いしたいと思っております。

さきの9月議会でも、若干の指摘をさせていただきましたが、高速道路の南伸化に伴って、お客さんとなり得る方の交通量が激減をしてくれています。それで、今年の経営状況でありますけども、本当に頑張っているみたいで、この南伸化に伴ってでも来町者といましようか、お風呂に入られる方、それでまた物販を買われる方もそんなに落ち込んではいないようでありますけども、しかし、何といたってもお客さんとなり得るそういった交通量が激減をしていると、これは現実であります。ですから、そういうことから考えましたら、将来的にはどうかと、そのように心配をしているところであります。

それで、私は今回、議会の一般質問をするに当たりまして、この指定管理者制度、そういったことについて、周辺の市町村につきまして聞き取りといたしますか、それを調査してまいりました。みなべ町からすさみ町までの間です。みなべ町、田辺市、上富田町、すさみ町。それで、指定管理者制度について聞いてまいりました。その中で、今回、私ども白浜のこちらの椿はなの湯さんと同じような、そういった指定管理を行っている施設はないかなというような形でお聞きをしてまいりました。

1件だけございました。それは旧の南部川村、今現在はみなべ町でありますけども、そちらに鶴の湯温泉という温泉がございます。これはもともと南部川村で平成26年度まで指定管理のそういった制度を使って、それでもって委託料として、こちらにつきましては、26年度までは年間1,020万円ほどの指定管理委託料をお支払いしておったそうであります。それで、昨年、26年12月に新しい指定管理者のそういったもとで公募したそうであります。一般公募で4社の公募があったそうであります。それで、今回の指定管理委託料は去年

からですけども、平成26年12月からは年間委託料1,380万円と、そのように決定しているそうであります。

そして、これはもう旧の南部川村当時から今のみなべ町におけるこの浴場の位置づけといましようか、これは住民の福利厚生施設であると、そういった位置づけであるそうであります。でありますから、そこの運営に対しての不足分、これは1,380万円出そうが、もう少しまた将来的に上がろうが、あくまでみなべ町の住民の皆さん方の福利厚生施設とそういうふうな位置づけでありますから、みなべ町議会におきましても、こういった予算案が出たときにもすんなりと可決されると、そのようにお聞きをしております。

ですから、私は、白浜町としても、こちらの椿はなの湯さんの位置づけ、これは、やはり地元の椿地区だけではなくして、これは富田地域住民のそういった福利厚生施設と位置づけ、それでまた運営においては不採算部門などはそこら辺を縮小とか、そこらを考えていただき、そして、そういった考えのもとで浴場の運営をしていこうとするならば、そしてまた、富田区長会ともそういった形でなるよう、集客についてのさまざまな連携などをとりながら、そしてまた、当然また地元の浴場施設にも配慮をしなければなりませんけども、そういった取り組みをするのであれば、私は理解をすることができると、そういうふうと考えておるんでありますけども、この点1点につきまして、町の考え方につきましてはどうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

椿はなの湯の位置づけということでございますけれども、椿はなの湯の設置の概念は、椿地域の良質な温泉を活用し地域住民と来訪者との交流を図るとともに当該地域の振興に資することであり、そのために必要な施設であるというふうに認識してございます。

その施設の役割と、そのためには町が何をすべきなのかということを十分に認識した上で、これからいろいろな施策、あるいはまた今後判断をしていきたいというふうになってくると思っています。

○議 長

1番 溝口君(登壇)

○1 番

ここは、やはり白浜温泉でありますから、白浜地区には温泉、町の公衆浴場等、さまざまな温泉施設がございます。私ども富田、この地域は温泉施設がございません。そこで、昔からのそういった湯治場で、そういうふうな形でございます椿温泉、こちらは、富田地域です、地域住民だけではなく、広く富田地域住民のそういった福利厚生施設と、そういうふうな位置づけで、それでまたいろんな、遠方のお客さんといましようか、住民のほかの他市町村のお客さんにつきましても、集客をしていき、何とかこの施設の運営がうまくいければなど。その中で、どうしても若干経費的にそういった形で難しいとなったときには先ほどの例を挙げたような、今現在のみなべ町のそういった位置づけを町がするのであれば、地域住民の福利厚生施設であると、そういう位置づけであれば、私はそういうふうな形で、もし収益が悪化した場合、町の政策をするには、そうしたことについては理解をすると、そのことを申し上げておきます。

それでは、時間ですので、本日の最後のフィッシャーマンズワープ白浜、フィッシャーマ

ンズと、そういうふうな形で呼ばせてもらいますが、質問に入ってまいります。

今回、町当局からこちら国産材需要開発センター、そして、先ほども質問しました海来館、そしてフィッシャーマンズワープ白浜が今年度末、すなわち来年の平成28年3月末をもって指定管理の期間が満了することから、指定管理者が管理を行うため必要な経費のうち一部を地方公共団体からの支出金で、残りを利用料金で賄う、つまり、平たく言いましたら、赤字になる金額を町が補う。またさらに違う言い方をすれば、赤字を補填するという案を今後、議会に出そうとしているのであります。私が今、述べました赤字になる金額を町が補う。そして、平たく言いましたら、赤字を補填すると、そういった解釈でいいのかどうか、まずその点、基本的なことに、そういったことについて見解を聞きたいと思っておりますけれども、どうですか。私が今言いましたそのような見解でよろしいんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

このフィッシャーマンズワープ白浜の今現在の指定管理料、これにつきましては、今まで随分とこの議会でもご議論いただきまして、今日に至っておるわけですがけれども、やはりこの町が果たさなければいけない役割というのがございますので、その役割を果たすための指定管理料の見直しですとか、あるいは指定管理の条件変更であれば、これは私は赤字補填には当たらないというふうに考えてございます。運営のための必要経費だというふうに捉えてございます。

○議 長

1番 溝口君(登壇)

○1 番

赤字補填にはならないと、それが町長の考え方であるみたいですがけれども、私は一般的に、平たく言えば、赤字になるそういった金額を町も認定すれば、赤字を補うと、つまり赤字の補填をします。現実的には赤字を補填するわけですから、そういった解釈が一般的ではないのかなと、そのように思っておるわけでありまして、あと、また後ほども聞きますけれども。

この指定管理者が施設の運営における赤字額を町も認定をすれば、今、私は言いました、町の公金で赤字額を、そういった金額を補うと、このような改正案は私は聞いたこともございませぬし、到底今のこの町民感情からしても、理解もされるわけもないし、それでまた、私議員個人としても、このような議案は、やはり通すわけにはいかない、今、ここではっきりと最初に申し上げておきたいと思っております。

私が先ほど周辺の自治体にもいろんな今回の指定管理について、いろんな聞き取り調査をしてまいりました。どの自治体においても赤字額の補填をしている事例はありません。それでまた、赤字額を将来的に補填をするなどと、そのようなことは考えてもいないというのが全てでした。

例を1つ挙げてみますと、上富田町さんには最近高速道路に道の駅が竣工しました。今、運営をされております。この道の駅は用地費を含めて事業費が約3億円であったそうであります。基本的な設備については、上富田町が出し、指定管理者が施設の運営でどのような運営状況に陥っても一定の金額を毎年町に入れると、入れていただくと、そのような協定書を

結んでいるようであります。当然、施設の運営に必要な備品等は指定管理者においてそろえていただいて、さらに、最初町が基本的な設備投資をしました設備をしたものについても、今後は指定管理者において費用を出して、新しくしてもらおうと。ですから、最初、町が基本的な設備をやった後は、ちょっと古くなってきたから、基本的な、例えばそういった給配水の施設であったりとかエアコンであったりとか、それも全て指定管理者の責任においてやっていってもらおうということでもあります。そうしてまだ、当然こちら指定管理の委託料は発生をしておりません。

もう1件同じような事例として、こちらすさみ町の道の駅でありますけども、こちらは施設の使用料として年間の売上げの約3パーセントをすさみ町に納めてもらうと。そして、すさみ町の年間の見込み額としては300万円ほどを見込んでいるようであります。この300万円をすさみ町では、将来、そういった施設が老朽化になってきたときの修繕費として年間300万円ほどを積み立てていくと。当然こちら指定管理の委託料は発生をしておりません。また、こちら2件のこの道の駅は一般公募で指定管理者を決めたとのことでありました。

それでまた、田辺市においては、最近新規のそういった施設等はありませんけども、当然、赤字補填をしているような施設もなく、また指定管理の委託料を出している事例もほとんどございませんでした。

本宮のどこかで1件浄化槽等を入れて、30万円ほどだったと思うんですけども、そういった事例が1件あっただけであります。

さて、次に、この我々のこの白浜のフィッシャーマンズワープの運営が適正に行われているかなど、そういうふうな形で先般からの議員懇談会、全員協議会等で経営が大変悪いと、そういうような形で今、説明されておりますような案を提出しようとしているわけですが、このフィッシャーマンのときに私は議員の立場でありませんでしたので、1件ちょっと質問させてもらいますが、この平成25年の6月議会で一旦このフィッシャーマンズの指定管理の委託料、総額1,467万9,000円がそのときの議会でもさまざまなやりとりがございましたけども、議決をされました。確か8対5だったと思うんですけども、しかし、町はその後、議会議決をいただきながら、すぐその後減額をして、浮き棧橋の維持管理費として、そのときは7月から運営の予定ですから、月割りでいきましたら288万円を当初、指定管理料として町が計上されまして、1年間では今現在の348万円でありますけれども、私はなぜ、さまざまなご意見等を議会からもいただいたみたいで、それでまた付帯決議等、いろいろそういった形もあつたようでありますけども、私はその資料も見ましたけれども、しかし、町が出して一旦議決をしていただいた内容を2カ月後にすぐさま減額をして出すと、そんなことを、もししてなかったら、今日のようなフィッシャーマンズの事態にはなつてなかったんかなど、また経営的にです、経営的にだけを、そういったことから判断したら。これは町長、今の議決をもらつて2カ月後にまた出すと。話は今、若干、きょうも要望書とかいろんな請願書が上がってきている、あの問題等でも一旦議会の議決を得ながら、そのまま突き進まずにやつて、今、混乱を招いとる、そのようなのと同じような、似通つたような結果になっているなど私は判断するんですけども、これはなぜ25年のときに議会議決までいただきながら、それはいろいろありました、侃侃諤諤あつて付帯決議まで出されておりますけども、なぜそのまま突き進まなかったのか、進んでおれば、今日のような経

営的な状態にはなっていなかったのではないかなと、素朴に思うんですけども、その点についてはどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいま1,467万9,000円の予算ということのご質問をいただいたわけなんですけど、その積算根拠としましては、浮き棧橋管理、それから施設清掃、施設警備、足湯とか公衆トイレの清掃、こういったものをあわせての1,467万9,000円でした。そして、そのときにいただいた付帯決議、そういった中身等とも鑑みまして、そのときの浮き棧橋清掃管理以外は指定管理者が行わないで、町が直接するというふうになったということでございます。

それで、指定管理というのは当然、これ、25年6月のときにこういったことを説明させていただいて、それで相手を和歌山南漁業協同組合にしますよというふうな議決をいただきます。それで、その際に当然指定管理料というのが絡んでまいりますから、この1,467万9,000円の範囲で指定管理者と協議をさせていただくというふうなことになってまいりますので、それで、そのときにいろんな話をする中で、浮き棧橋以外はもうそれやったら、町でやったら町の支出も少なくなるやないかと、そういったことの趣旨で指定管理者が受けていただいたというふうなことでございます。

当然、当初の金額を支出していますと、これ、減額したのは1,179万7,000円です。そのうちの部分で、当然、向こうもこれ丸々収入ということではなしに、いろいろな業務委託の経費等々、いろいろ発生してまいりますから、全てがそこに入るということではございませんが、やはり若干の足しにはなったんであろうかなというふうに思っております。

ただ、やはりそういったときに、私どもが確実な施設の運営分析もできておったら、いや、それではこれ、私どもの施設は成り立たなくなりますよというふうなことを逆にご説明をさせていただいて、それで適正な、これで施設の管理運営ができていくという金額を設定しなければならなかったというふうなこともございますが、やはり、客商売の部分でございますので、そこは全てのところが見通しができていなかったというふうなことの現状の中で、このような事態になってきたものというふうに理解してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、若干課長のほうから当時のいきさつとか、そういった最後の結果を聞きました。その中で進んでいきますと、今、現実的には浮き棧橋だけの維持管理、これに関して年間384万円の指定管理の委託料が発生しているわけありますけども、その中でふと思ったんですけども、この浮き棧橋の維持管理、これは多分、浮いていますけども、当然、海の中に潜っていると、検査ですか、検査なりとかをされているんだろうなと。しかし、そういった報告書とか、そこら辺を拝見したことはないんですけども、これは年間浮き棧橋のこういった維持管理業務、これは和歌山南が今、指定管理者でありますけども、実際に運営をされてらっしゃるのがフィッシャーマンズワープ白浜と、和歌山南からフィッシャーマンズワープ白浜にそういった業務のあれがやられているのか、そこら辺の業務、実際、この維持管理

をやっているところはどこなんかなど。そしてまた、そういった作業日報等とかいうのは、私は1回も見ただことないんですけども、当然、それは出てきているからこそ、この384万円が支払われているんだと思うんですけども、一度確認の意味でお聞きしますけども、これは実際の作業はどこがされているのか、そしてまた、そうした作業日報等、そうしてまた水中での作業ですから、当然ですが、水中での写真等とか、そこら辺の添付書類もちゃんとあるのかどうか、そこら辺をちょっと聞いてみたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、作業のほうでございますが、毎月1回全ての部分を清掃していただくと。それで、実質といたしまして、丸々一日朝から晩まで潜っている作業というのはとてもやないけど、不可能ですので、半日ごとの作業、ですから、一月に半日を2回、それを4名体制でやってございます。それで、実際どのような作業といいますと、浮き桟橋の周りに潜って、素潜りです。素潜りをして、全てブラシのようなものでこする。それから、カキなどの付着物についてはのみのようなもので突いて外すと、このような作業をしております。

それで、これは事業報告書の中で実施、それから従事者のお名前も全て報告がされてございますし、実際、写真というふうな添付はございませんが、町の担当が現場でその際に立ち会っているというのが現状です。ですから、非常にこれ、担当の者も現場に立ち会っての感想は、あの作業は非常に大変やだというふうなことを聞いてございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

当然、水中でのことですが、こちらでは当然、水中カメラというんですか、あれもあると思うんですけど、やっぱりそこら辺を添付していただいて、どういうふうな形に、清掃前と清掃後のそういった写真も持たれているみたいでありますから、そこら辺もちゃんといただいて、実際の清掃前はこれだけ付いって、清掃後にはきれいになると。これは、やはり添付をしてもらうべきではないのかなど。

そして、これはちょっと仄聞の話を申し上げて大変恐縮な面もあるんですけども、和歌山南漁協本部にはこういった作業日報も当然、指定管理者の大もとでありますから、お金の流れも一旦指定管理で委託料は白浜町から和歌山南へ入って、和歌山南から今現在、運営されていますフィッシャーマンズワープ白浜へと、そのような形で渡るんであらうと思いますけども、そうではあるならば、大もとの和歌山南漁協にもこういった浮き桟橋の作業日報報告書等は、やはり提出すべきではないのかなど、その点は仄聞でありますけども、和歌山南には浮き桟橋の維持管理業務においてのそういった作業報告書等は一切ないと。だから、どういうふうな形でやられているかというのが漁協内部でも若干問題になった経緯があるみたいでありますけども、その点につきましては把握をされていますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁協内の書類的な部分を私どものほうからどうのこうのというふうなことは申し上げられ

ないかと思えます。ただ、やはり私どもに来ている事業報告書というのは漁協の理事会の中で中身を見ていただいて、それでその中身に、やはり作業の日時、それから従事者、そういったものも報告をいただいているものですから、当然、漁協の中でそのような意思疎通というのはできているというふうな感じでした。

ただ、議員のお話がそうでしたら、その辺の部分、あるいは漁協のほうでももう少し把握をしていただきたいというふうなことの申し入れはさせていただきたいと思っております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

それでは、確認しといてください。

では、先に参ります。先日の議員懇談会等で、決算の一部の資料で説明を受けました。大変な説明のスピードで、なかなか理解できなかった部分もいっぱいあったんですけども、その中で、同僚の議員の一人が質問されたときに、ダイビング客の数といましようか、売り上げが少ないのではなかろうかと、そんな質問があったと思うんですけども、そのときに、課長のほうから、いや、ダイビングについては委託をされていて送ってもらっているんやと、そやったら、どこから送ってもらっているなどと言いましたら、同じ今のフィッシャーマンズワーフの経営者であります方が、また江津良のほうでも同じダイビング事業をしておると。そこから客を送ってもらってきていますと、そういうふうな報告がありましたから、そうになりましたら、これは平成25年7月17日、町と和歌山南漁業協同組合との間で締結をしました管理運営に関する基本協定書、今、私がこちらに持ってきておりますが、この基本協定書に反することにはならないのかと、私は反するのではないのかなと思うんでありますけども、ここら辺の基本的な見解を教えてくださいと思えます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

基本協定には反することにはならないというふうに理解してございます。

私どもは和歌山南漁業協同組合のフィッシャーマンズワーフの海洋体験室の業務としてお願いしているものについては、海洋体験室の使用料1,000円、これは条例の中でうたわれてございます。その使用料を徴収して、それでそれをなおかつ指定管理者の和歌山南漁業協同組合のこれ、実質、株式会社フィッシャーマンというところかも知れませんが、その収入にしてくださいというふうなことの基本協定でございます。ですから、その分の1,000円ということの単価、四千何がしかの四百数十万円、これが入ってきてございますので、その部分では協定の違反には当たらないというふうに理解してございます。

それで、そのダイバーの誘客という部分については、これは誘客していただいているそういったショップといいますか、それはあくまでフィッシャーマンズワーフ白浜のお客様という位置づけになりますので、お客様がうちの体験室を利用して、漁港から外へお客様をお運びする、その中で私どもの施設の中の使用料1,000円を徴収していただくというのがこれが当初の業務でございまして、それで、仮に今、議員のおっしゃられる部分、これが当然、自主事業というふうな形でできる可能性もございます。ただ、それについては、当初からの

自主事業の申し入れで、漁協から来ているものでもございませんので、そういったものは、やはりお客様として来ていただいた方から徴収をしていただいて、そして私どもの施設へ入れていただいていると、このような認識でございますので、当然、基本協定書の中から違反してないというふうに解釈してございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

そしたら、また基本的なことを聞きますけど、委託をしていると、普通委託をすれば、同じ経営者の方がいらっしゃいますが、法人が違いますので、委託をするということは、やはりその委託にのっとって、何がしかのお金といいましょうか、その成功報酬的なものが幾ら送ったら、これは1人につき、こうと。そこら辺の費用は発生するのが普通、発生もしないのに委託をするというもおかしな話だと思うんですけども、当然、委託となりましたら、法人対法人のことですから、そういった委託料等の発生がするようなことになっているのかどうか、そこら辺は把握されてらっしゃいますか。

それともう1点、あと今のこのフィッシャーマンズワープの中の体験学習に来て、お一人1,000円をいただいていると、そういうのがありましたけども、これも同僚議員の方から質問がありましたけれども、せんだって。いや、ちゃんとフィッシャーマンズワープのそういったパンフレットの中にダイビングの体験学習1万円と、そういった計上もあるやないかというふうな指摘もあったかと思うんですけども、そういうふうなことからされましたら、現実的にそういったチラシがあるのであれば、今、課長が答弁をしました内容とはちょっと食い違いが出てくるのではないですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに、フィッシャーマンズワープ白浜のパンフレットのほうにはそのようなダイビングをしたら、例えば1万800円というふうな記載がございます。当然、これを普通にごらんになられた方は、フィッシャーマンズワープ白浜の収入にそれがなっているというふうに解釈される、これは当然のことかなと思ってございます。

ただ、実情はそういうわけではございませんので、私が先ほどから私が説明させていただいたというのが本来の形でございます。それは協定に当然触れたものでもございません。

ただ、こういった表現は確かに議員がおっしゃられるような、誤解を招く部分があるかと思えます。ただ、逆の目からしますと、これ、お客様の目からは、それではそのとこで使ったら1,000円ですかと、潜ったら1,000円ですかというふうなことをフィッシャーマンズワープ白浜の施設としては、これ表に出していけないと。表に出すというか、それはお客様に対して逆に不親切に当たりますので、そういった観点からあるショップのそういった金額をここのとこに載せさせていただいて、要はこの金額だったら、そこから体験して潜っていただいたら結構ですよというふうなことを表示しているものでございますので、そういったことをご理解をお願いしたいと思います。

委託料の部分でございますが、委託の条件としては大体年間の使用者、これまでの実績の大体使用者の月平均をいただくことで、残りは収益が発生したら、それはそのショップのほ

うの収益にしてもうてもいいですよというような契約になってございます。ただ、実際、それに伴う人数というのが逆に確保できなかった場合は、幾らマイナスになってもその金額はうちへいただくし、それで、逆に言うたら、赤になっても損失の補填はしないというようなことになってございますので、場合によっては26年度のように、非常に夏場の天候が荒れて、町のほうの部分についても、これ、経営が結局、安定するには一定の収入が要りますから、フィッシャーマンズワープのほうにも一定の収入が要りますから、そういった安定した経費といいますか、収入を確保するためにそういったことをしてございます。

当然、ことしの7月とかでしたら、もうほとんど海のほうも荒れて海には入れないと、でも、このような場合でも36万というふうな金額は受託の条件としてうちのほうへ来るような格好になりますので、これ、実質として、そのショップのほうが損をしてでも私どもの施設のほうの運営にご協力をしていただいているというふうに解釈してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

白浜町に今、協力してもらっているというふうな解釈でありますけど、もう一方、このような解釈が成り立つわけであります。委託料の発生は、もうかっているんであれば発生はするかもわからないけども、今のところは聞いているようでしたら、もうかっていると、それであるなら、送ってきているところがもうかっているんだと、これは経営上、帳簿に赤字であると。ですから、そのもう1つのダイビング会社が年間の決算のときに、申告のときにですよ、赤字金額がこれだけ、例えば100万円が本来だったら入ってくるところが入っていないから、赤字マイナスで、こちらの違う法人の税務申告上、何か有利になるような、そのような形でも使われるということにはならないんですか。私はそういうふうになると思うんですけども。送っていても、収益がマイナスであると、当然、法人ですから、マイナス部分を計上して税務申告にも使うことができるんじゃないんですか。その点で恩恵を受けているのがフィッシャーマンズワープ白浜ではありませんけども、違うところの委託先のところがそういった変則的な委託となっておれば、そういうふうな税務上のそういった使い方もされているのではないかと、そこら辺まで把握されているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

相手方の会社の会計の中身がどうなっているかというところは、私どもは把握してございません。ただ、まず前提にあるのはその会社にはそれだけのマイナスが生じていると、その結果、戻ってくる場合に税制の上のその有利な条件があったとしても、それは会社として、はなから損失を補うべき部分には当然至らないと思いますので、そういったことから言いますと、やはりそういったことも全て含めて、会社のほうの判断で損をしてでも受けようという考えでやっただけでいるというふうに理解してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

この委託と、今現在1社だけだというふうに思うんですけども、本来だったらほかのダイ

ビング業者さんですか、そういった方にも送り込みとかそういうふうな形もして、1社と1社で同じ法人法人やから、あそここうで、今、いろいろな解釈というのか、いろいろな町民の皆さんからそういった見方をされているんです。ですから、委託をするのであれば1社だけじゃなくして、それはいろいろ商売がたきとか、いろんなことがあって、なかなか広がりが無いのが現実であろうかと思えますけれども、そこら辺、公にもっと公然とうたったらどうなんですか。

それでは、次に参りますよ。今、課長はこの基本協定書には反してないと、そういうような見解でありますけれども、この基本協定書の第8条、禁止事項には、特に1番ですけれども、本施設の一部または全部を第三者に賃貸し、またこれを担保の用に供することも、もしくは名義のいかんを問わず第三者に共同使用または管理運営させてはならないと、そのようにうたわれております、ほかもあるんですけれども。これは和歌山南漁業協同組合が、フィッシャーマン以外に一部または全部を貸してはならないと、そういうことを言っているであろうと私は思うわけでありますけれども、ということは、すなわちその後のフィッシャーマンという法人はフィッシャーマンズワープ白浜を直営で運営することと、そういうふうな解釈でよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その会社のほうが直営でフィッシャーマンズワープを運営しているというふうな解釈ということでございますか。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

この基本協定書の第8条の禁止事項ですね。これは和歌山南漁業協同組合がフィッシャーマン以外には貸しませんよといいますか、貸してはいけませんよと、そういうふうな内容のことを言っているんですと。それで、その上でフィッシャーマンという法人があります。今、法人で運営をしております。それで今現在のフィッシャーマンズワープ白浜はこのフィッシャーマンが直営で運営をしているんですねということです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは業務委託という形をとってございますので、賃貸ということに当然、抵触いたしませんので、フィッシャーマンズワープ白浜については和歌山南漁業協同組合が直接運営をしていただき、その中の業務をそういったところをお願いをしているというふうなことで理解してございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そしたら、業務を委託すると、先ほど言いましたダイビング業務なんかも委託をほかにしているという例がありました。それもこういった基本協定書には反しないと、そんな町の見

解でありますけれども、それではこのダイビングの体験学習以外にフィッシャーマンの中で委託って、業務委託になるんでしょうか、賃貸してはないと言うてるんですから、業務委託ですね。私はこのフィッシャーマンズワープ白浜では5つの事業部門があるというふうに思っております。2階のイタリアン、和食、ここで2つですね。1階の水産物で3つ、これ、喫茶店、ダイビングと、あと季節によりまして、ビアガーデン等がありますけども、この売上げがどこに入るかはちょっと存じ上げませんが、基本的には5つがあると。

ですが、この中でダイビングが今、課長が言いましたように、先來から委託をしていると。となれば、ほかの4つの部門でもそういった委託とか、そういったケースはないのかどうか、全て直営でやられているんですか。ちょっとその点、確認の意味で質問したいと思うんです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

フィッシャーマンズワープ白浜の業務の中には、あと業務委託をしているものにつきましては1階の喫茶店部分、ここも業務委託をしております。これは漁協の準組合員の方に業務委託をしているというふうなことでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

ダイビング以外に1階の喫茶店部分も業務委託をしていると、多分、その方もこのフィッシャーマンの役員さんか何かになってらっしゃるのかなと、それでもって、今、準組合員さんとおっしゃいましたけれども、そういった町として、先ほどのダイビングはもうかつてはいないと、そこら辺は把握をしているみたいであります。この喫茶店部門はどのような形態で業務委託をされているか、そこら辺の数字的な内容についても、町としてはつかんでいるんですか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうは売上額の15パーセントをこちらにいただくというふうな契約になってございます。ですから、あそこも、やはり人件費なり何なりが生じてきますので、お客様が非常に少なかった場合については業務の委託先が損をする、それからお客様が多かった場合は得をするというふうなこのシステムになっているところでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

これ一般、世間的にいいましたら、業務委託でなくて、それやったら賃貸といいましょるか、そこの店の喫茶部門のテナント、こういう売上げの15パーセントという条件で貸しているというふうな解釈にはならないんですか。普通、それが一般的だとは思いますが、どうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

あくまで業務委託でございまして、これを貸しているということでないかというふうに理解してございます。

○議長

1番 溝口君（登壇）

○1番

そうしたら、もうかっているか、もうかっていないか、そこら辺までは把握をされてらっしゃるんですか。普通、もうかっていなかったらこういった形で、町は業務委託と、売り上げの15パーセントで今現在、喫茶店部門を任せていると。それだったらですよ、多分、私はもうかっているから、今もその運営者の方はやられてらっしゃるのかなというふうに理解をするんですけども、そうなった場合ですよ、今、現実には、フィッシャーマンズワープ白浜だけではございませんが、この指定管理者の制度の見直しの案は、先般の全員協議会、議員懇談会等で町の考え方が示されたわけでありまして。今、その中で、この前、収支決算書を見せていただいて、回収ということでありましたけども、赤字であります。数千万の赤字なんです、26年度。しかし、法人全体が赤字であるのに、一部の今の業務委託をされているところはもうかっておる。おかしいですか。その15パーセント、本来でありましたら、法人全体が赤字赤字で来て、何とか町もその手助けをしなければならないと、その指定管理の制度の見直しの案を今、検討中なんでしょう。しかし、一部で施設の中で、業務委託を受けているところがもうかっているところがあると。おかしい話じゃないんですか、これ。

そこら辺、それでその案が通るか通らんかわかりませんが、そういうふうな形で町が補填を考えていると、そこら辺の解釈はどうなんですか、おかしいですか。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

現在の、例えば喫茶部門の部分を例に挙げて申し上げますと、仮にもうかっていたとしても、それが物すごく何千万というような、何百万というような収益、そういったものにつながっておれば、当然その部分での業務委託料を見直すべきであるし、そういった収入の部分で、当然町のほうにプラスになる見直しというのは必要になるかと思えます。

ただ、現在の状況はいろんな声を聞くとわずかにもうかっているというふうな声もちょっと聞いたりもするんですが、それが当然、業務委託の範囲でございまして、お客様の数によってはそれがプラスになり、マイナスになる施設でございまして。

ですから、私どもは今の形で、それを直営ということになりましたら、その従業員も当然、うちのほうで雇わなければならないと思えます。それで従業員を雇って、なおかつ、その衛生関係なり、何なりの管理も全てこちらのほうになってきたときに、果たして今の収入と、入ってくるものと、それからそういった直営になったときに、出した場合にどうなるかというふうなことの分析は十分する必要があるとは思いますが、今のところ、そのようにうちのほうがそういったリスクまでして、15パーセントの売り上げ、これは確実に入ってくるものでございまして、そういったものを捨ててリスクを背負いながらそのところを直営にするというふうな考えはちょっと危険かなと思ってございまして、そういったことも、ただ、指定管理料の算定の中では、やはりいろいろ考慮した上で取り組んでまいりたい

とさせていただきます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

やはり、これ、今も公の場での一般質問の場で、我々は最初全て直営でやると、フィッシャーマンズワーフ白浜、その法人が自分らで人を募集して、いろんな形で運営をされている。全部門が運営をされているのかなと思っていましたけども、こういった体験学習のダイビングについては、同じ代表者でありますけど、違う法人からお客様の送りをしていただいていると。それとまた今、1つまた新たになったことは喫茶部門も業務委託をして、売り上げの15パーセントをフィッシャーマンズワーフに納めていると、しかし、そんな大もうけではないにしろ、やっぱり利益が出ているんでしょうね。しかし、フィッシャーマンズワーフ白浜として、全体で赤字決算でやって、町も何とか、これはほっとけないなという形で、後でも言いますが、補填をするという案を今、考えているわけです。

これ、やっぱり、法人が赤字やから、町もほっとけないからと言われるけども、その中でもうかっている人もおるといのは、私はどうしても解せない。だから、今、課長がしみじみもおっしゃいましたけれども、15パーセントというのをもう少しバックして、上げて、やはりとんとんか、それぐらいの中でやっていただかないと、やっぱり住民感情というか、我々議会もそんな町の公的な資金を入れようかという案であるのに、中ではもうかっているのがあると。これは、やはり到底理解をされないと、私もこのことについては理解しにくい。

そうしてまた、先、言いますが、あと時間もですけども、これは家賃という表現では正しくないと思いますけど、俗にいいましたら、普通でいいましたら、家賃ですね。年間96万円の施設使用料、これも支払われておりません。

私は1つ残念でならないのは6月、9月と2回について一般質問をした際に、せめてそれぐらいのことはちょっと経営的に苦しくて、こういう状態なんですということを、やっぱり言っていたかった、課長のほうから。2回も質問した際にもそのことには全く、それは質問してないから、触れなくてもいいんでありますけれども、このような状態になっていると、やっぱり言っていたら。それで、現実的に決算委員会ではこの年間の96万の施設使用料は1円も払われていない。そしてまた、温泉使用料の104万円、これは町が2分の1を負担していますから、実際には208万円、そのうちの半額を免除してもらっている104万円も支払われていない。このような判断からしたら、本来、もともとの指定管理の民間のノウハウを生かしてとか、そこら辺の運営的な経費を削減という目的ではありませんけれども、この運営者にこれ以上は任せてられるべきもんかなと。

町からいいましたら、最初のこの前の説明でも当初の備品は本来だったら、3,700万等の備品をそろえてとか、それに対する償却がどうか言いましたけれども、先ほど3,700万の備品にしても、本来、もともとその事業に使うべき細かい備品類の3,700万なのか、それとも町も、やっぱりそのうちの幾らかは、これは基本的の初期の中で投資というか、設備を町側がしていなければならぬやつか、そこら辺の検証も今後はすべきであろうなと思うんですけども、今は結構でありますけども、そういった状態であります。

そうして、最後に聞きますけども、それでは、先般からいろいろ指定管理の案を聞いております。それを平成26年度のフィッシャーマンズワーフ白浜の決算に沿って、今回、当局

の指定管理者制度の見直し案を当てはめた場合、町の負担額は一体幾らになるのかということを知りたいと思っております。平成26年度の決算に沿ってやった場合、町の負担額は幾らになりますか。今現在、考えている案で当てはめましたら。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのような幾らになるかということに対しましては、やはりその施設の運営状況、それから経営等々にもお話が及ぶかと思っておりますので、この場では控えさせていただきたいと思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

これ、しかし、公にさせていただかないと議会でも話することはできませんよ。どうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺の部分につきましては、やはり別の機会を設けて、議員様方に全て説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

我々議員もさまざまな支持者の方とか、町民の方に説明申し上げますよ、聞いた後で。それやったら、同じではないんですか。もう一度聞きますけど、どうなんですか、発表することできないとか、案を今、これからまた町民も言いましたけど、臨時議会になるかもわかりませんがとも言うてましたけど、そのときに出てくるんでしょう。ですから、現在、今の案でいいましたら、町の負担は幾らになるんですか。多分1,000万、1,000万単位のお金にはなるのかなというふうに私は思いますけれども、どうなんですか、当局のほうから発表できないんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員のほうも、特に26年度というふうなことの年度を指してのというふうなことなんですけど、運営としての基準額というのは、やはり私ども、そういった分析調査をさせていただきましたので、それをこの前からやって今、検討中でございます。

それで、運営基準額で出てきた数字については、先般の議員懇談会の中でも各議員さんの方にお知らせさせていただいたその金額でございます。

それで、今、ただいま教えていただきました金額、1,000万そこそこというのはその運営調査の金額を見ての議員の推測というふうなことと思っておりますが、やはりどうしてもその辺のあたりの金額から私どもも検討していくということになります。それで、一定の金額、

先ほど議員からご指摘をいただいたようものも当然ございますので、そういったものも精査して、最終的にどのぐらいの金額に設定したらよろしいかというふうなことをまたご相談させていただく機会を設けたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今回、この案に全員協議会、議員懇談会等で示されてから、私も実際三、四十名の町民の方にお話をして、感想といたしますか、考えを聞きました。大半の方がほとんど商売、自営業をされていらっしゃる方が多かったのですが、そんなばかな案はほんまに上程しようとしているんかというのが第一声であります。ほとんどの方がそんなむちゃくちゃな、そんなあほなというような表現でありました。そんなんでもしやるんだったら、うちとこも町の指定管理にしてほしいと、そしてもう給料は人件費というのか、それだけでええと。今もほとんどもうけがあるような、ないような状態であるから、指定管理を町にさせていただいて、人件費分だけを払っていただけたら、もうそれで十分やと。

ですから、やはり幾ら町にとって、大事な観光の施設の拠点の一つという位置づけであっても、指定管理になって次年度に売り上げ予測をして、足りない、補う、赤字になるべき部分を上限を設けるのか設けないか、ここら辺、細目については今後、出てきますけども、上限を、例えば設けたとしてもですよ、赤字になり得ると予測される金額を町が認定をしたらそれを補うと、そんなもん、先ほども言いましたけど、町民感情から考えた場合、理解されるわけがない。私の立場ですけども、議員個人の、私の個人の考えと、これ、先ほども言いましたけど、私もしこの案に、議案に賛成したら、私はすぐ議員をやめということで、電話も鳴りっ放しになると思います。これは、町民感情、やっぱりいろんなことからしたら、これは通すわけにはいかんし、こんなむちゃくちゃな案、ですから、私は思うのですが、どうしても立ちいかんようになりまして、ここは、元請けは和歌山南漁業協同組合でありますから、そのもとによ言って、違う運営者を公募するなり、選定をするなりやって、新たに出発すべき、そういった道も考えるべきではないのかなと思うんですけども、そこら辺、町長はどう思いますか。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

大変厳しいご意見をいただいておりますけれども、やはり今現状は、この指定管理者の和歌山南漁協さんに対して、我々としまして、できる限りの応援といたしますか、これはもう町としては当然、町の施設でございますので、やっていきたいなというふうに思っております。

ただ、今、現在の運営基準額、先般、皆様方にご説明申し上げました運営分析調査を参考にして、今後、どれぐらいの金額が、どれぐらいのものが必要なのかということはこれから精査した上で、町が負担すべきもの、そしてまたこの指定管理者が負担すべきものをきちっと精査した上で、当然、この施設の維持費を厳格に計算した上で、固定金額等がもし、これが仮に町民の皆様にお示したときに、これだったら、やはり当然やなど、あるいはこれぐらいのことは必要だというふうなことを理解してもらうための説明責任はこれからも果た

してまいりたいというふうに考えてございます。

どなたがこの施設を運営するにしても、これだけの維持費が、あるいは経費がかかるんだということと、それからその指定管理料との兼ね合いでございますけれども、そこはきちつと我々も説明をしていかないと、なかなか町民の皆さんのご理解がいただけないのではないかなというふうには思っております。

ようやく3年目でございますけれども、まだまだ3年目ということと、それからもう3年目だというふうにさまざまなご意見があるかと思っておりますけれども、私は、やはりもう一度ここでようやく販売体制等も整ってきまして、かなりこれから先行きも明るい兆しも出てきておりますので、いろんなご意見をいただく中で、厳しいご意見も多いですけれども、やはりここはもう一回ここで原点に戻って、心機一転、指定管理者の皆さんとともに、そして町民の皆様にご理解いただくために、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

あと残り時間は1分であろうかと思えます。先ほど申し上げましたように、この周辺の市町村のそういった大型施設等となりました道の駅等が一番ですけれども、そんな上富田町さん、すさみ町さんの場合においても、当然指定管理の委託料を発生せずして、年間一定の金額、運営がもうかってあろうともうかってなかろうと一定の金額はいただきますよと、そういう協定をされてらっしゃいます。当然かなりの供託金もあるそうであります。

そこで、上富田町などにおいては施設の基本的な施設についても、あとは指定管理者の責任においてやると。すさみ町にはおいては一定の金額を町が積み立ててやるそうでもありますけれども、我が白浜のように、この大型施設の指定管理については、ほかの市町村とはちょっとかけ離れていると、大事な観光施設であるからと、そういった言葉にみずから逃げて、本来の指定管理者制度のあるべき姿から逸脱しているのではないのかなと、そういうふうに思わざるを得ません。

ですから、こういった案は町民からは必ず受け入れられるわけがないということだけ、はっきりと申し上げておきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11 時 01 分 再開 11 時 10 分）

○議 長

再開します。

12番、南君の一般質問を許可します。南君の質問は一問一答形式です。まず、指定管理の更新及び協定書についての質問を許可します。

12番 南君（登壇）

○12 番

ちょっと時間が長引きそうなので、多分、九分九厘12時を回る可能性が大ですので、よろしく願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

漁協振興施設フィッシャーマンズワープ白浜が設計段階からいろんな議論を呼び、毎議会ごとに一般質問がなされております。きょうも5人が登壇予定、そのうち4人がこの問題について触れると聞いております。先ほどの溝口議員の質問内容と多少ダブることもあると思いますが、その点、ご容赦願いたいと思います。

ことしの町予算50万円で、フィッシャーマンズワープ白浜の運営分析調査が行われ、今回の議会に報告書が出されております。50万円の予算審議のとき、私は運営委託をしている施設を町が経営診断するのはおかしい。するのであれば、委託先の業者の方がするのが筋道ではないかと異議を申し上げたこともございます。しかし、可決され、今回の報告書になったわけでございます。

報告書によりますと、他の自治体の例でほとんどの設備備品等を行政側で用意している例が多いにもかかわらず、指定管理者に多額の開設費用を負担させている。2番目に仮に維持の負担が当初の合意であっても、平成25年度の経営状況を把握しているにもかかわらず、翌年以降の指定管理の負担を大きくふやしているなど、町が指定管理者に施設の管理を代行してもらっているという指定管理者制度の本来の運用とは言いがたく、むしろ貸し店舗のような扱いであると言わざるを得ない状態です。したがって、現在の運営状況に至った原因として、指定管理者のみの責任でなく、むしろ行政側の甘い認識による側面がかいま見えることから、今後、行政として責任ある対応が必要であると考えます。こういうふうに報告されております。

私はこの報告は全く同意できないと思います。振り返ってみますと、湯崎漁港整備事業は総事業費12億5,200万円で平成20年度より事業を開始し、それ以来地域活性化や漁業の経営改善策として多くの予算が投入されております。前回の質問でも私は言いましたけども、その中には浮き桟橋2基9,800万、漁業振興施設1棟3億5,300万、駐車場4,900万円の事業費計5億円が事業採択された後も振興施設基礎変更3,400万、CAS冷凍機1基1,600万、冷凍保管庫1基500万、水槽3基1,600万、POSシステム800万、販売店舗2基200万、ワゴンゴンドラ3基160万、家具一式500万、モニュメント360万、ほか備品700万円の増額、その後もパラソルや水槽などを多額に投入されております。

それ以外でも、平成25年度の町からの施設側へ出している金額は指定管理料228万円、光熱費、これは半額ですけども、半額負担で342万、下水道で71万、温泉使用料、これは免除ですけども、恐らく100万ぐらいはかかっていると思います。設備点検保守、火災保険料を合わせて40万円ぐらい、合計八百数十万が町から出ております。26年度も七百数十万は出ていると思います。施設から町への収入は皆無とっていいほどありません。それでも、指定管理者に多額の負担をさせていると、こういうふうに言えるのか、私は疑問であります。

議事録を見たらわかりますけども、花火や海水浴場開きの漁協の同意を求めたとき、漁業関連販売施設をつくってほしいとか、いろんなこと条件がございました。その同意のときの条件の1つであるその要望にこの施設は応えたと思います。それなのに調査報告書は指定管理者に一方的な負担をかけているとの表現ですが、逆に漁業関係者の要望が通ってできた施設でございますので、町にばかり負担させず、6次産業とも言われる商売でございます。

だから、漁協さん自身もみずから負担するぐらいの覚悟が必要ではないでしょうか。

漁協の要望で、観光漁業の振興という目的でできた三段のダイビング基地の二の舞はごめんでございます。また、地元のとれとれ市場やよってって等は自力で建設し、自力で返済もしているではありませんか。それを、町施設だから町が全て負担とは、経営感覚からすれば私は理解できません。繰り返します。この報告書にある行政側の甘い認識による側面がかいま見えることから、今後、行政として責任ある対応が必要であると言われてはいますが、町長はこれを指摘どおりと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、南議員から湯崎地区漁業振興施設についての経緯並びに過去のさまざまな町の対応と申しますか、行政側の認識についてのご質問をいただきました。

このフィッシャーマンズワープ白浜につきましては、皆さん、もうご存じのように、湯崎地域の活性化を図る漁業振興施設として完成をいたしました。ご承知のとおり、現在は和歌山南漁協に指定管理をお願いして、運営を任せております。この施設は漁業振興施設にとどまらず、観光客の誘客施設としての位置づけも大変大きいものがございます。その期待も大きく、当町の最大の観光スポットのこの白良浜から湯崎地域に点在するさまざまな観光にとりましても、大きなスポットになっているというふうにご覧いただいております。

議員からは、この漁業振興施設について、フィッシャーマンズワープ白浜については行政側の甘い認識があったのではないかと、そういったことをご指摘いただいておりますけれども、この湯崎地区の漁業振興施設につきましては、やはり過去におきまして、さまざまなご意見、そしてまた紆余曲折がございました。その中でこれからも、やはりこの施設を建設した以上、町としましては何かこの施設をもっと有効に活用して、そしてより効果的な、効率的な運営をしてもらいたいというふうな思いで今現在、臨んでおります。

貸し店舗のような状態だというふうにご指摘もございましたけれども、決してそのようなことはございません。やはり、これらもう一度原点に立ち返って、この施設をどうすれば運用できるのか、運営をしていけるのか、赤字にならずに黒字に転換できるのかということ、大きく視野に入れまして、これから町として精いっぱい努力を重ねてまいりたいというふうにご覧いただいております。厳しい経営状況であることは間違いございませんけれども、ぜひ町民の皆様方からのご提案、そしてまた議員の皆様方からのご尽力をいただきまして、もう一度これから真剣にと申しますか、これまで以上に真剣に取り組んでまいりたいというふうにご覧いただいております。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

町は議会への報告の中で、指定管理者の26年度の収支は芳しくないとか、また何千万円の借入金があるから、苦しいとか、そういう報告をしてはおります。しかし、先ほど富田事務所長も持たれていましたように、白浜漁業振興施設フィッシャーマンズワープ白浜のこのチラシも、これは10月のイベント、そのチラシなんですけども、いろんなことを書

かれています。ダイニング、鮮魚、スカルペッタ、喫茶店、ビアガーデン。その中にダイバーズベイ。先ほどおっしゃっていましたが、体験ダイビング1万800円、スノーケリング4,320円、ライセンス取得コース2万9,800円、ファミリーフィッシングとか、いろいろ載っておりますけども、先ほどの全協で報告をいただきましたこの調査報告書にこういうことは載ってないんですね、ダイビングとか喫茶店とか。どうもわかりづらい。この報告書というのは指定管理者の漁協のことなのか、運営者のことなのか、運営者のフィッシャーマン株式会社のほうなのか、私はちょっと理解しにくいと思います。

町は、指定管理者に費用的な負担をかけるということはあってはならないことと言いますが、町は数億円の投資をしておりますし、その施設の売り上げが全てフィッシャーマンに入って、町への収入は、先ほど言いましたように全くありません。このような重要な点を考慮した上での報告書で、町が今のところこの報告のとおりと思っておりますか、重ねてお聞きしたいと思います。

そしてもう1点、先ほどの溝口議員の質問にありましたけども、町からは全て漁協直営だというふうに我々も説明を受けていますし、ダイビングから喫茶から直営であって、委託はもうしないということで委託の場合は、あくまでも専門的なのというんですか、清掃業務だとか、電気の何かあるとか、そういうことに関しては、委託はしてもいいですけども、この業務以外はだめと、業務以外はやっていいのと悪いというんですかね、業務委託してはだめということを原則書いているんですけども、先ほどの答弁では喫茶店も15パーセントいただいているとか、まあ言うたら、テナントみたいなことを言っていました、これも違反するのではないんですか。私も協定書を以前読んだことはあるんですけども、これは変わったわけですか。その2点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

報告書のとおりかということに対しまして、まずご返答させていただきます。

この報告書というのは、経営を安定した状態で維持していくのに今の時点でどの程度のというふうなことのフィッシャーマンズワープ白浜の収支の部分、こういったもの、それから現状等について調べさせていただいたものです。

それで、報告書のとおりかというのは、やはり安定したというふうなことの観点での金額のはじき方をさせていただきますので、もう少し無理をすれば、この金額でも落とせる要素というのはゼロではないというふうには思っております。

それから、委託の部分でございますが、委託につきましては、協定書のほうには委託はしてはだめだというふうなことの規定はなかったというふうに思っておりますし、その全ての業務を委託というのは、これはもう指定管理者の制度上禁じられていることでございますから、それはだめです。ただ、私どもの説明の中でも、これまで軽微な業務の委託等々については構わんと。今、販売業務なり何なり、一部のものが軽微なものに当たるかどうかという解釈は皆様それぞれお持ちかと思いますが、私どもは、やはり施設を安定する中ではその業務を委託することもやむを得ないなという判断の中でやってこさせていただいた。それが、例えば1階のあの市場の業務を全て丸投げと、どこかの業者に入ってもらいと、これはちょっといかがなものかというので、私たちも苦言を申したいわけなんです、そういった

ものではなく、あくまで幾つもある業務の中の1つを業務委託していると。それが施設の安定につながるものですので、そういったものには、やはり容認すべきかなというふうを考えてございます。

ただ、その協定書の部分、これはあくまでそれぞれ双方の理解の中で協定というのは結ぶものでございますので、これまで相手方もこの協定の中で問題はない、私どもも問題ないということで運営を続けてまいりました。それが抵触するということであつたら、当然、その都度見直しをかけて、その中身についても、やはり皆様方に当然ご説明をしてきたものですから、協定書の中身は変えるんだつたら、変えるなりの説明は当然必要であつたかと思うんですが、現状の部分はそのようなところの協定書の中には触れないというふうな双方の理解の中でやってございますので、特段問題がないのかなというふうに思っております。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

もう一度、私は協定書を読んでいただきたい。ちょっと私はこういうことになると思っていなかったもので、今までの説明のとおり、ダイビングも喫茶も全て、以前はそういうふうに確かに答弁なさっていました。いつの間にこんな変わったんかなと。やっぱり、協定書を変えるときには、議会に報告ぐらいはしてもらわんと、気づいたら変わつてあるでというのは、それでは非常に困るんですね。我々は納得して今まで進めてきているのに。

例えばダイビングにしても喫茶にしても、そんな軽微なことないですわ。そして今度の経営もダイビング抜けているでしょう、経営、先ほど言っていましたように、その施設使用料の1,000円は載っていますけども、ダイビングは委託しているというより、ダイビングをやっているからこそ、あの店も売り上げのかなりの部分、ダイビングで占めていると思うんです。それを抜けて、調査報告書といって、これ、こんなの調査報告書になるんですか。その点、再度お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私どもの施設全体の中での考え方ということになってくるかなと思うんですが、今回、金額を算定しました4施設、これはフィッシュマーケット、これ1階です。それから、2階の和食、イタリアン、それから屋上のビアガーデン、これは全体的に利益率の改善が今度もう少し図れるんじゃないだろうかというこの4施設にまず限定をさせていただきました。ダイバーズ、それから1階の喫茶店部門、こういったところにつきましては、あくまで業務委託をしているので、これが収入が上がったところで向こうの相手先の収入になるというようなことがあつたりしますので、それはそれでまた個々の中で、私どもが中で考えたらい施設でございますので、今、実際、直に収益を上げたら、それがリアルにはね返ってくるその部分について分析を行ったものでございます。

ですから、そういった観点でございますので、この残りの2つが載っていないから、これがすなわち運営調査にならなかつたというふうなものにつきましてはご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

そしたら、和ダイニングですか、それとか、レストランなんかもこれもまた委託するんやと、そういう可能性も大いにありますね。これ、もう初期と全然違うんです。最初、商工会で、私も商工会に多少関係してはいますが、そういうテナントは入れないということになっていたんです。この施設は全て漁業関係、漁協の直営なので、商工会関係というんですかね、商売人は入れない。そやけど、これ、実際、こういう商売していて、テナント、いくら準組とか、何とかといたって、根本は全てが漁協直営なんですよ。なぜ途中でこんなに変わってくるんですか。再度お聞きいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず今後、2階部分のそういった和食とか、そういったところも業務委託になるのかということに対して、そこは私どもも今のところ、そういったことは考えてございません。もしも、それがそういったことになるのであれば、ウエイト的にも大きな部分でございますので、当然、説明もさせていただきますが、やはり当初の補助金の性格上、やはり施設のそういった大部分の部門を、ほんまに大きな要素を占める部分については、やはり慎重に取り扱うべきであるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

もっといろいろ突っ込んで聞けばいいんですけど、どうもかみ合いませんので、次のほうに進めさせていただきます。

以前、水本町長時代に町の広報でおわびということが出ておりました。平成23年12月の町の広報です。それを少し読ませていただきます。「私」これは結局、水本町長なんですけども、「町長選挙において、湯崎漁港整備事業は中止すると発言したことについておわび申し上げます」あと、少し省略させていただきます。「そしてまた、後援会関係者が5階建てのビルを建てて、漁業関係者に月1万円で貸すといったデマを吹聴したことにより、漁業関係者の皆様が著しく中傷されるに及び、大変な心労を与えたことについて、いまだ皆様の信頼を回復できていないことに対し、まことに申しわけなく、心よりおわび申し上げます」このように書かれております。

5階建てのビルを月1万円というデマがあったのかどうかは、私は存じておりませんが、それが今回、今、建っているのは一部3階建ての建物ですが、これが無料どころか、この案が通れば指定管理料を何百万か、もっと1桁違うお金になるかもわかりませんが、それを町が払い、ほかにまだ維持費も、町が直接支払っている金額も多い。これは現実でデマどころの話ではないんです。水本町長のときに、デマやとかいって、お詫びしましたが、これよりはるかに条件というんですか、この現実はデマどころではないんです。この点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

水本町長のときのおおび文は私も拝見しておりますけれども、そのときの状況をまだ私もつぶさには存じ上げておりませんが、やはりその時点での謝罪というのがあって、これは町民の皆様にはご理解いただいた部分もあったかと思えます。しかしながら、今現在のこの施設が稼働しましてもう3年目になるわけですが、やはりそんな中で、この施設をどうやって運営していくのかというふうなことで、実際、もう施設ができ上がったわけですから、それについては、町としましては現在の建物をどうやって維持管理していくのか、そして、その指定管理者である和歌山南漁協さんに対して、これからどういうふうな指導、あるいは具体的な、経営的なできるだけの提言、提案をしていく中で、何とかもう一度経営体質を変えていただいて、具体的に利益が出るような状況に持っていきたいというのが私の今の願いでもあり、恐らくこれは町民の皆様の理想の姿だというふうに思っております。これは町民だけじゃなくて、やっぱり観光客のためにもなっているということもぜひお考えいただきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、この指定管理者の経営努力というのはもちろん不可欠でございますけれども、それ以上にこの施設を運営するに当たっては、町の施設でありますので、どういうふうな具体的な支援が、サポートができるのかと、これはもうお金の面だけではございませんけれども、金額面でもそうです。そしてまた、側面的ないろいろな提案とか、そういった具体的な整備等も含めて、お金の部分、そしてまたハードの部分、ソフトの部分、この辺の整備をこれからも、やはり町としましては一生懸命頑張って考えていかなければいけないと。そのためにも議員の皆様のご理解もいただきながら、そして町民の皆様のご理解が進む中で、理想の姿に近づいていくんではないかなというふうに考えてございます。

もちろん、いろいろなご批判があるのは承知してございます。しかしながら、ここはもう一度原点に立ち返って、この施設のあり方、そしてまた、この施設の目的、趣旨にのっとって、何とかこれを、今、建てた以上、これは潰すわけにはいきません。これから壊すわけにはいきませんので、まずは何とかもう一度経営を立て直すためにも皆様方のお力添えをいただきたいというふうに考えております。

○議長

12番 南君(登壇)

○12番

結局、デマが飛んだだけでも、町ではかなり大騒ぎしたとか、そういうことになったんかもわかりませんが、今の町長の言葉では、そうしたら、そういうことも昔のことは昔のことにして、そういう家賃ただであろうが、向こうに管理委託料を払ってでも、それに立ち向かっていくと、そういう強い姿勢であると、そういうふうを受け取ってよろしいんですね。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

私の決意といいますか、これは町の施設でございますので、町民のために、あるいは観光客のための、例えば観光振興、そしてまたこの地域の振興、雇用の部分でのいろんな側面で貢献しているというふうな位置づけでございますので、当然のことながら町としてはこれを

何とかバックアップして経営を立て直していくというのが基本でございます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず1つ、間違えないでいただきたいのは、先ほど一部屋代、5万円、そのことについてのいろんなことを例に出されてございますが、あくまで町有施設の範疇の中での負担をどうしていくかという、こういった観点でございます。議員がおっしゃられるように5万円、その話がどうやったかわかりませんが、そんなことでできたらどんなに本当に楽か、その楽という言い方も悪いですけど、そんなものじゃなしに、やはりあの施設を建てた者、これは行政として多くの町民の税金を使って建てたものですから、行政として今、やはり何をすべきで、せつかくできているあの施設をどんなにやったら有効に使っていただけるか、そのような観点でいろんな提案をさせていただいてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

どうも、やっぱり町の施設、町の施設、町の施設やから全て町で見らんなん。ちょっと甘過ぎるように思うんですわね。商売としたら、そんなものと違うんです。皆さん、民間でいうたら、土地を手配し、もちろん固定資産税から借金から全て払っているんですよ。これ、先ほどの何千万の借入金があると言っていますけれども、5億、6億の建物やったら、数千万ぐらいやったら、当たり前というので、割と楽な借り入れやと思います。普通、5億、6億の建物にそういう民間でいうたら5億、6億の建物に数千万の借金というたら、もうほんまに自己資金に近いぐらいで楽なスタートしているんです、これ。ほとんど、町の施設やから、先ほど溝口議員の話にもありましたけれども、上富田にしても、すきみにしても、その管理委託者がほとんどやっているんですよ、建物、外枠はともかく。白浜はちょっと甘過ぎるように思って仕方ありません。それは見解の相違ですので、この件に関してはこれで終わります。

そして、協定書のことなんですけれども、平成25年度、これ、8月から翌年の3月なんですけれども、施設の光熱費、これは上限を決めていなかったんですけれども、これは折半、下水道料金は全額町負担、温泉使用料は免除、平成26年度は温泉使用料のみ半額負担、27年度も26年度と大体同じような感じだと思います。納付金は月8万円、町が指定管理者側に支払う管理料は月32万、什器、備品等は全て無償貸与とあります。そして、決算時において損益が生じたときはこれを補填しない。指定管理料は前払い金として、その70パーセント以上を上限として請求することができる。納付金は年度末までに支払うこと。これが主たる協定です。

そこで、質問させていただきます。1つずつ質問します。

指定管理料は前払い金として請求できるとありますけれども、実際、どういう支払い方をしているか。また、改めて聞きますが、納付金は温泉代、年度末に、これ、納入されていないと思いますけど、再度、確認したいと思います。この点、ちょっと答え願います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、納付金の支払いでございますが、相手方の請求に基づきまして請求書を出していただき7割の額を支払ってございます。

それから、温泉使用料、納付金のほうについては、現在まだいただけていないという状況でございます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

もう一度、前払い金として、具体的にどういう、請求があったときというんですか、それはわかりますけども、どのような支払い方をしていますか。何月、年度末に払っているんやとか、中間で払っているんやとか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ちょっと時期が、日付まで覚えてないんですけど、年度当初の段階で当然払わなければ経営ということが成り立ってまいりませんので、年度当初の段階で70パーセントの金額をお渡ししていくというふうなことでございます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

先払いであると、いただく納付金は後払いでこちらから払う指定管理料は前払いと、そういうふうな感じであると理解しております。ちょっと理解しがたいですけれども。

そして、関連してお聞きいたします。白浜町の債権の管理条例はどのようになっておりますか。漁協からの納付金、温泉代と、そして漁協に支払う指定管理料とこれは相殺できないのですか。相殺権は認められているのか、いないのか。そしてもう1点、通告すれば、強制徴収はできるのではないかと思うんですけども、この点ちょっとお聞きしたいと思ひまして。それと、納付していないのなら延滞金はどうなっているのか、こういう取り決めがあるのか、納付してもらっていないので、どのように請求、督促しているのか、相手方の反応とか返事はどうだったか、この点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、相殺という点につきましては、協定上、そういった契約上、そういったところの取り決めというのは一切ございません。もしも相殺するということになったら相手方とお話をして、それで相殺してもどうなというふうなことの合意を見た上で一定やるべきであると思ひます。

ただ、町の一般の債権になってまいりますので、当然、そういった自治法上の何らかの規定に基づいての強制的な措置というのはできるかと思ひてございます。ただ、やはり、先ほど議員さんは5億円、6億円の施設をかけての分だったら、もっと借入れができるやろうと、それが民間の一般のルールやというふうなこともおっしゃられましたが、5億円、6億

円のあの施設は私どもの町の施設でございます。それで、当然、その事業者の方は5億円、6億円の施設を建てるんであったら、それが担保となって借り入れができた上でいろんな運営をしていくと。だから、そういった部分と、やはり一概に比較対象としていいのかどうか。確かに民間さんのいろんな厳しい面というのはご理解できますが、やはりそのような環境というのは、私ども指定管理者とともに相談しながら、町として判断して作り上げてきた環境でございます。ですから、そのような環境の中で、例えば何億円も借金ができて、それでそれを資金に、いろんなPRを打って、企業戦略として、それを最初の何年間かはマイナスであっても5年後にはこんなにプラスに転じていくと、そのような、初期の段階のそういった投資というのができないような環境を私どもがこしらえていますので、行政の部分からは、やはりその辺の部分、今まで足らなかった部分というのは何らかのアシストが必要ではないかということの判断は私どもとして思っております。

○12 番

納付はどうしているか。請求督促というのは、相手方の反応とか返事はどうやったかというのは、お返事は。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

答弁が漏れて申しわけないです。

相手方としては、やはり払われなければならないという、温泉使用料の部分についてはちょっとどうかと、町有施設やのにとというようなご意向もいただくんですが、納付金については払われなければならないというふうなことの位置づけはさせていただいております。

それで、当然、私どもは協定の中にあることですので、払ってはいいただきたいというふうなことですとお願いは申し上げてきてございます。

ただ、いずれも、やはり町内への未払い部分、こういった部分もありますので、町への未払いを先にさせていただくのか、町内業者の未払いを先にさせていただくのかというふうなことを考えた場合には、私ども共同経営者的な立場でございますので、そこは普通の一債権者ということではなしに、ほかのところの支払いをどうにかしてというふうなスタンスにどうしてもなってしまう。ですから、その辺につきましては、まだ指定管理者のほうと根強く協議をしながらやっていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議 長

徴収ならびに延滞金の取り組みについても問われておりますので、答弁しておいてください。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

延滞料などの取り決めについては、特に協定上定めているものはございません。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

そしたら、払ってほしいというだけで、その後、具体的な行動は余りとってないというこ

とですね。

それで、先ほどのことなんですけど、施設のことをよく言っていますけれども、これ、町の施設や、町の施設や、そういうふうな答えばかりなんですけども、上富田にしても、すきみにしても、あれは業者の方が何とかと言うたん違う。町がやって、それで業者にお願いする。今度は、白浜の場合は漁業関係者がつくってほしい、つくってほしいと、そういう要望があったんです。それから三段のダイビング基地にしてもそうでしょう。あんな状態で放っておいていいのか、やってくれ、やってくれとって、あかなんたら、もうわしらは知らんというのか、そういうふうな表現はちょっと不適切かも知りませんが、やはりもっと真剣になってやっていただかないと、これ、町民の皆さんの税金を使ってますんでね。まして、町に対する収入はないんですよ、これ。その点をもっと町のほうも理解してやっていただきたいと思います。

そして、先ほどの温泉使用料のこういう半額を払う必要はないんやとか何とかというようになことをおっしゃっていましたが、新しい協定書によると、この間いただきましたね、こういうのを。指定管理者業務仕様書案ですけども、そのところに温泉使用料、今までは指定管理者半額負担、年104万3,000円。その後、更新後と、これ、「支払う必要なし」と書いているんですよ。これ、どういう。これ、余りにもばかにし過ぎとるといいますか。我々議員に対しても、これ、議論の余地ないじゃないですか、これ、支払う必要なし、こういうことを書いているからこそ、指定管理者の方も温泉代を払う必要がないやんかと、払ってくれてない、先ほどそういう答弁があったんですね。支払う必要なし、これはどういうことなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほど、指定管理者の感覚の部分でどうにかというふうなことにつきましては、どうにか払うことができないようにできんものかと、それは、要は町有源泉からそのまま行っていますので、町は何ら費用を負担、どこに支払っている分とか、そういった分でないので、どうにかならないかというふうなことのご意思をいただいているものでございます。当然、経営のほう非常に安定してございましたら、それは当然、いただけるべきものでございますが、ただ、やはりこういった苦しい状況の中で、どうにかならないかというふうなことの意向を示されているということでご理解をお願いします。それが、払わなくてもいいものというふうな認識で話をしているわけではございませんので、誤解のないようお願いいたします。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

ちょっと、支払う必要なしと、この言葉が非常に引っかかってくるんですけども。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すみません。答弁が漏れていました。支払う必要なしというのは、そういったことで町有源泉でございますので、支払っていただく必要はないものであるというふうな認識にしたい

なというこの表示でございます。ただ、その表示で、皆さん方の、これが適切であった表現かどうかというところが、私ども事務局のほうの大変力のなさというふうに認識してございますので、そういった点でご理解をお願いいたします。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

温泉使用料なんですけれども、今、いかなる理由があっても、これ、協定書にちゃんと載っているんでしょう。これ、協定違反ですよ、それだったら。年度末に払うというのも払ってくれない、これ、協定違反ですよ。先ほどの別の業者の方に委託しているんやとか、あるいはこのことでもそうですけれども、余りにも協定書に書いてあるだけで、あれはあれでいいんやというので、あかなんたら、協定書は別にどうでもええわと、そういうような感じで、やっぱり協定書というのにきちっとあるんですから、そのとおりにやっていただかないとあかんのですけど、その点、もう一度お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

協定書の部分につきましては、溝口議員からも以前にも指摘されたことございますし、今回、議員さんからも指摘されてございます。それで、私どもも今の協定書を見ると、やはりわかりにくい部分というのは多々あります。ですから、指定管理の更新に当たってはそういった分も全て精査させていただいて、わかりやすい表現、それから誰が見てもわかるような表現にさせていただきますし、それで、そういった数々の変更等々もありまして、やはりその都度、一旦説明をさせていただいているものについては、説明をしながら、ご理解を得ながら進めていくべきであると思っておりますので、どうぞご理解をお願いします。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

ちょっとあと2つ、3つ、この協定書についてお聞きしたいと思います。

町施設の什器、備品等は無償貸与するとありますけれども、こういうふうな、全て何もかも町でいこうと、パラソルはもちろんそうだったですけれども、水槽でもそうですけれども、無償貸与という、こういうことは改定する考えはあるんですか、ないんですか。これをずっと続ける予定ですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

無償貸与するというのは、今現状あるものの取り決めとして無償貸与というふうになっていると思っております。今後、そういった施設の部分をどうしていくかというのは、今後、やはり経営状況、相手の部分との協議をした上で、その部分で基本協定なり何なりが結ばれて、その時点で適切な施設運用をしていくということの費用負担ということが定まってくるので、今の部分は当初の部分でございますので、当初こちらで用意した備品が当然ございますから、それは勝手に使えというわけにいきませんから、貸与して使っていただい

るということでご認識をお願いします。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12番

ちょっと今、言葉尻をつかまえるようで悪いんですけども、これ、パラソルは協定したとき以降に買っているんですね。これも全て無償貸与ということだったんでしょう。そやから、やっぱり協定書がこうだからという、以前のことはもういいですよ。今のそのパラソルとか水槽、あれは修理やったですかね。とにかくパラソルなんかは800万か900万で買っているでしょう。そういうものを、やっぱり無償貸与というのは今の言葉と違うと思うんですけど、その点、もう一度お聞かせ願います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

当然、協定書というのは設立当初からのものがございます。それで、当然、そこのお約束というのはこちらにある備品を無償貸与ということなので、その年度の途中で、町有のものをそちらで使っていただくことについての貸与というのはその範囲内におさまると思いますので、パラソルの部分もその解釈の中に現在含まれて、無償貸与ということでご理解をお願いします。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12番

今言っていたのは、現状あるものを貸与するという意味ですよ。それはこのパラソルの場合は違うでしょう。そういうことについて、これも無償貸与に当然入ってんねというのと、どうも答弁がかみ合わんのですけど、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

設立時のもの、それからその後含めたものも含めて、現在の指定管理期間中における町有備品の取り扱い、それが無償貸与ということでご理解をお願いいたします。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12番

そしたら、これからもそういう、何か備品だったら、相変わらずというより、無償貸与という、そういうふうな方針でいくということですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

町有備品についてはそうなります。相手方が買った分については、当然向こうの所有ということになりますので、そのエリアからは外れてまいります。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

漁協はフィッシャーマンの運営に当たって、湯崎連絡所に配慮するという、その協定があったんですけども、更新に当たって、漁業組合だけが運営するのか、株式会社フィッシャーマンが運営するのか、公募するのか、今の考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

更新後においても、引き続き和歌山南漁業協同組合のほうにお願いできたらということで、現在、事務のほうを進めてございます。

○議長

12番 南君（登壇）

○12 番

今、和歌山南さんが管理委託していただいているんですけども、要はほとんど株式会社フィッシャーマンに任せていますわね。逆にこれ、何やっても、先ほど言っていました報告をしているのもこれ、漁協がやっているのか、株式会社フィッシャーマンのほうなのか、わからんですよ。これ、こういうことをするんやったら、株式会社フィッシャーマンと直接というんですか、公募するなりして、こういう状況はできんですか。そうでなかったら、ややこしくて仕方ないですよ。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

公募によらずに指定管理をできる、これにつきましては、先ほど溝口議員のときにもお答えしましたように、公共的団体ということであれば、公募によらず、それがその施設を運営するのに一番適任であったらという判断を町がするのであれば、公募によらず、その団体を指定管理というふうなことにできるということです。

それで、公共的団体とは何であるかというのは、行政実例の中で、判例の中で、漁協なり、農協なり、商工会なり、こういったところは公共的団体に含まれる。それに加えて、公共的な事業をやっておれば、その団体であれば、全て公共的な団体に含まれている、これが判例でございます。

それで、私どもも顧問弁護士とかにもこの辺の解釈を一度確認させていただいたことがあるんですけども、例えば、今、おっしゃられた、株式会社フィッシャーマン、これが指定管理者に公募によらずできるのかどうかという。これは株式会社フィッシャーマン自体が私どもの漁業施設振興施設を管理運営するというふうなものが会社の定款の中にうたわれてございます。そして、そういった目的を持って、その構成員を漁師の方々、それも漁協の中でそういった位置づけの中でつくられた団体でございますので、当然、それも公共的団体に含まれることは可能であろうと。ただ、確かに町民の皆さんの感情的にはそれじゃ、どうよと、株式会社やろうというふうなこともあるかもわかりませんが、法的には問題はないだろうというような解釈をいただいております。

ただ、そこを直接株式会社フィッシャーマンと契約ということになりましたら、私ども白

浜町の、特に観光行政の中で、漁協の位置づけ、今まで協力していただいていたこと、こういったこの背景、それから、漁業組合との今までとのつながり、そのような中ではそこは、やはり慎重に取り扱うべきものなのかなというふうに思っています。ですから、すなわち感覚的にややこしいから、株式会社フィッシャーマンと直に指定管理というふうな考えは、私どもは現時点では持ってごさいません。ただ、その辺は漁協とのすり合わせの中で、指定管理者とのすり合わせの中で、それだったら、このほうがいいん違うかというふうなことで成立になったら、そういったこともあり得る範囲でございませう。

○議 長

1 2 番 南君（登壇）

○1 2 番

協定書のことをもう1点だけ聞かせてください。この駐車場広場の6割をフィッシャーマン側に使用させているというんですか、お渡ししているというんですか。こういうのは口約束なのか、協定書にちゃんと載っているのか、その点、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この駐車場の区画分けでございませうが、協定書の中には何らそういった規定はございませう。

これは今までフィッシャーマンズワープ白浜という施設と隣接している、私ども湯崎浜広場との話の中で、ここまではどうする、ここまではどうするというふうなことで一時、やはり6対4、それから7対3にすべきであるとか、いろいろそんな議論もしてきたわけなんですけど、一時6対4で使おうかというふうなことの話をして運営してまいりました。それで、そのときは確かに6対4というふうな使い方をするんですけど、これは、やはり夏場の繁忙期なり何なりで、フィッシャーマンズワープに来たお客様が全くは入れなくなると、先に海水浴のお客様に満タンに入られたら。だから、そのようなことの配慮から、一定の区画を定めてやって運営していたものでございませう。

○議 長

1 2 番 南君（登壇）

○1 2 番

今のちょっと引かかるんですが、フィッシャーマンばかり、それは経営というのはあれなんですけど、当初のこの広場の計画というのはこんな違うたでしょう。白良浜の駐車場が不足しているからこれをやるんだ、当初はそうですよ。それを協定書もなしに、夏だけにかかわらず、口約束でそんなにころころ変えていいのか。私はやるべきやったら、きちっと、やっぱり文書になって残すべきやと思うんですけど、再度、それだけお聞きいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

あくまで公の施設ということの位置づけの中の浜広場駐車場でございませう。それで、本来でありましたら、その施設の中をやるのであれば、町条例を改めてというふうなことも一

つ必要な作業であるかとは思いますが、ただ現在、いずれにしても、まだ経営が安定してない中、手探り状態でやっている事業でございますので、当面は今の中で円滑な運用をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

その経営が安定してないとか、そういう問題違うんです。安定したろうが何したろうが、やっぱりきちっとした協定というんですか、文書で残さんとそんな口約束やったら、そしたら誰が言うたんだ、言うた覚えはないとか、そういうふうになってくるでしょう。それで町当局ももっと気をつけていただきたいと思います。

ちょっと駐車場のことに移らせていただきます。フィッシャーマンズワープ白浜の利用者については2,000円以上の買い物客に2時間無料券発行、海洋体験利用者についてはパスカードを発行、これは実質無料ですわね。フィッシャーマン関係というんですか、そういう会社の営業車とか作業車もこれも恐らく無料になっていると思います。確かに駐車場条例で何かの祭りやらとか、そういう行事ごとがあったら無料ということで、これ、町長の許可があればできると思うんですけれども、1年間これ、ずっと無料というのはおかしいですよ。不作為という言葉があります。やるべきことをやっていない。駐車場でいえば、料金をいただくのをいただいていないとか、この免除の範囲が1年間と範囲が広過ぎると思うんですけれども、この不作為というんですか、これ、ずっと無料という、このことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、駐車場のところは無料ということになりますが、フィッシャーマンズワープ白浜の出入りする方の駐車、これは当然1時間以内でほとんど無料にはなるんですが、仮にずっと置いていたとしても、その駐車エリアじゃなしに、フィッシャーマンズワープ施設内の傾斜地のところにそれは置いてございますので、駐車場のところということでは、具体的には、区枠的にはありません。それで、従業員の車などにつきましても、時々あいったお客様の施設でありましたら、お客様が入ってない状態ということじゃなしに、入っている状態を醸し出すのに車を一定置くというふうなことがございまして、そういったことで朝のうち、例えば置いといて、それで昼にお客さんが来るときには移動さすというふうな作業はしているかもわかりませんが、ずっと通して浜広場駐車内に車両を置いているというふうなことは皆無であるというふうに理解してございます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

会社の車は広場に置いているって、この広場は公共的なやつですわね。これに対しての月幾らとか年幾らとか、当然、料金をいただいてないと思うんです。これも無料なんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

会社の車というのはフィッシャーマンズワープ自体の出入りしているような車のことですか。

○議 長

1 2 番 南君（登壇）

○1 2 番

いや、違います。いわゆる営業車とか、作業車というんですか、貨物の車を。広場というたつて、駐車場内じゃなしに、そこから離れた、いわゆる町の所有になるんですかね、あの土地は。そこに置いているでしょう。公共的な、官有地に置いているでしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そういった出入りの業者のお車というのは1時間以内で当然出ていきますので、当然無料の範囲で出ていけます。

○1 2 番

違うって。その営業というのは会社の営業、フィッシャーマンが旅館に行ったりとか何とか、そういう……。

○議 長

個々に話さないように。

答弁願います。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

個々に施設に行くとか、そのような車というのは、私はないように思うんですが。

○議 長

1 2 番 南君（登壇）

○1 2 番

ちょっとくどいようですが、フィッシャーマンの会社の車というのはどんなんでもあると思うんですわ。まあ言うたら、ボンベを運んだりとかもありましょうし、軽のトラックで何か取りにいかんなんとか、いろいろあると思うんですわ。そういう意味の車のことを言っているんです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、株式会社フィッシャーマンの車としては軽トラックがございます。ただ、その軽トラックにつきましては、浜広場駐車場の中は通りますが、浜広場駐車場から出たところのフィッシャーマンズワープ白浜の施設自体の浄化槽の上に空きスペースがございますので、そういったところへ通常置いてございます。

それで、運ぶというのは、これは逆に言うたら、お客様の車ということになりますので、先ほどから言うている、ショップ、株式会社ミスオーシャンさん、こういったところが誘客をしてくれている、そういった車のことになりますが、これはあくまでお客様の車というふ

うな位置づけになりますし、それは、要は体験室を使っているお客様の車というふうな範疇になりますので、会社の車ということではご理解はちょっと違うかなと思います。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

答弁をちゃんといただいてないと思うんですけど、2,000円以上買い物をしたお客さんとか海洋体験関係者、これ、パスカードというんですか、そんなんで無料になって、お客さんはお客さんでそれでいいんですよ。そやけど、施設から町へ一つも入ってないし、これ、ずっとこういうことがあるのはおかしいんじゃないですか。やるべきことをやっていないと言うか、不作為ということについてどういうふうにお考えなんですかということなんですけども。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

おっしゃっていただく点は確かに理解できます。それで、本来でありましたら、あその施設を当然浜広場駐車場と、縦割り行政とよく言いますが、縦割り行政の中で申し上げますと、浜広場駐車場とフィッシャーマンズワープ白浜というのは別の施設でございますので、株式会社フィッシャーマンが浜広場駐車場を利用するのであれば、それは一定の負担をいただく、これは基本の話かと思います。ただ、やはり同じ町有施設の中で、その分を株式会社フィッシャーマンに負担をいただくということになりましたら、当然運営経費として、指定管理料としてはね返ってくるというようなことの部分が変わるだけでございますので、そこについては今までどおりの運用をさせていただきたいと思っております。

ただ、今、一つの考え方としまして、今、2時間の無料というふうな話があるんですけど、果たしてこの2時間がどうかという考えは指定管理者からとも一定の理解を得ていまして、例えばこれをもう少し短くして、それで何枚も一遍に使えとか、そういうようなことがないような、その辺の改善を図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

駐車場に関してもう1点だけ、すみません、お聞きします。この駐車場の工事前というんですかね、予測でこれだけあるというようなことを言っていました。私の記憶では年間売り上げが2,762万、経費が678万で、これ、2,083万円の収益を予想していると、こういう説明を受けているんですけども、以前からこういう話が出ていましたけども、見込み違いも甚だしいと。それはともかくとして、実態は違いますわね。それで、25年度で売り上げが年間で149万、経費が817万、これは駐車場の赤字ですよ、668万。26年度も何やかんやで、結局、同じような775万、これ27年度もそうでしょう。これ、売り上げは少ないのに駐車場経費に500万以上、ここにずっとかけているでしょう、駐車場。夏の間だけですけれども、夏で200万前後ぐらいしかないのに、なぜ警備で500万以上毎年かかっているのか、不思議で仕方ないんですよ。経費節減とか何とかって、役場はいつ

も、どういう場合でも経費節減に努力し、何とかと言っていますけれども、全くこれ、100万、200万の売り上げで500万も、警備だけです、警備費用を500万以上もかけるって、これ、おかしいですよ。

今まで、議会もこういうことに対して指摘してきたでしょう。そして、何やかんやと言いますが、26年度の議会でも結局、駐車場の収益で建物とか、そういうのを返還するというようなことを答弁ずっとしてきたでしょう。合併特例債の償還分も駐車場の利用収支を充てると言いながら、こういうような状態でいいんですか。その点、この駐車場に関して、最後の質問になりますけど、それ、聞かせてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今までそのような説明をさせていただいていたというふうにお聞きしてございますが、ただ、現状として、それがおっしゃるように、いいかどうかということになりましたら、大変申しわけないというふうなことになると思います。

それで実際、平成27年度、駐車場の利用状況でございますが、今、26年度の部分を現在でもう既に超えてございます。収入とか使用台数も収入も超えてございます。ただ、やはり当然、今おっしゃっていただいた何百万という維持経費の中にも及ばないような状況ですので、一度、駐車場の無料券の体系のやり方、やはり本来、あそこの浜広場駐車場を使って、フィッシャーマンズワープを利用しなかった場合、お客様からどのぐらい上手にお金をとれるか、その辺の部分をもう一度、採算等、いろいろなことで検討させていただいて、少しでも収益を上げられるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

ちょっと返すようで悪いんですけども、駐車場が25年度で149万、これ、26年度272万でしょう。それで、この夏も今まで聞いたところによると293万、この9月までですよ、こういう数字が上がっているんですよ。それで、相変わらず500万、500万、25年度は535万、26年度は543万、ことしはどのようになれるかわかりませんが、もう500万以上は出ていると、このことを言っているんです。それに対して、何かございますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご指摘の点は確かにごもっともだと思いますので、その辺はもう駐車場の利用状況の改善に努めてまいるといふことしか申し上げられません。大変申しわけないと思っております。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

浮き桟橋についてお聞きいたします。漁港岸壁等は漁協管理で係船料は別にして、委託管

理料は払って、よその港でもそうですけど、漁港に関しては、ほとんどというより、払ってないと思います。この浮き桟橋の利用者は湯崎の漁業組合員の方がほとんどで、使用料はとっていないと、無料のはずだと思えます。自分たちがほぼ独占して、その上、管理料を毎月32万を町から払っているというんですが、これがなぜか、ちょっと解せないんですけど、この点、ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すみません、休憩をお願いします。

○議 長

休憩します。

（休憩 12時13分 再開 12時14分）

○議 長

再開します。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは清掃作業に関する委託料を積算根拠にしまして、指定管理料の中で払っているということでございます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

ちょっと議長、こういうパンフレットがあるんですが、町長と。

○議 長

ちょっと1点だけちょっと確認したいので。先ほど不適切発言がありました。このことについては、やっぱり企業者の配慮に欠けた、やっぱり発言であると思えますので、その辺、何かありましたら。

12番 南君（登壇）

○12 番

訂正させていただきます。申しわけございません。

○議 長

発言をしておいてください。

12番 南君（登壇）

○12 番

はい。ちょっと答えいただきたいんですけど、このパンフレット、町長と富田事務所に、水産の関係なんですけど。

○議 長

この資料の提示については事前に許可をしておりますので、どうぞ、配付してください。

（資料配付）

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

これ、ヤマハの製品なんですけども、湯崎漁港親水体験浮き桟橋、こういうパンフレットがございます。別のところでいうたら、文里もこういうふうにあるんですけど、同じヤマハの製品なんです。そこの裏側に、この浮き桟橋の特徴というのか、こういうのがありますよと、うちの製品はこんながいいですよということを書いているんですけども、その中に、ちょっと赤いところでびびっと書いているんですけども、この中に主な特徴として、耐候性というんですけど、天候の候です。耐える。「耐候性で腐らないため維持管理費を軽減、軽量なため運搬施工がよい。挟み込み防止カバーを採用し、利用者の安全対策と貝類の付着を軽減するフロートを装着しています」これ、こういうふうなパンフレットが出ているんですね。わざわざこれ、湯崎のことですよ、ヤマハさんが出している。ほかにも、ほかの町でもこういうのがあるという宣伝の意味も兼ねていると思うんですけども、それ、先ほど言いましたように、月32万円も維持費がかかるとはヤマハのこのうたい文句と違うんですわ。これは町の勘違いなんか、ヤマハさんのこのことが大げさなんか。町は、私はこのパンフレットを見て、これ、何だと思たんですよ。えらい町、これ、新設のときから、つくったときから、32万、月お支払いしているでしょう。そんなにせんなんもんか。ヤマハのと全然違うんですわね、その点、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

このフロートの部分、貝類がつきにくいという部分でございますが、これはあくまでH鋼、これ、縦にH鋼が何カ所か入っているでしょう。ここのH鋼部分がフロートで貝類を付きにくくしているということなので、例えばこの周りのこういったところの貝類を付きにくくしているという、うたい文句ではないというふうに思っております。それで、うちの清掃しているのは、まあ言うたら、この全体の部分に潜って、そうしたところに付着しているものを拭いたり、貝類をつついてとったりということなので、ただこのうたい文句でいうたら、このフロートの部分は確かにこのようなH鋼の部分はガイドがされていますけど、その部分以外の部分はこれ、出てきてございませんで、その部分のことというふうに理解してください。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

初めからわかっていた。もう最初の新品のときから、これ、32万も、船とかというんやったら、多少ついたら、スピード落ちるとか、わかりますけど、こういう浮き桟橋に最初から月32万も。おそらくこれ、文里のことも出ていますけども、田辺はこんなお金はおそらく払ってない。全国へ行っても、月何十万も払っているところないと思いますよ。これ、ヤマハさんの、まあ言うたら、商品の何とかって、こういうことがあれば、維持管理、よその町村から聞かれた場合に白浜さん、こういうヤマハさんの浮き桟橋を使っているけど、どうよと言ったら、いや、うちは、やっぱり月32万要って、掃除せんなんぐらい要るんですよと、そういうふうなんやったら、もう買う人おらんとしますわ。その点、もう一度その月32万というのもご検討願いたいと思います。

以上をもって、更新というんですかね、指定管理の更新及び協定書について終わります。

○議長

以上で、1番目の指定管理の更新及び協定書についての質問は終わりました。

次に、2点目の町有地の売却に関する質問を許可します。

12番 南君（登壇）

○12番

町有地の売却についてお尋ねします。

今議会で中地区の町有地の売却に関する議案が上程されていますので、この件に関しては議案審議の中でしたいと思えます。今までの町有地売却の個々の案件につきましては、守秘義務もあると思えますので、私の質問は一般的な売却の町の基本姿勢を尋ねるもので、町有地を買おうと、そういう人に対してああだ、こうだと言うつもりはありませんので、私の質問はあくまでも町に対しての質問ですので、この点をご理解いただきたいと思います。

白浜町土地開発公社で公募して販売する土地や議会議決が必要な5,000平米以上で、かつ700万円以上の土地は別にして、この一般財産としての町有地売却の話でございます。ある方が住居に隣接する町有地を十数年前に買われました。その土地は町道の拡幅で立ち退きになった建物の残りの土地でございます。町道拡幅からしばらくたって、自分なりに金銭のめどがついたので、買おうと、町にそういう申し出をしたそうでございます。土地の下落をしていく時代でございます。その方に聞きますと、例えばの話ですが、拡幅時の値段は土地の補償した金額というのは推定ですが、大体坪20万ぐらい。その方が買いたいと申し出たときは路線価といいますが、評価額は坪15万ぐらいに下がっていたと、その方はそういうふうにおっしゃっていました。買い主は15万ぐらいで買いたいと思っていたんですが、役場は、やはり補償したときの値段、20万で買ってほしいと、そういう話で坪数もそんなに大きくなかったので、隣接地だし、欲しかったので、20万で買ったそうです。このことは別にどうということないんです。

そのときの町の基本姿勢は損をしないように売ることでした。まず、町の考えをお聞かせ願いたいと思えます。今でもそのように買ったときの値段で損をしない値段で売るとというのが。

それで、もう1点、昔から持っていた町有地の売却価格は路線価か、不動産鑑定士の評価なのか、どのような評価で売なのか、まず、この2点を聞かせていただきたいと思います。

○議長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

土地の売却に関する具体的なご質問ですので、私のほうからご答弁をさせていただきます。損をしないという、1点目のご質問については、後ほどご説明させていただきますが、一般的な町有地の売却の考え方についてご説明させていただきます。

町有地の売却の方法につきましては、基本的に一般公募によるものと随意の契約によるものがございます。

公募による町有地の売却につきましては、既に販売中の町有地、例えば江津良分譲地のように価格を公示した上で、皆さんから公募し、多数の人がいらっしゃった場合は抽せんによ

り売却を行っているものがございます。そのほかの町有地につきましては、売却の申し入れ、そうしたものがございましたら、その土地の将来的な利活用でありましたり、町の具体的な将来計画、そうしたものを考慮いたしまして、売却することが適当であるという判断に至った場合に、先ほどの例と同じように、価格を公示した上で、基本的には公募により広く一般に知らしめて、皆さんに周知し、売却をしていくということになります。

次に、随意の契約による売却につきましては、いわゆる特別の縁故がある方からの申し入れ、例えば先ほど議員さんがおっしゃられたような方であったり、町との間で既に賃貸借契約が締結されている方への売り払いや土地の面積が小規模であって、公用または公共用として単独での利用が困難な土地、その隣接地と一体として利用する必要がある場合に、その隣接所有者の方へ売り払う場合。また、他の土地に囲まれていて、道路に接していない土地や地形が細長い等の単独での利用が困難なものであって、そしてほかに買い受け希望者がいない場合にその隣接所有者の方に売り払う場合など、その方に売却することが適当であると判断できるものにつきましては、直接、随意契約により売却することになります。

そして、価格の設定に関しまして、町有地の売却価格の設定につきましては、まず近傍類地の取引事例、これがあるかないかをまず確認いたします。ありましたら、それでその取引事例を参考として、価格をいろんな形で調査しますけども、その取引価格を基準としまして、土地の形状や面積等、土地の状態、土地に接する道路の状態、土地の利用に関する工法上の規制の程度、自然的環境とその土地の価格を形成する諸要件を考慮して、必要な補正を加えて算定いたします。

次に、取引事例がない場合につきましては、相続税の路線価評価、または固定資産税の路線価評価、それをもとに先ほどのいろんな諸要件を勘案しまして算定する方法、もう1つは不動産の鑑定士さんに委託業務として依頼して、適正な価格を算定していただく方法、そうした方法で売却価格を設定することとさせていただきます。この土地の売却の手続きにつきましては、町単独ではございませんで、いわゆる国の政令や通達等を十分参考とさせていただいた上でやっているものがございます。最初の損をしないという考え方のところなんですけど、基本的に町が20万で買って、すぐに下落したから15万で売りますということにはなかなか当時の判断が正しいであろうと今でも思っております。ただ、その事例がどこの土地で実際、そうであったのかどうかというのが定かでないので、簡単には申し上げられませんが、考え方としては町が20万で買って、誰かに18万ですぐ売るといようなことにはないと思っております。ただ、20万で買った土地がいろんな自然環境の影響においてすぐに下がるということもあり得ると思います。例えば、災害であったり、そうしたときには当然、その考慮はしないといけませんが、普通の自然環境の中ですぐに路線価が下がったから、町としてはもう18万で売りますよという形には少しならないのかなと思っております。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

今の話ですけど、町有地を売却してほしいという打診があったら、公示の上で公募するという、これがお一人やったらいいんですけども、お二人とかというのは抽せんじゃなしに、どういう判断で、応募者のどんな目的で買うんだとか、そんなことを聞いて役場が決定するんですか。抽せんというわけにはいかんですね。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

一番わかりやすい例がこの前議会にもお話しさせていただいた、本議会ではございませんが、ある企業さんに土地を売るというようなお話になってくると思います。そうした場合、今、町としましては普通財産たくさんございますが、ここを広く皆さんに売り払いますよという、公募をかけてない土地がたくさんございます。そうした中で、そこを、町の土地があるので、自分の開発であったり、そうしたところでこういう目的で町の土地を売っていただけませんかというようなお話が現在もありますし、そうした協議があります。まずは、町として、先ほど言いましたように、その土地が将来的に町として必要なのか。例えば、来られた申請者の方の目的のほう町としては有効なのか、そうしたことをまず勘案いたします。そして、売却できるものであるという判断に至っても、やはりその人だけに公募をかけるわけにはいきませんので、そうしたときには広く一般に公募して、やっぱりそういう場合は計画を出していただいた上で、どちらの計画が適切であるかというような判断をさせていただきます。そのときには、当然、抽せんということは行いませんので、やっぱり町のほうで審議した上で、こちらのほうが町にとって有利な計画であると、売却も適切であると判断するほうに、一番いい人に売却するという形になります。

ただ、抽せんとなりますと、例えば町の中で、家を建てたいというようなことであれば、その辺については当然、同じように家を建てたい人が何人もいらっしゃったら、一般入札のように価格が上がっていくという方法を町はとっていませんので、町が示した価格で売却を進めますから、そうした、同じ条件であれば、抽せんという方法をとらせていただきます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

例えば、別の話なんですけど、町所有の山や谷、あるいはいろんな池も含めて、擁壁をつくったりして造成した場合、造成費がかなりかかる場合があると思うんです。例えば、造成費が1坪5万円かかった土地を、その土地を買いたいという申し出があった場合ですと、その評価が路線価とかいって1万とか2万とかするでしょう。このような場合はどういうふうな評価をされて、売却するわけですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

いろんな事例によって違ってくると思うんですけども、そうした土地へ町は当然、何らかの形で費用投資して、評価額を上げていったということになれば、その評価を上げた部分について、土地評価がなされると思います、今までなかったものができてくるんですから。それが鑑定価格であったり、路線価を比準したときに、投資、例えば大きな話ですが、1億円をかけて、できた土地が1,000万だったよという話やから1億1,000万で売らんとあかんというような考え方はございません。というのは、評価額は1,000万と出てくれば1,000万で基本的には購入いただくと。ただ、そこを売るか売らんかの判断がまずありますから、そこは慎重にいきますけど、売ると定めたんであれば1億1,000万という

数字を出すんじゃなくて、当然、路線価のほうでいかせていただきますし、当然、町有地を売却するということになれば、そこから固定資産税であったり、そういうこともありますから。ただ、その目的というのは十分把握させていただいた上で、売却をするかしないか、まずはそこが原点だと思っております。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

数年前の町有地の売買や交換に関して、当時の議会決算審査特別委員会があったときに、その報告によりますと、土地のことなんですけど、一定の算定方法に固守するのではなく、複数の方法の中から町民が誤解や疑義を感じたり、不信を招くことのないよう、適切な方法を採用することとし、的確な説明責任を持って取り組まれないと、こういうふうに報告されています。この点を再度留意していただきたいと思います。

そして、最後にお聞きしたいと思います。町有地売却の場合、町と買い主とのお互い理解し合い、合意点に達したという、売却するときそういう趣旨の発言が時々ございます。私はこれだけではだめだと思います。確かに売り主、買い主、これは合意点に達しても近江商人の三方よしという言葉がございます。売り手よし、買い手よし、世間よしという言葉がございます。これを当てはめていけば、町もよし、買い主もよし、しかし町民の皆さんの町有地売却に対して、うーんというような感じもなきにしもあらずです。やっぱり、町民の方の理解をいただくと土地の売買というのは非常に難しいと思いますので、町長、最後にこの点だけお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員おっしゃるとおり、町有地の売却につきましては、やはり慎重に、そしてまた町民の皆様にご理解いただけるような、やはり売り手、買い手だけじゃなくて、やはり世間のご理解が進まない、公正公平というのが基準でございます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって南君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 12時35分 再開 13時38分）

○議 長

再開します。

11番、古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。まず、1点目の町有地払い下げに対する行政側の対応と町長の政治姿勢についての質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

〇 1 1 番

ありがとうございます。議長のお許しをいただきました。お許しをいただくまでに、私がこの町有地払い下げということですが、一応、中地区の官有地の払い下げということで質問させていただきますが、これにつきましては18日の本会議で議題に上っております。ですので、私はその本来残っておるところの細かいところは18日の議題でやりたい。それと、やっぱり請願書、要望書、これは総務委員会に付託されて出ております。これについても委員会ということで、私はそれに触れないで、一応当時の議員としてではなく、私は新人ですので、その当時この議会におりませんでしたので、当時の議決されたこの議案に対して、この重要性を行政側と町長と、町長の信念、それから政治の決断、これについてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、旧官有地の払い下げについて質問いたします。

平成25年6月20日、議会議決された議案第52号土地の処分について、議案第56号一般会計補正予算について、これは議決されております。それから後、2年余りの空白を経て、平成27年12月議会、今議会において、議案第88号土地の処分についての議決の変更、ここで初めて議決の変更というものができております。上程されているが、当時の行政側の議会への対応と町長の政治的決断に至るまでの経過と経緯が私自身把握し切れていないため、私なりに知り得た資料に基づいて、幾つかの疑問点を問いたいと思います。

私の資料ですけども、これは一応、25年度の決算資料、それから25年度の決算。これについて私がちょっと把握し切れていませんので、この経過をこの資料に基づいてちょっと述べさせていただきます。多分間違いないと思いますけど、間違っていたらご指摘いただきたいと思います。

平成25年度の資料ですけども、簡単に読ませていただきます。平成25年5月1日、不動産鑑定評価額払い下げ価格の決定をされております。その前に平成25年4月24日、班長副班長会議、これは地元の方との会議だと思っております。その会議だけで平成25年6月20日に議案として52号が出され、56号が一般会計補正として出され、そのところに金8,123万6,810円というふうな金額を出されて、議案として出されております。

その明くる日、平成25年6月21日、議決から一晩たってからです。中地区官有地払い下げ委員会から陳情書が提出されております。それから、平成25年9月5日、中地区官有地委員会へ9月5日に町長が回答をされております。この文書についてはまた後でご披露したいと思いますけども。

それから平成25年9月20日、その後、班長副班長会議があり、平成25年11月6日、地元の説明会がありました。その間に一部払い下げ関係者による新たな団体が設立されております。

平成25年12月20日、中地区居住地等対象官有地払い下げ委員会の役員さんが来庁されております。来庁されて、多分、町長と町幹部が対応されたんだと思っております。平成26年1月20日、同じく委員会と第1回の協議がなされております。そして、平成26年度の決算の資料、これは25年度の決算の資料の経過です。26年度の決算資料の中に、後に平成25年11月から11月6日に地元説明会の開催がされて、それから25年12月20日、26年1月21日、26年4月24日、26年8月5日、26年9月4日、26年10月24日、26年12月18日と、これだけの経過を26年度の決算資料に載せておられます。

これで、その後、町長が回答されてから、地元との協議が6日間、それから来庁されたのを入れますと7回協議されております。この協議内容についても後ほど説明いただきたいなと思っておりますが、まず、最初にお聞きしたいのはこの議会、平成25年6月10日、この議会に臨まれる行政側の姿勢、それから町長の政治決断。この資料に基づいての決意を町長からお聞きしたい、そう思います。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま古久保議員から中地区の旧官有地の払い下げに関しましてのご質問をいただきました。

平成25年6月の定例会におきまして、土地の処分についての議決をいただきました。その翌日に払い下げ委員会より町が提示した価格は認められない旨の陳情書が提出されました。この陳情を受けまして、国や不動産鑑定士とも協議をし、また役場内でも検討を重ねてまいりましたが、当時、公表されていまして国の価格は契約に至った価格ではなく、あくまでも売却を希望する価格でございましたので、入札のたびにその価格が見直されてきた経緯などからも、周辺地域の地価をあらわしている価格であると見るには特殊な事例であるとの判断に至りました。

その結果、当初からの方針のとおり、不動産鑑定評価を基礎として算定した価格に基づき払い下げを進めていくことについてご理解をいただくために、平成25年9月5日付で払い下げ委員会に対しまして、その旨を文書で回答をさせていただいたというふうな経緯がございます。

いずれにしましても、この中の払い下げの土地の国の売却物件につきましては、それ以降真摯に町の中でも検討してまいりまして、また後ほど総務課長からも補足説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、町長からの説明、決意、政治決断というところまでちょっと私の心に響かなかったんですけれども、あと、今の内容と似たような文書があります。これはその当時の議会での議員の説明、質問によって、当局側、総務課長が答えられたこの文案です。もう町長の答弁と大体よく似ておりますので、私はこれをちょっと読ませていただきます。

当時の総務課長です。「土地の価格の比較でございますけれども、議員おっしゃっているところにつきましては、もとの警察官舎のところかと思うんですけれども、無線の官舎でしたか、そこだと思っておりますけれども、この物件は平成19年から入札が行われておりましたが、このとき、同時に幾つかの国有地を売り払いしており、数件売買が成立していました。現在残っている土地は買い手がつかずに売れ残り、その後、入札のたびに価格が見直されてきております。それでも、購入希望者がなく現在に至っている状況でございます。先般、昨年より大幅に価格が見直され、平米当たり5,417円という価格が発表されました。国のほうでは未利用地、使っていないとか、そういったところの売却をかなり進めてございます。この物

件にいたしましても積極的に処分する方針であると聞いてございます。この国の売却価格に関しましては不動産鑑定評価ではこれまでの入札のたびに価格の見直しが繰り返されてきたという事情などから、売れ残りによる価格の下落が続いている特殊物件と分析しております。現在の売り希望価格はこの土地を処分するための単独価格であり、地域の地価相場を左右する指標にはならないとの鑑定士からの判断がなされてございます。国は広く一般に募集する入札方式であるため、このような価格設定が可能であると考えてございます。公募や入札方式であれば、公平な条件のもとでの競争原理が働きますけれども、特定の個人との随意契約となる払い下げにあつては、適正な価格としての売買でなければ行政の公平性は保てないと考えてございます。土地の価格というのは、不動産鑑定評価により適正な価格を求めることが大変重要であり、国の価格との差は生じますけれども、不動産鑑定評価の結果、町の価格が適正な価格であると示させていただいたものでございますので、町といたしましても、これをご理解いただきたいと考えているところでございます。値下げについては大変難しいところがあると考えます。この価格は町の一方的な価格ではございませんので、第三者、鑑定士さんの専門的な視点から適正な価格としてご判断いただいたところでございます」という形で、当時の議案審議の中で当局が答弁されております。

この答弁によって、議決されたんですね。こういう内容によって、その当時の議員さんがこの案件は議決されたんですね。その議決された案件が当時の資料から見ますと、平成25年度の決算にはこの8,100万円というのが実行されておらず、何ら成果も上がってない。当時の一般会計の予算のところに補正予算の収入、財産収入、財産売り払い収入、不動産売り払い収入として8,123万円が載っております。それで、トータル1億9,857万円と訂正されております。

この議会で議決されたこの金額が25年の決算書の中には何らこの8,123万という数字が全然出てこないんです。目1、節1土地建物売り払い収入1億985万7,000円、調定額となっております。調定額5,384万7,405円と。収入済み額5,384万7,405円と。収入未済み額ゼロです。この8,123万というこの数字はどこへ行ったのか。資料として、探すけどもないです。

これについて行政側、町長側から、議会に対してどういう説明をされたのか。議会の議決、この議決された議案について、変更される場合、またこれ実行されなかった場合、その年の議案変更として議会に提出すべきじゃないかと一応、疑問に思うんですけど、その辺の捉え方は町長、担当課、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま、古久保議員からのご質問については決算の状況であると思います。当然、補正予算の中で土地を売り払うという価格で八千何がしの予算を組ませていただきまして、それが現在に至っても払い下げが進んでいない、ここにつきましては、当局の事務処理のまずさ、進め方のまずさが原因しておるんだと深く反省しております。

ただ、決算につきましては、当然、予算を組ませていただいて、実際に実行できる価格をもって調定へ上げていきますので、売買契約が成立していないという状況の中で調定へ上げるということは、予算としては上がりますけれども、調定として上げることはございませんし、

決算上はそれで問題はないんです。ただ、古久保議員ご指摘のように、売り払いが進んでいないということについて何らかの形で、当時の決算の審査の中身というのはちょっと今、手元がないので、わかりませんが、そうした状況の中でも1つご説明を申し上げておくべきであったのかなと、このように思っております。

決算処理については特に問題はないと、このように思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

町長、どうですか。同じですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、総務課長が申し上げたとおりでございます。いずれにしましても、町のほうにも我々のこの経緯の中で報告できなかった部分というのはあったかと思っておりますので、これにつきましては、やはり反省すべきところは反省したいと考えております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それは後から反省するのは誰でもできますよ。そやけど、議会に臨むあなた方の姿勢、これについてはどうですか。議会議決をされたやつが実行されてない。これについて、議会に報告する義務はないんですか。変更する義務はないんですか。これ、8,500万円もの金額が載っているんですよ。しかも、これ、補正ですよ、6月の議会で、当初予算じゃないんですよ。補正に載っているこの数字なんですよ。これは、やっぱり裏づけがあるから8,100万円という数字が載っているんでしょう。土地をさばけるといふ気持ちで載せたんでしょう。それが2年間もほったらかしなんですよ。それ、地元の協議はあったにしても、議会に対しては2年間ほったらかしや、これ。議会軽視も甚だしいよな、これ。その辺については町長どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

平成25年6月議会におきまして、議案及び補正予算に関する議会議決をいただきましたにもかかわらず、執行できなかったことに対しましては、まことに申しわけなく思っております。やはり、議会議決の重みというのは重々承知しているつもりでございますけれども、そういった形で皆様方に大変疑問に思っているということであれば、これはもう当然、私も含めて、こういうことのないようにこれからは取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

こうして、指摘すればもう反省します、これからないようにという答弁いただくんですけど

ど、これ、私、1年半、議員になってから、いろいろと質問させてもらって、そのたびにそういう答弁をいただいているんですよ。これが最後まできちっとした職員の皆さんの心に届いているのかなというのが本当にちょっと疑問に思うんですね。

それから、この議案の議決変更という、このところについては、これは事務局長、議会か、総務か、どこに聞いたらいいのですか。これはせんでもいいんですか。2年ほったらかしといてもいいのか、その辺のところの答弁。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

やっとその条件が整った中で、議決変更の議案を提案させていただいたということがございます。25年6月20日からいろいろな協議を重ねてまいった結果、このようになったということがございます。

すぐに議決変更、年度内というお話と思いますけども、交渉的にいまだ至っていなかったために、この時期になったということでご理解いただきたいと思います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ということは、副町長の今の答弁で、その年度末、25年なら25年の補正を6月にかけて、年度末、これに結果が出なかったら、議会に報告すべきやな、これ、議決。これは間違っている、私の言っていることは間違っているかな。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

3月末までぎりぎりまで交渉していた結果、交渉がまとまらなかったということで、議会の議決の変更については当然できないというふうに思います。

ただ、今、議員おっしゃるように報告が漏れたということについてはまことに申しわけないというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ごめんやで。ちょっと言葉尻を使って悪いけど、25年度には間に合わなかった。じゃ、26年度、この決算においても何ら説明ないんやね、これ、議会に対して。決算委員会においても、何ら説明なかったんやね、これ。経過報告だけやね、これ。書類で書いているだけ。口からの説明は何にもなかった。その辺はどうですか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

決算報告のときにはもちろん歳入未済額ということで、ゼロということで、調定額はきちっと決まった額を調定して収入済み額にして提出させていただいております。8,100万円につきましては、調定を上げられる状況でなかったということで決算の審査にかけさせて

いただいたということでございます。

26年になりましてからは、議案の変更というんじゃなしに、議員の皆様方にも全員協議会等でこの結果についてはご説明をさせていただいたということでございます。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

元へ戻るんですけども、この経過説明の中で6月20日に議決されて、その翌日に陳情書が届いているという。これ、ちょっと私だけの目からしたら、この日にちがこれ地元とどういふふうな状態になっていたのか、本当に行政側がきちっと地元の方々に説明されて、協議されて、協議を練って、町長が議会に臨んだのか、この1回だけの班長副班長会議だけで議題に載せたのか、翌日にこの陳情書が出てくるという、私から見たら異常な状態、これを行政側はどう捉えているのか。その後、6月21日から9月5日まで、この陳情書に対する回答、これは多分行政側で、課長会か何なりで検討されたんだと思うんですけど、2カ月以上たって回答をされています。その後がどうなっているかというのが議会では全然把握できてない。この辺、この流れはどうですか。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

陳情書に対する回答を出させていただいてからの経過になりますが、26年8月26日、こちら議員懇談会でご説明させていただいております。そして、議員各位から一般質問等々もお受けしてございまして、平成27年3月19日も全員協議会、ことしですね、3月19日全員協議会、そして議員もご存じだと思うんですけど、私も入らせていただいて、27年11月10日、全員協議会、そして、先日11月30日に議員懇談会という中でご説明をさせていただいたところでございます。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

説明したということですけども、この陳情書、一晩置いただけで出てきたという、そこら辺の理由は。それは地元の方々が出したんやから、行政側がわかるかわからんかということまではわからんけども、その辺はどうですか。どう捉えているんですか。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

日付の関係につきましては、町当局では事前の取り組みというか、そういったところはわからないところでございますが、経過としましては、全員協議会や議員懇談会でもご説明させていただいたように、町が地元、払い下げ委員会の方々とご協議させていただく中で、今回参考とさせていただいています官有地、あちらの当時の払い下げ価格と、我々が評価額から借地権相当割ということの6掛けをした価格、この間で、それほど大きな差異のない、ある程度均衡のとれた価格ではあったという認識のもとで議案を出させていただいていると認識してございますが、議案を提案させていただいてから議決をいただくまでの間にそちら

の官有地の最低希望価格が5,000円台に下がったというようなことが議案提出から議決までの間に行われたということで、地元払い下げ委員長さんを初め、役員の皆様で、これでは、町の議決価格では払い下げに応じられないよというような形で見直すことは考えないのかというような内容の陳情書、こちらが提出されたというふうに認識してございます。

○議長 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

今の説明では一応、公示価額5,417円、これを後で知ったというふうな感じにとられるやけども、この経過の中では、議案に提出するまでにこれはきちっと行政側が把握できていたんですか。看板が設置されていることを確認しているという経過報告がありますね、これ。それを確認しながら議案提案しているんですよ、自信を持って。

○議長 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

私が聞いているところによりますと、5,417円という数字は25年5月21日と聞いてございますので、議案提出前にこの価格に下がったという認識はございません。議案提出していただいてから議決をいただくまでの間にこの価格が再度表示されたという認識でございます。

○議長 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

いやいや、この資料は平成25年5月21日やろう。21日付で5,417円という公示がされているんや、これ、看板、公示価格として。それが6月10日にその国の物件がやで、改定されるところで、あなたとこの経過の中に載っているんよ、議決前に、議案提案する前に。だから、これをわかっていて、自信を持って平米9,000円という単価で8,100万円という、この金額を議案として載せて、議決されているんでしょう。これはこの資料に基づいたら、これ、間違いないと私は思うんですけど。

○議長 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

私が過去からの担当の職員から聞くところによりますと、議案を提案をする前にこの金額が把握できておったということは聞いてございません。であれば、この価格が既に提案されていて、議案を提案したという話に、議員のおっしゃるとおりだと思うんですけども、日付は25年5月21日ということなんですが、私が聞いているところによりますと、8,252円という価格があって、それとそれなりに均衡できる町の払い下げ価格であったと。その後、議案を提案してから、この情報というのは知り得たということを知っています。

○議長 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

いや、聞いてございますとか、今現在、課長になられて、引き継ぎも多分されていると思

うんよ。そんな中でこの資料を、我々は議会としたら、この資料を信用しているんよ。そして、何でかな、5,400円という価格を知りながら、議会に提案した、これ、何でかなと疑問を持つのはこれ間違っているか。あなた方はどう捉えているんですか、これ。あなた方の出してくる資料はこんな頼りないのか、それだったら。これをわかっている、あなた方、議案として提出しているんですよ。

今回の議案もそうでしょう。議案第52号、この資料を私は見ましたが、地方自治法第96条第1項第8号のところで、議会の議決を経た事項の変更については全て議会の議決が要するというふうな、この自治法のもとにおいて、財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるというふうな形で提出されて、それで当時の総務課長の先ほど読ませてもらった答弁の内容においても自信を持って答弁されていて、5,400円の価格については単独価格であり、特殊物件であるという、この文言まで載っているやん。ということは、議会での質問に対する答弁というのはあなた方、その場その場の答弁しているわけですか。これ、混乱させているのはあなた方ですよ、町長。地区の人に、それから町民の人に、全体に対して、今、こういう問題を起こしているということはあなた方にかなり責任があるよ、これ。その辺の自覚を持っているのかな。混乱させているとは思いませんか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員お持ちの議事録の中に5,417円という数字が出ているんですか。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

うん、5,417円出ているやん。ここに書いている。総務課長。今、座っている大谷さん。大谷さんが答えているやん、ここに。平米当たり5,417円で載っているやん。

○議 長

ちょっと調整してください。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

すみません。

○議 長

休憩します。

（休憩 14時13分 再開 14時14分）

○議 長

再開します。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

町が後ほど知った日が5月21日になるんですが、町が価格、地元のそこに看板が設置されたという、5,417円ですね、そちらが設置されたという連絡を地元の方から連絡いただいて、知り得たのが6月10日でございます。5月21日には公示がネットでされておっただけなんです、我々はちょっとそこを知り得てなかった、実際知り得たのは6月10日

ですので、やっぱり我々が実際知ったのは提案してから議決をいただくまでの間ということ
でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

この辺やりとりしても仕方ないけども、これ、やっぱり議決、議案に上程するまで、この
価格というのは知り得たわけやね。これに対する対応、対策、これはそのときには町長を初
め、行政側が何も感じなかったのか。議会に通しておけば別に後どうでもなるわよと、ほん
まに頼りない議員ばかりおるさかい、そんなもん、ちょっと言うて議決したらもうそれでい
いわよというふうな感じで通したのかな。この重みというのは、本当にさっきから言うてい
るけど、感じてないのですか。地元から陳情書が来ている。それで、自信を持って、今度、
公文書で町長がそれに対して回答を出しているんよ。町長の回答の文書を読もうか、これ。
そこまで時間がないさかい、私は読まへんけども。大体同じような内容や。総務課長と同じ
ような内容で回答を出しているわな。だから、双方とも自信を持って地区の人に説明されて
いるんでしょう。対応されているんでしょう。その辺はどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議会議決をいただいてから、現在まで2年間経過してございます。これにつきましては、
陳情書に対しまして文書で回答をいたしましたけれども、その後、払い下げに対する町の考
え方についてご理解をいただくために平成25年9月20日に班長副班長会を開催して
いただきまして、協議をさせていただきましたが、価格に関しまして、国の売却希望価格、この
ときはもう5,417円になっておりますけれども、その価格と参考とすべきかどうかにつ
いて町が文書で出させていただきましたけれども、その相違点について双方と折り合うこと
ができなかった、こういう経過がございます。

委員会からは、この町の価格を受け入れて進めるわけにはなかなかいかないというご判断
でございました。そして、11月6日に開催しました地元説明会におきまして、班長副班長
会議としての方針が払い下げの関係者の方に伝えられましたので、白浜町としましては、こ
れまでの経緯をご説明させていただいた上で、今後は個別に価格を提示して個々に交渉させ
ていただきたいとご説明させていただきまして、それ以後2年間と、それから2年間になる
と思うんですけども、そういうことで個々に説明していくという中で、地元につきましては、
払い下げ委員会のほうでそういう説明を受けることはないということでございますので、そ
れらを今後どうしていくかということに対して、地元の方々でお話し合いされて、新たに居
住地の払い下げの委員会さんが町のほうへお見えになって、今後、いろんなまだまだわから
ん部分があると、土地の価格だけじゃないと、使用料であったり、撤去の問題、今後の問題
まで、いろんな手続の問題がありますので、そういうものについては私たちが組織したので、
そことお話ししてくださいという申し入れがございまして、今まで協議を重ねることになっ
たということございまして、議会の議決というのは、非常に我々としては重たいものと十
分存じております。

しかしながら、先般来、申し上げさせていただいていますように、地元との折り合いが

かない価格で町が議決をいただいたから、もうこれでないとあかんねということで皆様方とお話ししても、最終的にはそこは折り合わないの、やはり価格が決まった4, 100円というのを町から提示させていただいて、皆さん、そしてこれでしたら、前向いた協議に臨んでいただけますかということで、関係者全ての方に諮ってという状況でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、課長が説明されたことは全協でも、懇談会なりでも聞いていますので、それを聞いているんじゃないしに、私が聞きたいのは議会の議決を得るまでの地元との話、今言われた4, 100円になってからと、協議を何回も重ねという行為がこの議会の議決、25年の6月20日、これに至るまできちとした行政側の姿勢、それをきちと決めて、これに基づいて個人的にお話に行く、行政側の単価は不動産鑑定士に正当に鑑定してもらって、その6掛けで出した金額が9, 000円、これでスタートしたんでしょう、最初。その9, 000円、それを3カ所、八千何ぼと3カ所ありますけども、そのトータルで8, 100万というトータルの数字が出てきているんでしょう。この数字を出した根拠をきちと、やっぱり一旦行政が決めた、これに基づいて地元とお話をする。委員会ともお話を、そしてまた、個人的にこれを基本としてお話を。その中でいろんな個人的な意見が出てくる。それを行政側がくみ取って話をする。

ですけれども、この単価については地元の人言うことを意見としては聞くけども、議会で議決された金額ですと。また、それを変更するためには議会の議決変更をしなければならないという説明が地元の方にも届いておるのか。その辺のこの議決するまでのあなた方の行為やな、行政側の姿勢。町長の、あの回答の文書にも載っている町長の信念、政治的な決断、あそこで決断しているんでしょう。陳情書に対してきちとした回答を出しているんでしょう。それが何でできないのか。それがことしになって、議会の議決の変更として8, 100万から1, 700万に減ってきた。これは本題にも載っているけども、これはやめますけども。

だから、そういう行為が後々地元の方々から要望があつて、後々そういう対応をしていくその行政の姿勢、私は、やっぱり一本きちとしたものを設けて、その間にきちと地元の方々話し合つて、混乱させないように、何ぼ言われてもこの線はきちとした査定ですよと。何を言われても国の単価と比べられても、白浜町としてはこれが当たり前の金額です。何とかご理解いただきたいんやという設定が何でできなかったのか。その辺が歯がゆい仕方ない。

だから、課長の今の説明は何ぼ聞いても、そうじゃないしに、この議会の議決、それを聞きたいだけのことであつて、今後ともこういうことがあるのか。今まででも議会の軽視というのがあったわね。3, 000万を超した追加工事が、関係ないけども、これが補正も、専決処分もしないで、後で事後承諾をするというような姿勢ね。この行政の姿勢、これもその当時に言わせてもらいましたけど、それがそのときに謝ってすんなり通るものか。それを何とかただしていけるのか。職員の皆さん、ずっと白浜町民のために働いているんでしょう。白浜町民を混乱させて、けんかさすようなこの行政の姿勢という、これはもつてのほかやと思うのね。

それで、一応、もうこの辺にしますけども、あと、やっぱり平成27年11月10日の全協資料、この資料の文書の中に、「鑑定評価を基礎とした払い下げ価格に固持することなく」と、議会での説明、町長の回答、この内容ところと変わっているこの文章。ここへ来る2年余りの空白の間に、こういう形で文章が変わってくるというのが、この行政の資料。「解決を目指すためにはこれまでの鑑定価格を基礎とした払い下げ価格に固持することなくと、払い下げ関係者と真摯に協議し、双方が納得のできる価格でもってこの払い下げを進めていくこととしました」と。議会に何の報告もなし、突如、これ議決変更もしないで、こういう文書によって、27年11月10日に出てくるという。これに基づいて今回、本会議でこれ可決してくれと、認めてくれというような議題として出てきている。これ、くどいようやけど、この辺の変更、気持ちが変わったという町長の政治姿勢、あの回答の文書は何だったのかと。行政側の議会での質問に対する答えは何だったのか。今、何でこんなに極端に変わったのか。その辺を聞かせてもらって、終わりたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

2年間、議会の議決の変更を経ずという議員さんのお話なんですけど、議会の議決というのは、やっぱり変わって、例えば変えなければ、変更議決は要らないわけですから、そのまま進められますけども、先ほど来申し上げていますように、議員さんも熟知されておりますので、過去の経過等々は申し上げませんが、この2年の間、当然、地元が不安に思われている価格だけじゃないいろんな部分、そういう部分について協議をさせていただいております。その中には当然、価格もございますし、賃料には当然、価格を基礎する部分も出てきますから、価格のことばかりを話はしておりませんが、やはり大きな部分ウエイトは占めておるのは確かでございます。

そうした中でも、町長が出しておる文書、一番最初に議決をいただいた価格、こちらについては町としても議会の承認をいただいた価格ですので、これを変更しようと思えば、やっぱり議会のほうへ変更議決をいただく、これは確かに重たいことなんですというのは、地元の方々に説明させていただいて、その重みというのは地元の方々も十分承知していただいておりますが、やはり町が提示した価格というのはなかなか受け入れがたいものがあるということと、もう1つはその間、2年間に情勢も変わったというのがあります。

1つ、一番大きいのは、やっぱり26年10月の津波浸水区域の想定が変わったということで、我々が鑑定をいただいた後で出た想定でございますので、町としては、当然、議決をいただいた価格であっても、この項目というのはなかなか鑑定評価のほうへ反映されないんですが、町としてはこれは下落をする1つの大きな要因であるということから、そしたら幾らに価格を設定したらいいものかというような状況の中で、やっぱり国にも協議をしておるんです。国は当然、適正価格で払い下げ、当然、4,100円についても、国の指標のもとで示された4,100円で、ただ職員がとんとんとんと落とした金額じゃない。やっぱり、何らかの指標があるんです。そこの指標を町としても教えてほしいということは国に何回も折衝しておりますけども、それは示されてございません。

しかしながら、国においても、一番最初は1万7,000円という数字から最終的には4,100円か何かで落札された。これには、やっぱり根拠、指標というものが、やっぱりあ

ります。そうした中で、27年1月に落札があったということは、これはいろんなうわさというんですかね、風評のある中でも、落とされた方は地元の方じゃなくて一般的に公募された方ということからいうと、やっぱりその実際の取引価格、売買価格ですね、これを指標として地元でご説明申し上げてご同意いただけるかというような手続を踏んできたということですので、議会議決というのは十分重たいのはわかってございますけれども、地元とこれまでの積年の課題を町としては解決していきたいので、そしてこの価格だけじゃなくて、今後は地元の個々の方と折衝させていただくんですけども、その中でも所有地の売却のあり方、そこらについても個々の考え方というのはそれぞれあると思うんです。

その中で賃貸にするべきか自分は買うべきか悩まれると思いますけども、これについてもまだまだ時間がかかることとございますので、我々としては地元の関係者の思いになるべく早く応えたいという思いから、この12月ということで町長のほうにもお願いを申し上げて提案させていただいております。年を越えて、まだこの問題を抱えてというようなことについても、町のほうで配慮させていただいて、どうか12月のほうで提案させていただきたいという中で提案させていただいたものでございますので、その辺についてはまたご理解をお願いいたしまして、決して、議会議決を軽視しているということではございませんし、地元の方々も町のそうしたところについてはご理解をいただいているところでございます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、総務課長が申し上げたとおりでございますけれども、私としましても、やはりこの問題を一刻も早く解決したいと、そういう思いから過去の協議の中で、町の対応に関しましては、反省すべきところはあったと思います。しかしながら、ここで、中区の当事者の大勢の方々にご理解いただいて、納得いただけるような、最終的な解決の方法ということで今、鋭意努力しておるわけでございまして、何とか、この案件を早く、先送りすることなく、できるだけ早い段階で解決をしたいと、この思いで今回の提案に至っておるわけでございます。

しかしながら、皆様方の思いというのは当然、まだまだご理解いただけない部分があるかと思っておりますけれども、これは、やはり町としましても、責任を持ってできるだけ多くの皆様方にご理解いただけるような、これから説明会、あるいはそういった協議の場を設けていきたいなというふうに考えてございます。

まだまだ十分だとは私も思っておりませんし、ただ、この努力といえますか、この担当課も含めて、私どもの今までの対応につきましては、できるだけ皆様方のご理解をいただくような形で進めてきましたけれども、少しはご理解いただきたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君(登壇)

○11 番

今、町長、それから担当の総務課長から説明がありました。きょうはたくさん傍聴に来ておられます。町民の方々です。この方々に納得していただけるような行政を、やっぱり行政の姿勢というのをきちっとしてもらって、その間に入って議員がおるんですから、この議員を軽視するようなことはこれから先、慎んでいただきたい。混乱を招く要素です。町民を混

乱に招くような町長の政治姿勢、行政側の姿勢、これは今後、改めてもらわないかと思えますので、その辺で一応この質問は終わります。

○議 長

以上で、1点目の町有地払い下げに対する行政側の対応と町長の政治姿勢についての質問が終わりました。

次に2点目の湯崎指定管理施設指定管理更新における条件変更についての質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11番

今回、議会のほうに議員懇談会、それから指定管理についての変更が出ております。そういう中で、この資料の中に一部を地方公共団体からの支出金、残りを料金で賄うというような文言がございます。これに対して、具体的に今後指定管理の内容をどう変えていくのかというところを聞きたいんですけども、時間がないので、答弁はちょっと簡単に、要領よく答弁していただきたいなと思いますので、その辺、よろしくお願いします。町長、よろしくお願いします。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

これも繰り返になりますけれども、やはりこの指定管理更新における条件についてのご質問だと思いますけれども、この指定管理者制度は公の施設により効果的な、効率的な管理を行うため、管理に民間の能力を活用するということがうたわれておりますので、その目的を重視しまして、これから当町の施設であるフィッシャーマンズワープ白浜のこの指定管理に関する条件面での検討をこれからしていくところでございます。

具体的なことにつきましては、これからも皆様方のご意見をいただきながら、もちろん進めていきますので、具体的に今、金額がこうだということはちょっと一概には申し上げられませんけれども、やはり必要なものは当然、支援していくということで先ほどの繰り返しになりますけれども、町が負担すべきもの、そしてまた、指定管理者が負担すべきものをしっかりと精査して、この施設を運営するのに必要な必要経費、あるいは具体的なコストについては当然、精査した上で分析調査にも出ておりますけれども、その辺も加味しながら、参考にしながら、これから町と、それから当事者である当該の施設であるフィッシャーマンズワープに対して、これから協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

ご質問いただきました、一部を地方公共団体からの支出金で、残りを利用料金で賄うというふうなことを具体的に申し上げますと、一部を町が指定管理料などで経費を負担する。その一方で、施設の使用料を指定管理者の収入として残りの経費を支払うと、こういった方法になります。

今回、ご質問の湯崎地区漁業振興施設につきましても、これまでもこのような方法で来て

おりまして、今回はその負担の度合いをちょっと町側にふやすというふうなことのご提案になるというふうな趣旨での説明をさせていただいた次第でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、説明いただきましたけども、現行からの変更というような形で質問したいんですけども、現行の協定書、これを守らなければならん、朝からもお二人の議員さんが質問されておりましたけど、やっぱり協定書、ここにいくわけなんですけど、基本的にこの協定、これは交わして双方、和歌山南漁協、白浜町長、双方が判こを押して交わしているんですね。この中身というのは、朝からもありましたけど、無視されているところがあるんですね。現在、そういう形で納付金も払ってもらってない。それから、温泉の使用料も半額やけども、払ってもらってない。これはこれから変更するにしても、現の協定書は60日以内にきちっとした決算書を出す、支払いもする、こういう協定書があるんでしょう。今後はどうか知らんよ。だけど、今、この協定書を守らなければ、何を基準にしてやっていくのか。これ、現行からの変更、これも変更した条件からすると、温泉代を払わんでいいよ、それから、納付金は払わんでもいいよというような、これからの変更になりますね。だから、今現在、もう払わんでもいいわと、次からはそういうふうになるから、それを見越して、別にそれだけ残しといてもいいわというふうな感覚でこれ、残しておるのか。何かそういうふうにとれるわけよ、この2つが残っているというのは。決算に残している、残っている。

それで、この納付金の96万、これについては、決算書に載ってたんかな。それから、温泉については載っていましたがね。温泉の未払いについては載っていたけど、この納付金の未払いは載ってたんかな。その辺のとこをちょっと聞かせてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

いずれも金額も載っていると思います。温泉使用料につきましては、確か温泉使用料という項目、使用料項目の中にございまして、そこが明確にその金額がばっと出てきているので、わかりやすいかと思いますが、納付金の分につきましては、雑入というふうな項目の中に確か含まれていたと思いますので、それがぴったりその金額が出てきてございませんで、非常にわかりにくいかもわかりませんが、決算上はそれが未納というような格好で残って、出てきてございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それと、午前中にもありましたけども、この間、和歌山南漁協の決算を見せていただきました。その中で、海洋の項目、産物、食材、海洋、自主事業というような形で載っていましたが、決算の中で海洋がえらい少ないやないかと、450万しか載ってないやないかという形で質問させてもらって、何でかというところで、ちょっと私の捉え方もまずかったんですけども、朝からの質問の中で聞いておりますと、この450万円は1,000円の使用料だと。1,000円の使用料ということは、これ450万ということは何ぼや。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

450万全て、その1,000円の分ということではなしに、ちょっとショップで売り上げがあった分とかも入っております。大体4,300人程度の方に施設のほうをご利用いただいたというふうなことで、1,000円掛ける4,300何人ということの430プラス、ちょっと簡単な物品等の売り上げということになります。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それなら、4,300人ということであれば、朝から言っていたこのフィッシャーマンズワーフのこのいただいたカタログ、これ体験ダイビングで1万、先ほども質問されていましたが、大体平均1万円として入っていて、4,300人としたら、売り上げ4,300万あるんやな、これ、単独に、簡単に計算しても。4,300万の金がこれは業務委託として、個人のほう、法人のほうへ入っている。そのうちの1,000円分がこの4,500万の和歌山南漁協の決算に載っているという捉え方でいいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

捉え方の部分、ちょっとあるかと思うんですが、確かに1万幾ら掛ける4,300人利用したということは4,300万というふうになるかと思えます。それで、ただ、これは、やっぱりあくまで私どもの事業ということではなしに、それぞれのショップのほうの事業ということになりますので、その分がこちらに入ってきておらずに向こうへ入ったという解釈はちょっといかがなものかとは思いますが、特に4,300万のうちには、例えば船を、それじゃ、そこに連れていく船をどうするのか、ポンベ代をどうするのか、ポンベ機器をどうするのか、こういったものは当然、私どものほうは、フィッシャーマンズワーフ白浜の事業としてやるのであれば、そういった当然、そういった経費もプラスになってきて、もともとのフィッシャーマンズワーフ白浜の事業として、それじゃ、ダイバーズ事業というのを取り組むというふうなことがもしもあった場合には確かにそのようなことになるかわかりませんが、それはそういうことではなしに、あそこを通っていただいたり、あるいは通過して利用していただいた方から使用料をもらうというふうなものが私どもの事業でございますので、ちょっと一概にその4,300万がどうのこうのというようなことは適切でないかなと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

いや、簡単に言っただけで、これが即、その法人のほうに入っているのかというふうな考えじゃないんですけども、この450万という、決算書の中の数字。これについてはそういう、朝からの質問でも、業務委託と、喫茶店も業務委託と、この2カ所あると。喫茶店の場合は軽微である、小さいからいいとしても、大体ざっと見ても4,000万から5,000

万の売り上げのある、こういう企業に業務委託というのは、その辺の捉え方はどうなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

本当でございましたら、その海洋体験室の1,000円の徴収業務というのをフィッシャーマンズワープ白浜のほうで従業員に当たって、そこでいろいろなことの事業を対応したいわけなんですけど、やはりそうなりますと、あそこも年中無休でございますので、毎日必ず1人、もしくは1人半の件費も負担しなければなりません。そういったことから、やはり考えますと、今現在はそういった委託先の会社のほうがそこに座って、そういった業務をやっているものでございますので、フィッシャーマンズワープとしましては、それが非常に安定した経営をできる1つの要素にはなっております。ですから、その辺は収益を得るための1つの策で、そのようなことをやっているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

それは余り細かくは言いたくはないんですけども、やっぱり業務委託、警備の委託という答弁をされていたので、この企業がそういう捉え方でいいのかという疑問があったので聞いた。その企業が、フィッシャーマンが出している白浜のこのカタログ、その業務委託のコーナーがあるんですよね、これ。これについて、このフィッシャーマンとしてのお店じゃないんですよね、これ。これ、業務委託やから、ここへカタログを載せて、これ、フィッシャーマンだけのこれ施設じゃないんでしょう、ここは、貸すんでしょう。幅広くこの業種に呼びかけて、1,000円を払うてでも、あそこを使いたい人やよという人は幅広く使える場所なんでしょう。使用できる場所なんですよ。それがこういうカタログに載せてしまうと、これはお客さんに対して誤解を招かないか、その辺はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かにこれをそのまま見ますと、フィッシャーマンズワープの事業として、この体験コーナーがあるのかなというふうな誤解を招くかと思えます。ただ、その逆、けさも申し上げましたように、お客さんの視点からここを体験するとき、幾らでもお金出したら、あそこでそんなことができるんやなという観点からは、これはお客さんには便利である表現であるかと思っております。ただ、やはりその辺の部分、一度精査する必要もあると思えますし、特にフィッシャーマンズワープ白浜といたしましては、これはもう一定の特定の業者じゃなしに、どんなところが来ても、そこから船を出航させていただいてもいいし、海洋体験室を使用させていただいて、それで1,000円をいただけて、使用料をいただけて、それはうちの収入にできたらというふうなことの性質でございますので、もう少しその辺の部分も宣伝できるような何かパンフレットに、構成をつくり変えるようなことも指定管理者と相談させていただきたいと思えます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

その辺は誤解を招かないように今後の対応をお願いしたい。

それから、この分析調査報告書をいただきました。これについて、朝からも質問がありましたけども、私はちょっとこの朝、赤字補填はしないと、この協定書にも単年度協定でそこに載っていますね、これ。持ってきたんですけど。平成26年度の指定管理料の第3条のところの4項、決算時において損益が生じたとき、甲は乙に補填しない。この項目がありますね。そんな中で、補填はしないんやけども、今、未払いになっておる温泉代、それから納付金、これを支払ってない。これを認めておる。今、決算が済んでまだ認めている。この認めている行為というのは、赤字補填にはならないのか。これはいつ決算されるのか、その辺。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然、今の部分は平成26年度の部分でございます。ですから、本来でありましたら、平成27年3月31日、この春に当然決算されるべきである数字でございます。

今はもうその期間を、当然納期が過ぎてございますので、私どもとしては、やはりこれは少しでも早くいただきたいし、それで、当然赤字補填はしないというふうな協定でございますので、その中の温泉使用料をどうする、こうするというのは、これ、経営の部分が当然出てきますが、96万円の納付金、こういったものにつきましては、その協定の中で、やっぱり定まっているものがございますので、これを決算して、いつの時点でもうチャラにするとか、そんなことの考えはございません。ですから、少しでも早くいただけるときにお声がけをさせていただきますし、当然、それが、ただ、私ども、向こうの経営状況もはっきりわかっている中の話ですので、それが年度を繰り越すということになる、恐らくそんなことはないとは思いますが、そういうことになっても、やはり私どもとしては、それはずっとお支払い、もうあなたとこの、やはりその事業に対しての町のほうに納めてもらう金額ですよというところははっきりさせていきたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

そういうことは困りますので、やっぱり協定書を交わした限りは、こういう26年度の協定書も交わしています。これについては、やっぱりきちっと守ってもらわなかった、何ぼ我々の施設、町民の施設、町の施設、これを使って商売してもらっているんやと、これを地域のために役立ってほしいんやという、この趣旨においても、中身がこういうことでは町民の理解は得られない、この辺に対する理解というのは、かなり手厳しくされていますので、その辺は心して、漁協との、指定管理者との話もきちっとしてもらわなかったら、この姿勢というのはずるずるやってしまうと、累積累積で残ってくるのよ。あなた方は累積で残っても平気な顔しているからね。だから、その辺を残さないように。これ、町民のお金ですよ。だから、やっぱりその辺の厳しいところ、税金がちょっとおくれたら手厳しく回収するのにこういうところが甘い。この辺のところを指摘しておきたいと思っております。

その中で、今回の決算書を見ても経営がかなり厳しい、赤字が出てきたということで報告をいただいています。今回、26年度の決算は大体1億6,000万ぐらいかな。1億6,076万1,000円と出ていました。ということは、この施設運営シミュレーションというの、これ、いただいたやつありますね。このシミュレーションで載っております総売上高、これが1億6,625万であれば、経常利益マイナス2,153万7,000円、これシミュレーションに載っています。そして、町の支出金として、大体経常利益のこの赤に伴う2,160万、これ、シミュレーションで載っているんですね。ということは、利益が上がらなかつたら、町の支出金と同じぐらい補填するという、このシミュレーションです。町が出さなくてもいい売上高、これ、最終30パーセント増という形で2億2,750万の商いをしなかつたら、町の支出金はゼロにならない。このシミュレーションに出ていますね。だから、ここまで売り上げを伸ばしてもらわなかつたら、町の支出金はゼロにならないという、これ、50万円をかけて、やってもらった。こういう捉え方でいいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これにつきましては、あくまで施設運営のシミュレーションなので、1つの基準にはなる数字ではございます。ただ、これがすなわちイコール30パーセントふえなければ指定管理料をゼロにすることができないと、そのような数字ではないと考えてございます。というのは、やはり減価償却、初期段階の投資部分、その辺の部分がクリアできてきたら、そういった支払いというのも当然なくなってまいりますし、あとは、例えば人件費の部分に際しても、今、かなり無理をかけて、逆に言うたら、中でちょっと仕事し過ぎてもらうばかりが生じるとか、そんなことも個人的な部分もあつたり、指定管理者はかなり苦勞してやっております。

施設のセクション、セクションを超えた連携とかもやっております中ではもう少し人件費がここに出てきているものよりも落とせるというふうなことは、これは今までの現場のほうの実績も、実際はそのような実績でございまして、ですから、そんなものを差し引きますと、大体5パーセントから10パーセント増しです。このシミュレーションというのが大体今の数字でございまして、5パーセントから10パーセント増しでどのぐらいというたら、今の平成27年の状態が大体このぐらいです。というのは、デスティネーションキャンペーン、いろいろそういった和歌山県の大規模イベント、こういったものをタイアップしたいろいろな。それから国体効果、そういったものも得ての中で、大体の一定の水準の金額が出てきたものについては、ほぼほぼとんとん、今の27年度の状態が、例えば5年後以降ずっと続くとなつたら、ほぼ施設運営というのは町からの支出金がなくても運営できるん違うか、そのぐらいのレベルであるかなとは思ってございます。

なおかつ、これに今、3年目でやっと軌道に乗ってきました。そしたら、販売系統等もどんどん精査されてきて、その辺の部分についてはまだこれからなおかつ、なおさらに経費の削減にかかれる可能性がございまして、ですから、その辺の金額を正式に捉えまして、ただ、今の状態の中でこれを、町のほうがゼロというふうなことはちょっと非常に苦しい経営状態であるというふうに把握してございますので、これを、やはり一本立ちさせて、町からの支出金がなくとも運営できるようにする、こういったものを前提の中に捉えてのいろんな提案

をしてまいりたいというふうなことで、そういったことの観点で金額もはじかせていただいて、その辺は改めて議員さんの方々にも十分説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

このシミュレーションを即という形で聞いたわけじゃないんよ。これ、50万をかけて出したこのシミュレーション、この数字がうまいこと、この間の決算の報告をいただいた数字となかなかうまいこと合うてるなというところがあるんよ。平成27年度というのが大体という中で言っておられたけど、5パー増、10パー増というような形で出ています。この経常利益がここで赤で2,100万、町の支出金がそこへ2,100万、基準として5パーセント、2億2,750万で1,738万、初めてここで黒字になる。黒字になって初めて町の支出金がゼロという、指定管理料等というふうな形で出ています。これが、やっぱり基本的にこういうシミュレーションで指導できるのか、売り上げは本当に2億2,000万ぐらい伸ばせられるのか、その辺の、やっぱり経営者との和歌山南漁協の信念というのかな、その辺の商売としての取り組み、ここまでにやるんだという取り組みがあるのか、姿勢があるのか、やっぱり漁業振興であるけども、漁師の方々の生活が潤うようにいつなるのか、その辺は相手方と話はされておるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺のお話も十分話をさせていただいております。実際、指定管理者のほうと話をすると、とりあえず経営のほうがもう安定に乗ったから、年度単位の話では大丈夫だというふうな話もいただいております。ただ、年度単位の話というのはあくまで単年、単年の話ですので、当然、その中では単年はそれで黒でいっている。そしたら今度、備品修理はどうするんですか。先の中では、やはりこれで収益を得ていただいて、そういったものを漁協の中のお金の取り扱いというのもありますけど、うちとしては、そういったものをひとつプールをしていただいて、どこか壊れた、ここ壊れたときに町費を支出しなくてもその施設を運営していけるように維持してくださいと、こんなことを、やはり話ができるような会計につくっていきたいと思っております。

それで、当然、収支のどのぐらいまでというふうなことですけど、これも本当に笑い話かもわかりませんが、当初、つくりやる段階のこの話の5億ぐらい売り上げたらというふうな話をちょっとしたというふうなこともありますけど、実際、分析、それから実際3年たってきて、5億というのは当然、無理やと思うんですが、ただ、あと、施設としては観光のお客さんがかなり来ていただけるんですが、やっぱり地元のお客さんがもう一つ、やっぱり来ていただけていないというのがこれ、実態やと思います。ですから、地元のほうの方々これで普通にあそこのところ、親しみを持って使っていただけるようになったら、当然、この30パーセントの増の数字も本当に夢ではないでしょうし、そういった観点からはできたら、ここにおられる皆様方もぜひちょっとお昼ご飯を食べに行ったり、その辺も町有施設でございますから、町民の方々もその辺でご協力いただけたら非常にありがたいので、よろ

しくお願いいたします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

所長、私も協力して食べに行っているんです。たまたま私だけ悪いのか知らんけど、当たりが悪いんですよ。カツオのとれとれを、何回も言っていますけども、食べに行ったら、これが本当にすきみでとれたカツオかなというものを食べさせられた。この間、タイまつりに行っても、これ、私だけ当たったのか、町長そんなこと、おったか知らんけども、本当に私だけ当たったんか知らんけど、ふにゃふにゃのタイを食べさせられた。これは言いたくない、宣伝はしたくないんやけど、やっぱり周りの人の町民の方々の理解、観光客はこれ1回で、もし、そんなもん1回食べさせられたらだめじゃないですか、もう来ませんわ。ですけど、まだ町民の方々はあそこへ朝、行ったら、新鮮な魚が揚がっているで、言ったら買いに行きますよ。田辺の今、よってってなんか、物すごく新しい魚が出ています。私はいつもあそこへ買いに行くんですよ。あそこは間違いないです。だから、そういうよそのことを宣伝するようなことでは、やっぱりああいう位置づけを白浜の中心地でやっているんやから、それ今、5億の売り上げということもやり方によっては私は夢じゃないと思うんです。だから、やっぱりその辺の正念の入れ方が経営者として漁協、それからフィッシャーマン、この方々と1回話をして、その辺の取り組みをしていただきたいなと思います。

それと、ちょっと話が飛ぶけど、このお風呂、これ町の温泉やからと、来年、町の温泉やから、そんなもんで温泉料を取るのはどうのこうのという、次の変更のときにはという、話がありましたけども、町の温泉であろうが何であろうが、これ、4,300人から入られる、もし観光客がおられたら、入湯税というのはどうなるのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

入湯税というのは公衆浴場やったら1,000円以上の浴場というふうな解釈、1つの基準になってまいります。あそこは体験室も使つての中の入浴ということになりますので、それがすなわち入湯税の課税対象になるのかというふうな判断はしてございません。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

はい、わかりました。それはそれで理解します。

あと、朝もありましたけど、この駐車場。この駐車場経営はこれ、もうずっと将来あの状態で本当に赤字を抱えたままで、将来の計画はないのか。その辺、あれは当初からとはころっと変わっている、南議員も質問されていましてけども。最初、私らも議員でないときに地元まで説明を聞きに行きましたよ。あの当時は立谷町長やった。そのときの話とはもうころっと変わってきています。これ、やっぱり何ぼ指定管理、町の施設でお願いしているんやと言われても、あれだけの広い埋め立てをした中で、行政側に、町のほうに売り上げが上がらない、いつまでも保全していかんなんという、この状態をいつまで続けるつもりか、その辺の将来的な考え方をお聞かせいただきたい。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご指摘の点はごもっともかと思えます。私どもも実際、初年度190万でしたか、それで昨年270万、ことし今のところ大体300万そこそこ超えている程度。ただ、それに対して、費用を幾らかけているんだというふうなことの部分でやったら、やはり費用対効果という面に関しましては、もう少し工夫が必要ではないかと思っております。

本来でありましたら、これは一例ではございますが、今、フィッシャーマンズワープ白浜さんのお客様、これは無料ということで町のほうで対応してございますが、こういったものも、フィッシャーマンズワープ白浜がひとり立ちできれば、そういったものの金額を一定量、私どものいただけると、それによって、駐車場のプラスの増益というものもあり得ます。

それと、もう1つは今、即にやってみたいなと思っているのは、その駐車場券の2時間の無料を1時間の券に変えてみたいと。それで変えてみたら、恐らくかなりのお客さんは、やはりフィッシャーマンズワープの中を通過して、そこで何らかのものを買って、それで2時間券を帰りに使うというふうなお客さんが多いのかなと思っております。でも、実質、この方々が1時間やったら、十分というふうな方々のお客様でございますので、ここに2時間の券をお渡しするというふうなことで考えますと、やはりその辺はお客様には1時間分は負担していただいてもいいのではないだろうかというふうなことで、今、その辺の部分も指定管理者のほうからも、逆に指定管理者の方の課題としていただいたものでございます。そういったことで、なるほどやなというふうなことで、その辺の改善の見直し、そのふうなものもやっていきたいと。

これ、単純な計算でございますが、当然、1時間以内は無料でございますので、1時間を超えた方のうち、例えば半分の方が私どものフィッシャーマンの券を利用していったというふうなことで仮定しますと、単純計算でございます。そのうちの50パーセントの方がということになったら、大体200万程度の増収が見込めます。ですから、そういったことも一度いろんなことを試させていただいて、少しでも増益につなげて、いずれは、やはりその起債の分全部とまでとは言わずとも、当然、今の経費はもとをとれる、それで、隣接する私ども町施設であるフィッシャーマンズワープ白浜、これも逆に言うたら、その施設があるから、その駐車場の収益が上がるというふうな施設に変えてまいりたいというふうな考えてございます。ただ、これには少し時間がかかるかもわかりませんが、その辺についてはご理解とご協力をお願いできればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

駐車場、本当にあれだけの広い駐車場、もったいない。あそこで補填していかんなんというような考え方を、やっぱり早急に取り組んでいただいて、私はこの間、中津川かな、あそここのところへ行って、大衆浴場に入るのに、今と同じようなこの開閉式の駐車場があって、ただじゃないんですよ。きちっとあれ村営で経営されていましてわ。中津川村かな、村営で経営されていましてわ。それを取られても腹が立たないのよ。何で無料にせんなんかと。その観光客に対するサービスはわかりますよ。だけど、やっぱりその辺のところももうちょっ

と考え直して、1時間ただ、2時間もただというような、こういう発想ね。町民の方々に最終的には迷惑になっているのであるので、この辺の考え方も改めていただいて、別に駐車場、車を置いたらもう、都会の人なんか1回置いたら30分何百円で取られるんやから、そういう感覚でおられて、やっぱり観光地としてはサービスはせんなん。やっぱり、そんな無茶な金は取らんでもいいけども、ある程度いただくお金はいただいてもいいんじゃないかなと、そのほうが入りやすいんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺の観光客の心理もありますけども、私はそのときには何ら腹は立たなかったし、お風呂入る間とめただけで済ましたけども。だから、その辺のところも考えていただいて、今後、何とか町民のために観光客のために、やっぱり喜んでもらえるような行政をやっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議 長

以上をもって古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 15 時 09 分 再開 15 時 25 分)

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は14番、丸本議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。なお、あすの開会時間は午前9時30分ですので、よろしくをお願いします。

本日、一般質問終了後に、総務文教厚生常任委員会を開催しますので、よろしくをお願いします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

5番、堀君の一般質問を許可します。堀君の質問は一問一答形式です。5番、堀君、まず1点目、紀の国わかやま国体わかやま大会の総括と今後の施設の利活用についての質問を許可します。

5番 堀君（登壇）

○5 番

議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたしたいと思います。

まず初めに、紀の国わかやま国体の総括についてですけども、去る9月26日、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、開幕した第70回国民体育大会紀の国わかやま国体は多くの感動と輝かしい成果を持ち、11日間にわたる競技を終了いたしました。

我が白浜町においては、ソフトテニス競技、空手道競技、卓球競技が開催され、またデモ

ンストレーション競技として、ビーチラグビー競技が開催されました。本大会の合い言葉「躍動と歓喜、そして絆」のもと、各会場で繰り広げられた皆さんの活躍は大会を大いに盛り上げ、地元を初め、全国各地の方々に勇気と元気を与えてくれたことは記憶に新しいところがございます。また、会場では地域の皆さんや各種団体との連携によるおもてなしや振る舞いも大好評だったと聞いております。

これらの取り組みを踏まえ、国体を終えての一連の取り組みについて、どのように総括するのかの説明を求めたいと思います。

○議 長

堀君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま堀議員より、紀の国わかやま国体の町としての総括等につきまして、ご質問いただきました。

本町ではソフトテニス、卓球、空手道の正式競技3競技、そしてデモンストレーション競技としてビーチラグビーを開催し、選手、監督、大会関係者の皆様を初め、全国からたくさんの方々にご参加、ご来場いただき、大成功に終わりました。

これも町民の皆さんがボランティアに登録していただくなど、協力をいただき、町民一丸となり、そして宿泊施設や地元飲食店、商店なども一体となって、町を挙げて取り組んだ成果だったと思っております。おもてなしにつきましても、例えば、足湯コーナーやアユの塩焼き、温泉湯豆腐の振る舞いなどがあつたりということで、白浜町ならではのものが全国に発信できたと思います。全国から訪れた方々に大変喜んでいただいたというふうに考えております。また、卓球競技会においては、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、一層思い出に残る大会となりました。

今回、熱戦の舞台となった白浜町テニスコート、白浜会館等をさらに活用し、スポーツの振興、そして地域の活性化につなげていきたいと考えておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

まず、当町で開催されました正式競技3競技、そしてデモンストレーションスポーツ1競技の参加者数ですが、選手、監督、大会関係者を含めて、ソフトテニス競技で延べ約2万1,800人で行いました。卓球競技で延べ約1万5,900人、そして空手道競技で延べ約2万700人、ビーチラグビーで延べ約1,100人の集計となっております。

開催期間中の当町における延べ宿泊者数は選手、監督、大会関係者等で延べ約1万8,000人の方が宿泊をされました。このほかにも一般観覧者等の宿泊がありまして、競技会場周辺や宿舍周辺、そして各地域の店舗等では競技会を終えられた選手、監督、そして大会関係者等で連日たくさんの方々でにぎわいを見せたところがございます。

以上です。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

今、大勢の関係者、宿泊関係者等、ソフトテニスで2万1,800人、卓球で1万5,000人、空手道競技で延べ2万700人、ビーチラグビーで1,100人と、大勢の皆さんが来られ、宿泊も1万8,000人という答弁がございました。白浜町のこの温泉街においては他の近隣市町村の競技関係者も含め、たくさんの方にお泊まりいただいたようにもお聞きしております。また、わかやま大会においても、大会関係者等が白浜温泉にご宿泊をされたと聞いております。国体で連日温泉街も大変にぎやかになり、経済効果も大変あったと聞いております。

そのような全体的な取り組みの中で、反省点という部分はなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

反省点といいますと、今、申し上げたように、大変多くの方々に来ていただきました。会場周辺におきまして、路上駐車であるとか、いろいろな面でご迷惑をおかけし、そこで対応したところなんですけれども、当初から警備員の配置等、もっときめ細やかな配慮をしなければならなかったと反省をしているところでございます。

ただ、44年ぶりの国体開催ということもありまして、本当に地域の皆様方にはご理解、ご協力を賜りまして、大きな問題等なく無事に終えることができたと感じております。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

そうですね。今、答弁いただいたように、駐車場関係が私らもおもてなし関係とかで、ボランティアでちょっと会場のほう、周辺でよく聞かれました。大会関係者は駐車場あるけども、地元の人が空港跡地のほうへ車を回されてという部分で、地元の関係者はなかなか会場へ大会競技を見学することも難しかったように聞いております。

国体という関係の中でも、次の開催は何十年先ということになりますが、今後、そういうスポーツ大会や、また来年もトライアスロン大会等大きな大会も誘致も開催されることもありますので、国体のいろんな反省点等も踏まえて、今後の競技の誘致に推進していただければと思います。

そして、いろんな取り組みの中で、経済団体や民間事業者とのさまざまな取り組みがあったように聞かすが、取り組みの内容とか効果はどうであったか、また各会場では大勢のボランティアの皆さんにかかわっていただいたようですが、どのような役割を果たしていたのか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議 長

番外 国体推進課 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

ただいま堀議員より経済団体等の取り組みとか、地元の効果はどうだったのかということでご質問をいただきました。

まず、地元の関係で、仕出し業者の関係では期間中、関係者等で約8,800食の弁当数

を用意いたしました。輸送交通におきましても、選手、監督、大会関係者の会場等への移動に伴うタクシーの利用で、延べ約1,600台の実績がございまして、経済効果も大きなものとなっているかと思っております。

それから、実行委員会におきまして作成いたしました夜の飲食店を紹介する特典付きの冊子、「ヨル食白浜」への協力をいただいたり、各店頭等での歓迎ポスターでの掲示、そして、国体の啓発、箸袋を店舗等に置いて活用していただいたり、また、総合案内所において業務をいただいたりであるとか、さまざまな形で協力をいただきました。また、おもてなし力の向上のための講演会も開催したところでございます。

まちなかにおきましても、商店街等の協力により、フラッグの掲示や、また地元の小中学生が心を込めて育てた色とりどりの花で沿道等を飾り、町が一体となり、全国からお越しになる皆様をおもてなしの心でお迎えし、大変好評を得ました。再び訪れたい町としてのPRができ、そして今後の地域づくりへと生かされるものと考えてございます。

そして、本大会では176名のボランティアの方々が生協での受付、無料ドリンクコーナー、そして駅などでの案内、そして環境美化活動などを行っていただき、大会運営をサポートしていただきました。このような多くのボランティアの方々の協力が欠かせない力となって、大会を盛り上げ、成功裏に終えることができたと感じておるところでございます。

以上です。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

今、大勢の関係者、また仕出し業者関係、また輸送関係等で民間業者にも大きな経済効果があったようにお聞きしました。ボランティアの人も176名の方々が携わり、国体関係者をお出迎えしたということです。先ほども言っていますが、今後の大会やそういうところでも、そういうおもてなしや振る舞いという部分を取り組み、今後の白浜のPRに、やっぱり結びついていければと考えるところです。

次に、この部分においては一旦次に進めさせていただいて、その施設の利用、活用というところで質問をさせていただきたいと思えます。

日置地区においては、国体に向けてソフトテニス競技の会場を20面に造成して、新しい施設が整備改修されました。大会開催時などにはトイレの数が少ないと耳にしています。国体開催時は仮設トイレで対応されたと聞くが、今後の考えをお伺いしたいと思えますが、何か対策を考えておるのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

今、議員ご指摘のとおり、大きな大会になると、女子トイレが混雑しているというのが現状でございます。今、議員もおっしゃったように国体では仮設トイレを設置しまして、対応したところでございます。今後、トイレの増設については、状況を見ながら検討していかねばいけないと思っておりますが、当分は必要な大会には仮設トイレで対応していきたいと考えているところでございます。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

やはり、スポーツ合宿や大会誘致に関しては環境整備が一番大事なところだと思います。今後そういうような誘致のためにも、早急にそういう改善策に取り組んでいただきたいと思っています。

次に、その施設の利活用ということで、スポーツ合宿に関連しての質問に入らせていただきたいと思っています。

国体を契機に、町内のスポーツ熱も盛り上がってきたと思うが、今後、このスポーツをテーマにさらなる観光PR、観光誘致につなげていくことができるものと確信をしております。現在、田辺、西牟婁等の自治体で構成する南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会で当地方へのスポーツ合宿受け入れを目指し、ホームページやパンフレットの作成などに取り組んでいると聞いています。また、田辺市は補助金制度も充実させ、一定人数を超えるスポーツ合宿に対して1人当たりの助成金を支出し誘客に取り組んでいると聞きます。そして、スポーツパークの新設、この国体を機に、さらにスポーツ合宿の誘致に取り組んでいる。それに比べると、白浜町はスポーツ合宿のみを見ると少しおくれをとっているように感じております。田辺市に限らず、今回の国体の開催により、県内自治体はスポーツ合宿誘致に力を入れていくと思っております。

当町においても国体は成功裏に終わりましたが、その後の施策として、スポーツ施設を使つてのスポーツ合宿誘致に力を入れていくことが今後の白浜町の観光商工、経済の発展につながっていくと思いますが、また、現状、町としてどのような取り組みを進めているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま議員からスポーツ合宿の推進について、ご質問をいただきました。

第70回紀の国わかやま国体が県内各地で開催され、当町にもたくさんの選手の皆様、そして応援の皆様方が来られ、大いに盛り上がった国民体育大会になったと思っております。そして、この国体を機会に県内の自治体はスポーツで観光客を呼ぶことができるものとして、スポーツ観光、スポーツ合宿に取り組んでいくものと認識しています。

町といたしましても、国体で空手道、卓球、ソフトテニスの3つの競技とビーチラグビーのデモンストレーション競技を受け入れ、開催をし、町民の方々が一生懸命におもてなしをしたことで、白浜町に大変いいイメージを持っていただけたものと思っております。1回で終わるのではなく、今後、開催された競技はもちろんのこと、その他の競技も含め、スポーツ合宿、スポーツ観光を誘致することが町の観光商工、経済の発展につながっていくことと考えます。

今までも民宿、旅館などが独自のルートでスポーツ合宿を誘致してきていますが、今後は町、経済団体が一丸となって推進できるように取り組んでいきたいと考えます。

詳細につきましては、担当課から答弁を申し上げます。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま堀議員より補助制度と現状の取り組みについてご質問をいただきましたので、答弁を申し上げたいと思います。

田辺市は補助制度をつくり、スポーツ合宿誘致に力を入れているところです。この補助制度は1回の宿泊で延べ人数が30人以上、宿泊延べ人数に1,000円を乗じた額が補助金として交付されるものとなっております。現在、白浜町としての補助制度は残念ながら整備されておらず、田辺市に比べ利用しにくいとなっているというのが現状であります。

今後、周辺自治体の補助制度を参考に白浜町としての制度づくりができないかと考察中であります。現状は白浜町教育旅行誘致協議会でスポーツ合宿の取り組みを行っていますが、どちらかといえば、体験観光等の教育旅行へのウエイトが大きいのが現状であります。また、ことしの取り組みにつきましては、スポーツ合宿誘致DVDを作成しており、完成次第、旅行エージェント等にPRをしていきます。また、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会に参画し、周辺自治体と連携をとり、施設の紹介等を行っているところです。

以上です。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

やはり、ちょっと白浜町は周辺の自治体に比べ取り組みがおくれているとの答弁です。私も実際、そのようにいろんなお話を聞いて、感じるところでございます。早急に取りまとめ、推進をしていただきたい。また、白浜町の施設は田辺市スポーツパーク、上富田スポーツセンターと比べれば、ほとんど老築化しているところで、宿泊の受け入れや弁当の手配、提供などの施設の充実、ノウハウは今までの観光商工の取り組みから近隣自治体には負けない自治体となっております。そして、温泉、観光施設もあり、それらのスポーツ合宿を誘致するには大きなツールになると考えられます。

それらを生かし、経済団体と連携し、より一層のスポーツ合宿の誘致に取り組めないか、またその老築している総合体育館や白浜会館の使用料が田辺市のスポーツパークよりも高く利用しにくいというようなお話も聞いております。スポーツ合宿を推進するに当たり、やはりこれらを見直す考えはないでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

堀議員がおっしゃるとおり、施設は大変老朽化しているのが事実であります。しかしながら、スポーツ合宿を進めていく上で、最も大事な受け入れ施設等は当町にはたくさんあり、今までいろんなイベント、大会、会議などを開催した実績もありますので、それらをPRしていくことで、安心して来ていただける受け皿はあると考えています。

また、現在、町、白浜観光協会、白浜温泉旅館協同組合、白浜町商工会でスポーツ合宿を推進していくための組織づくりを協議しているところですので、さらなる連携を目指した取り組みを進めていきたいと考えています。

次に、利用料の見直しについては、周辺の新しい施設よりも料金が低いことで利用しにくいとの指摘を受けているところです。観光課の所管は白浜会館で、総合体育館は教育委員会の所管になりますが、利用料もほとんど同じですので、見直しするのであれば、両施設を一

緒にできればと考えており、双方で協議しているところです。

以上です。

○議 長

5 番 堀君（登壇）

○5 番

やはり、合宿等を誘致するのであれば、その利用料というのは大変大きなポイントともなってくるところであります。早急にそういう利用料の改定に取り組んで、していただきたいと思えます。

また、この誘致に関しても我が町は温泉、観光の歴史がたくさんあり、先人たちが観光地白浜を全国に発信しPRしてきたからこそ、たくさんの観光客の方々が来泉する観光地白浜となっております。温泉があり、たくさんの景勝地があり、そして白良浜海水浴場や自然動物園などの集客施設も多く、他の観光地に負けない町であると考えております。

今までの滞在型や体験型観光にプラスして、ぜひこのスポーツ観光を新しい誘客のツールとして推進を図っていくことで、今までにない顧客の確保につながると考えておるところでございます。

また、白浜温泉旅館協同組合では大阪芸術大学と包括契約を提携し、アートプロジェクトを展開しております。町独自で、そのような芸術、文化的な団体の誘客に力を入れ、取り組んでいくべきではと考えております。周辺自治体ではスポーツツーリズムコーディネーターを職員で配置し、旅行会社や高校、大学、社会人チームなどに向け、積極的に合宿誘致を行っている聞いておりますが、町として、今後そのような方向性として考えはないのでしょうか、ご答弁願いたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員がおっしゃるとおり、当町にはたくさんの温泉、観光施設、景勝地がありまして、これらを目当てに約300万人を超える観光客の方々に来ていただいております。その時代時代で観光客が求めるものはいろいろと変化をし、思いがけないものが観光アイテムになることもあります。言い方を変えれば、時代に合った観光を発信しなければ、お客様は来てくれないかもしれません。その中で、スポーツ合宿誘致は社会人、大学、高校など、いつの時代にも必要性があるものなので、取り組んでいくことは町にとって有益なものとなります。

また、スポーツ合宿はもちろんのこと、白浜温泉旅館協同組合が大阪芸術大学と共同でイベントの開催をするなど、サークル、文化活動のクラブの利活用もあわせて進めていければと考えています。

ただ、宿泊料金や移動手段など、課題、問題も多くあるのも合宿誘致であると言われておりますので、まずは現在、取り組んでいる自治体や地元の宿泊施設等の話も聞きながら、推し進めていきたいと考えています。スポーツツーリズムコーディネーター、あるいはアドバイザーにつきましては、スポーツ合宿の誘致を進める上で、大変重要であると認識しています。今後、町、経済団体が設置に向けて取り組んでいる協議会の中で、それらも議題となってきますので、検討していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

ご答弁いただいたとおり、周辺自治体ではそういうような取り組みも行っております。今後、このゴールデンイヤーという名前の中で、ことしで最終を迎えるわけですが、それ以降の、やっぱり白浜温泉の観光客の確保というのは、こういうところに視点を置きかえて誘客していくのが大切ではないかと考えるので、職員の配置等も考えながら今後の白浜温泉の観光客誘致に対して進めていただきたいと提言させていただきます。

国体の総括と今後の施設の利用については、これで終わらせていただきます。

○議長

以上で、紀の国わかやま国体わかやま大会の総括と今後の施設の利活用についての質問が終わりました。

2点目の白良浜の環境整備と利活用についての質問を許可します。

5番 堀君（登壇）

○5 番

それでは次に、白良浜の環境整備と利活用についてですが、先に白良浜の環境整備について、ご質問させていただきます。

白良浜は白浜町の観光資源として季節を問わずたくさんの方々が来られ、特に夏の海水浴シーズンは60万人の海水浴客でにぎわいます。また、この浜をステージに年間を通していろんなイベントが開催され、白浜町への経済効果は計り知れないと考えております。

白良浜は和歌山県が白浜海岸環境整備事業で昭和56年から養浜整備を始め、なぎさは620メートルと昔の浜から見ると長くなり、そして護岸の整備工事もあって、たくさん美しい白良浜となり、平成に入ってから毎夏たくさん海水浴客の方に来ていただけるようになりました。

この浜の美しさ、環境を後世まで守っていくことは町の大きな施策であると考えているが、近年、この夏の海水浴シーズンに浜の中央部が大きな波により、遊泳注意、遊泳禁止となることが多くあります。せっかく海水浴に来られても、高波のため遊泳禁止で泳ぐことができないことは町のイメージダウンにもつながっております。ことしに入り、同僚議員も白良浜の中央部の高波のことを質問され、町は和歌山県の担当課とも協議をし、何らかの改善策を要望して提出していきたい旨の答弁があったところでございます。

そして、先月26日に町長から西牟婁振興局長に対し、白良浜環境整備、環境調査の要望書を提出したと地方新聞にも取り上げられております。中央部の高波対策が大きな課題であり、これらの原因調査をしてほしいとの要望であったと思いますが、それらも含め、どのような改善策をお願いし、時期的にはいつごろになるのか、そこらのところ答弁を願いたいと思います。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

ただいま、堀議員から白良浜の環境整備について、ご質問をいただきました。

白良浜は議員がおっしゃるとおり、白浜町の観光資源でなくてはならないビーチであり、この白良浜を利用する方々の多さ、そしてここでの海水浴や花火大会を初めとするイベント

での経済効果は計り知れないものがあると認識しています。私もこの白良浜の美しさ、環境を後世まで保全していくことが町に与えられた大きな使命であると考えます。

議員からのご質問にもありましたように、和歌山県が白浜海岸環境整備事業を進めてくれたおかげで、今の現在のようなきれいな浜になり、たくさんの海水浴客を初め、四季を通していろんな方々に楽しんでいただいているところです。現状、その白良浜の中央部の高波が大きな問題となっており、この問題を早急に解決していくことが重要であります。

そこで、今回、白良浜の管理者である和歌山県に対して白良浜環境整備、環境調査の要望書を提出させていただき、県と当町が力を合わせてこの大きな課題解決に取り組んでいきたいと考えています。

詳細については、担当課長から答弁を申し上げます。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま、堀議員から白良浜環境整備、環境調査の要望内容についてのご質問をいただきました。

大きな課題は白良浜の中央部の高波対策であると考えております。この対策をどのようにしていくかが、町民の方々も含め一番気になっているところだと思います。一般的に浜の中央部の沖に波よけの潜堤を設置すればとのご意見もいただくところではありますが、そうなれば波はおさまる可能性はあるものの、湾内の海流が悪くなり、水質の低下も考えられます。これらも含め、対策を打つ前に何が原因で高波となっているのかをまず調査、究明をしていくことが重要であると考えます。

県振興局担当部からも調査をしていくことの回答はいただいているところです。そのほかにも砂の黒色化の原因調査、そしてT側突堤側にある小石の除去などの対策を進めていく方向で協議をしています。

ただ、自然の海をさわるので、思いがけない結果にもなりかねないと考えていますので、時期的なものは時間はかかるかもしれませんが、早急な調査と慎重な取り組みが大事であると考えております。

以上です。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

やっぱり、高波対策ですけども、遊泳注意、遊泳禁止という情報は最近のSNS等で、やっぱり情報が早く伝わっております。浜で泳げないという少しの情報だけで観光客が白浜へ行くのをやめとかかというような声も聞いております。大変観光産業には大きな影響を与えているところがございます。この事業も平成19年の黒砂問題で事業が一度ストップしてから、現在に至っておると聞いております。その間も町と県としてはいろんな対策に取り組んでいると聞いておりますが、現在まで解決に至っていないというところだと思います。

また、養浜事業では、何万立米か砂もまだ残っておると聞いておりますが、それも含め、今後のその浜の改善策、利活用をどういうふうと考えておられるか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

議員もご承知のとおり、整備途中に養浜砂が沖合へ流出するというような問題や、また平成19年には養浜砂の黒色化や、また浜の中央部の急深地形、それから高波の発生など、新たな問題や課題が明らかになってまいりました。

このようなことから、県とも対応を協議いたしまして、砂の黒色化の問題については、白浜町のほうで、また県のほうでは海流の調査、それからまた陸上部と海中部の浜の地形変化を平成20年度から今年度ぐらいまで継続的に今、測量調査を実施していただいております。また、平成26年度には今までの測量調査をもとに、砂浜の変形予測等を行いまして、今後の対策工法を検討しているという状況でございます。

議員もご指摘のように、工事につきましては、今、ストップしている状況ではありますが、現在、県は諸課題への対策を講じるための調査、検討を慎重に行っているという段階であるということで、先日、要望書も提出をしておりますし、今後、浜の利活用も含め、県と協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

やっぱり、浜の活用は、先ほども言っていますように、観光産業には重要な役割を果たしているところでございますので、慎重というところもありますけども、早急に改善策も、町も提案しながら進めていっていただきたい、そういうふうに考えています。

次に、その白良浜の利活用についてですけれども、白良浜も年間を通じてたくさんのイベント等が行われており、現在も白砂のプロムナードというイルミネーションが設置されております。現状でも四季折々に観光協会などがたくさんイベントを開催しているところでございますが、そのほかにもこの浜で新しいイベントを開催したい、ビーチスポーツの大会を誘致開催したいと思っている者も少なくない聞いております。

ただ、既存のイベントも含め、新しいのも含め、催し物をするときには、催し以外のにぎわいとして、例えば地元の食材を使ったものが売られたりとか物産品を出したりとか、地元の商店がお客様をおもてなしすることも考えられておりますが、白良浜は都市公園条例により、浜での販売は禁じられております。ただ、例外として、2回の花火大会などは露店を出しての販売が認められていると聞いております。今後、もっと浜を利活用していくためにはもう少しそのような都市公園条例の緩和も必要ではないかと考えておるところでございますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

白良浜は議員おっしゃるとおり、たくさんのイベントが開催され、イベントの主催者から過去にも物を販売することができないかとの要望を受けたこともあります。現状は基本的には都市公園条例に基づき対応しているところですが、近年において経済団体と町が主催、共

催すイベントにおいては少し緩和し、販売の許可を出しているイベントもあるところですが。町としましては、白良浜をもっと利活用していただくことは必要であると考え、その中で地元商店が地場のものを売ったり、また主催者がそのイベントに関連したものを販売することなどはさらに集客にもつながっていくと考えます。

ただ、何でもかんでも浜のイベントに露店を出して、物を販売できるというようなことになってはならないと考えますし、またイベントに係る経費の捻出ではなく、商売優先となるのも困ります。露店を出したいからイベントを浜でするといったこととならないように条例の遵守はしていただかなければなりません。基本的には経済団体、町と一緒に観光振興のためのイベントの開催であれば、緩和できるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

その条例に関しては、十分理解をしているところでございますが、この条例も昭和50年に制定されたように聞いております。中身はほとんど変わっていないところだと思います。でも、今後の白良浜の有効活用でスポーツ大会やスポーツ合宿、また白良浜の有効活用したイベント等を誘致するに当たっては、やはりもっとこの改善策が必要でないと、誘致がなかなか困難なところだと聞いております。今まででも白良浜でイベントをしたい、それも何千人規模のイベントをしたいというときも、その条例がもとで、基本的に白良浜を活用するのを、やっぱり控えたというような事例もあったように聞きます。やっぱり、今後、このようなイベントやスポーツ合宿、大会等を誘致するに当たり、こういうことで誘致してもらって、交流人口も増加して、やっぱり地域の活性にもつなげ、最終的な定住人口の増加というように進めていければ、白良浜の人口減少の課題にも何か1つ寄与するのではないかと考えておるところでございます。

最後に、観光施策として、そのスポーツ合宿や白良浜の利活用について、町長のお考えはどうでしょうか。それを最後に質問したいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

このスポーツ観光、スポーツ合宿、あるいはスポーツ大会の誘致は白良浜町、この観光業界にとりましては、これはこれからの大きな柱の1つになってくるかと思っております。私自身も今後、南紀エリアスポーツ合宿誘致協議会、この方々にもお願ひしながら、田辺、そして上富田町、白良浜町、すさみ町、この1市3町を巻き込んで、やはりもっと積極的に取り組んでいく必要があろうかと思っております。やはり、今の流れでいきますと、2020年に東京オリンピックが開かれますので、その前にどれだけの、例えば外国の方々、あるいは日本の選手等、この白良浜でいろんな競技に、このテニスも含めたこの当地で開催してもらえるのか、合宿してもらえるのかということも大きなこれからの目標になってきておりますし、当然、そのためにも私も営業活動等に積極的にかかわってまいりたいと思っております。議員の皆様方のまたご協力のほどもよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

5番 堀君（登壇）

○5 番

この周辺のリーダーシップを持って取り組んでいただきたいと思います。
以上で質問を終わります。

○議長 長

以上をもって堀君の一般質問は終わりました。
暫時休憩します。

（休憩 16時07分 再開 16時14分）

○議長 長

再開します。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

14番、丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。まず、マイナンバー制度についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

14番、丸本安高です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

それでは最初に、マイナンバー制度についてお伺いいたします。

2013年5月に共通番号法案が成立し、番号通知カードが先月私のところにも配達されてきました。2016年1月から運用を開始する予定と聞いております。マスコミ報道によりますと、全国的に通知カードが本人不在などのために本人に届かず、自治体に返送された数が全国で500万通に達するとの報道があります。

当白浜町においても、1,000通余りが返送されてきていると聞いておりますが、町内で配達した数は何通であるのか、そして返送された数は何通か、また返送された率は何パーセントか、ご答弁を求めたいと思います。

○議長 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

丸本議員からマイナンバー制度について、ご質問をいただきました。

議員おっしゃるとおり、この10月から住民票を有する全ての方に対して、個人番号、マイナンバーが付番され、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを記載した通知カードが送付されています。当町におきましても、11月19日から配達が始まり、12月10日で郵便局による配達一旦完了したとの連絡を受けております。ご質問の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

○議長 長

番外 住民保健課長 田井君

○番外（住民保健課長）

この11月より12桁のマイナンバーを記載した通知カードが住民票の住所地へ世帯ごと
に簡易書留で送付されています。ただし、この通知カードの郵便は転送不要となっております

して、郵便局で転送手続をされていた場合であっても転送されずに白浜町に返戻されてきます。

送付の通知数は1万1,229通で、12月10日現在の返戻数は1,203通、返戻率は10.7パーセントになっております。そのうち、再交付した分が223通ございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

平成27年10月5日付で総務省自治行政局長より県を通じて、通知カードが市町村に返戻されてきたとの対応に関する留意事項についての通知が来ていると思います。その中に番号通知カードが市町村に返戻されてきた場合については、住基法第34条において、各市町村の長は住民票の記載を全てのものとする事項について定期的に調査をするほか、住民基本台帳に脱漏、もしくは誤載があり、または住民票に誤記、もしくは記載漏れがあるとの疑いがある場合等、市町村の長が必要であると認めるときはいつでも調査をすることができるとされています。通知カードが市町村に返戻されてきたとは住民基本台帳の記録の正確性を高めるための実効性のある対応として、各市町村の長は、実情に応じて当該調査を行うとともに、当該調査の結果を踏まえ、適切に住民票の記載、削除、または記載の修正を行うことを通知に書いております。

白浜町においては1割近くが返送されてきている中、限られた職員数の中において、住居実態の調査を今後どう進めていくのか、ご答弁を賜りたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

宛先なしなどの理由で通知カードが市町村に返戻されてきたときには通知カード及び個人番号カードの交付に関する事務処理要領でも示されてございますが、当該市町村において住民票の記載事項の確認、調査を行い、住所等の移動が確認できなかった場合は一定期間通知カードを保管した上で市区町村から通知カードを交付することになってございます。

白浜町では、住民の方に確実に通知カードを受け取ってもらうために、返戻された通知カードのうち再交付を受けていない世帯宛てに再度、通知カードの受け取りの案内通知を普通郵便で来年の1月から2月にかけて送付する予定にしております。この再度の通知カードの案内通知の中で、返戻されたものについて、職員2人体制で住民票の記載事項の実態調査を行う予定にしております。

住基法第34条では、住民基本台帳に脱漏、もしくは誤載があり、または住民票に誤記、もしくは記載漏れがあるとの疑いがあり、必要がある場合は各市町村の長はいつでも調査ができることとされてございます。住民票の記載の主な内容は居住関係を記録公証するものでございます。住民からの届け出によって、記載することがより正確であり、かつ事務処理上も効率的であるため、第一義的に届け出によることとされたものでございますが、届け出を履行しない場合には住民票の正確性が失われてしまいます。

当該調査に当たりましては、住民基本台帳の記録の正確性の確保を目的としていくことについて、住民の方々の理解と協力を得ながら、実情に応じて調査を行うとともに当該調査の結果を踏まえ、適切に住民票の記載等を行ってまいりたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

答弁の中で来年の1月から2月にかけて2名で調査をするという答弁だったように思うんですけども、この2名の職員というこの経費についてはどうなんですか。補助金とかあるんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

先ほど説明しましたのは、来年の1月から2月にかけて普通郵便で通知をすると、その中で宛てどころなしで返ってきたものについて、その後、職員2名体制で調査をするということでございます。職員数にも余裕がございませんし、やはり日常の業務も大変多うございます。その中で、何とか調査を行っていかうと考えているところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

居住実態の調査を進めていく中、住所が不明であり、住所をつかめない町民が少なからず出てくることと思います。そのような場合、総務省からの通知に従い、住基法第34条を根拠に住民票の削除を行っていくのか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

住民基本台帳の34条では、市町村長の責務としまして、市町村長は常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとなっておりますので、法律に基づき、住民記録の管理を適切に行っていきたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

1,000通余りが返戻されてきると、その中で、送り返したのが223通あったと。差し引き九百幾つか、1,000通ほどがまだこの役場に残つと思うんですけども、来年から2名の職員で調査をして、実際住んでいるか、どこに住んでいるか、住んでないのか、住民票の住所に住んでないと、こういうことが調査の結果、出てきたら、住民票から削除していくという、こういうことであると思うんですけども、これは莫大な数ですよ、100人をもっと超すような住民票からの削除、これをしなくてはならないと思うんですけども、その辺、どうなんでしょうか。そういう事態が起こってくるんじゃないんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

現在の状況ですけども、返戻通数が1,203あって、そのうち223は再交付というこ

とで申し上げました。返戻理由の中で宛てどころなしで来ていますのが300ちょっとでございます。先ほど申しましたように、普通郵便でもう一遍通知を出して、それでまた返ってきたものについて調査をするということでございます。調査につきましては、生活実態があるかどうかというのを調査していきますので、なかなか一遍にこの分が調査できるかというのは難しいところがあるかと思えます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

住民基本台帳法では実際に住んでいるところへ住民票を置くことになっていると思いますけれども、しかし、現実には住所を置くことができない人がたくさんいるのではないかと思います。DV被害者や借金等があり、住所を移せないなど、住所を置けない人たちへの対応は白浜町は十分できているのでしょうか。白浜町はどういう対応をされておるのでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

DV被害者の方につきましては、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置、これを申し出ていただいて、DV等支援対象者となることで、加害者が被害者の新住所を知るために、住民票の交付等の請求をしても拒否できるという措置を講じてございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

DVへの対応はできるといことですが、この借金等の、こういう分についてのご答弁をいただけないんですけど。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

借金されている方につきましてはの住民基本台帳法での取り扱いというのではないように思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

住民票からたくさんの方が削除されると思うんですけど、削除された場合、生活していく上で多くの支障が出てくることになると思いますが、1つが選挙の入場券というんですか、そういうのが送られてこんように思うんですけども、そのほかにどのような支障が出てくることを考えるのでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

十分に調査した上での住民票の削除ということでございますが、住民票が削除された場合、

私どもの課で申し上げますと、窓口で住民票の交付を受けることができなくなります。でも、この場合、白浜町へ帰ってきた場合に戸籍謄本とそれから戸籍の附票、そしてまた本人と確認できるもの、免許証、パスポートなどでございますが、これと認め印を持参の上、住所設定の手続をすれば、住民票を回復することができます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今の説明でしたら、白浜町へ住んでいる、住所票を置いているけども、町内の別のところへ住んでいる方がそういう対応できると、ここに住民票を置いといて、白浜町に、大阪へ住んでいる方や他府県に住んでいる方、そういう方には、住所の先で住民票の復活というのができるということですか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

住んでいるところでの住民票の登録ということ、住所登録ということになると思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

このマイナンバー制度というのにいろんなデメリットとか、いろいろ報道されておりますけども、これは住民にとって、個人にとって、どういうメリットがあるんでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

マイナンバー制度におけます住民にとってのメリットということのご質問でございます。マイナンバー制度自体、総務課で取り扱っておりますので、私のほうでご回答させていただきます。

これにつきましては、内閣官房から社会保障や税に係る行政手続における添付書類の削減やマイポータルのお知らせサービスによる国民の利便性の向上に加えて、所得のより正確な捕捉によりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できる等の利点があるというふうに言われ、細かく言いますと、窓口へ来ていただいて、いろんな申請する際に所得証明であったり、住民票であったり、そうした添付書類を省略するようなことができるということに加えて、将来的な社会保障制度が新たに設計できて、住民皆さんの利便性が向上していくというふうに聞いてございますし、実際その動きで動いております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この制度は政府が決めた制度であり、地方自治体でできることは限られてくると思いますけども、そのような中での私の提案ですが、番号通知が届いていない住民の中には住民票が削除されることを知らない住民がいることも考えられると思います。町は今後広報でこれを周知していくべきではないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

議員がおっしゃられることはもっともだと思います。制度の内容について住民の方々に広報し、理解と協力を得たいと考えております。また、通知カードにつきましても、住民の方々に確実に受け取ってもらえるための取り組みを積極的に講じていきたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

協力を得たいということですが、広報でぜひとも知らせてやってください。医療保険証とか、そういう関係もまた削除されたら、いただけませんから、そういうことも起きてきますので、ぜひ広報で周知してやってください。お願いしておきます。

マイナンバーに関する報道でよく目にするものの1つに不正利用があります。番号は原則一生同じ番号がついて回り、例外として不正に番号が他人に使われているおそれがあるときは、変更が認められていると思います。例えば、私の番号が不正使用されているおそれがあり、変更を認められた場合、古い番号を保管している全ての行政機関、事業所へどのように白浜町は通知をしていくのか、またこの通知をすることが果たしてできるのか、その辺はどうなのでしょう。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これも総務省、内閣官房のほうから示されてございます。結論から言いますと、不可能ということが示されてございます。

これについては少し時間をいただいてご説明させていただきたいんですが、マイナンバーにつきましては、議員ご指摘のとおり、国民一人一人12桁の番号が付番されて、一度指定されますと生涯変わることはありません。

ただし、議員がおっしゃったように、マイナンバー制度について必要な事項を規定している法律がある行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の第7条第2項で個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは本人の請求、または職権で変更できるものとされてございます。

番号の変更があった際、議員ご指摘の変更前の番号を保存している機関に対する通知につきましては、番号法を管轄する内閣官房から見解が示されております。

これを読ませていただきますと、これによりまして、個人番号の変更があった場合、この個人番号に係る特定個人情報情報を保有する各行政機関に対して、変更した旨を通知することは通知の対象となる行政機関を把握することができないこと、本来通知すべきでない機関に通知を行うおそれがあること、このことから、不可能であると考えます。なお、変更前の個人番号で住基ネットを利用して本人確認情報を照会すると、最新の個人番号が回答されるとされております。

ですから、町がいろんな形で個人さんからの届け出、また職権でマイナンバー、個人番号を変更したとしますと、町のほうでは当然変更したとわかりますし、システム上もわかりま

すが、それを利用されている他の行政機関、こちらがどこが利用されているか、町としては把握されませんので、送る方法がないということと、むやみに送ってしまうと関係ないところへ送ってしまうということから不可能である。ただ、番号が変わったというのはどうしたら知り得られるんなどということになれば、常に個人番号を確認する際には住基ネットで行きますから、最新の個人番号が示されますので、その時点で変更があったということが確認できるということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今の答弁を聞いておって、ちょっと心配になってきました、私、カードをつくるのがですよ。これは任意らしいですけど。不可能と言われたら、不正使用、悪用された場合はとめようがないということ、こういう理解に至るんですけども、通知できないという理解でよろしいわけやな。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

その理解の問題で、不正に利用された場合にとめる方法がないんじゃないかと、不正に利用された場合は番号を変更しますから、その不正に利用された番号はもう使えないということでそこでとまる。不正利用がとまるということなんですけど、新たな番号を、例えば私の番号が変わったということ为例え、田辺市さん、上富田町さんがいろんな情報連携の中で使用されていた場合に、古い番号をお持ちなんですけども、それを私の番号を田辺市さんが持っているのか、上富田町さんが持っているのかというのは白浜町がちょっと承知できてないので、どこへ送っていいかわからないので、古い番号のまま登録されていると。それが今度、田辺市さんが私の番号を持っていて新たに利用しようとするれば、当然新たな番号というのが私に振られています、それは住基ネットで行きまします、この人は古い番号から新しい番号に変わったんだなということを確認できるということですので、不正利用はとまっていこうという、行政の考えでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次、行きます。内閣官房のホームページに社会保障・税番号制度にメリットとして、社会保障、税に係る行政手続における添付書類の削減やマイポータルのお知らせサービス等による国民の利便性の向上に加え、行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられること、所得のより正確な捕捉がよりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できる等の利点があるとのこと。マイナンバー制度の目的について、大きく分けて2点あり、1つは国民の利便性の向上、あと1つは行政の効率化の進捗が進むとしていますが、生活困窮している人が個人番号を持っていけばすぐに生活保護が受けられるようになるのか、また制度が来年導入されれば市内のどの業務がどれだけ効率化され、それによって何人の職員の削減ができるのか、削減により人件費はどれだけ減らすことができるのか、見込みの数字を明らかにしていただきたいと思っております。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

現在、番号を郵送して、システムなんかも改修している状況でございます。具体的な数字を示すのはちょっと時期尚早かなとも思いますし、逆に現在の状況では経費的なものもふえておりますので、その辺について、具体的な数字はお示しできてございません。

示されております国民の利便性の向上として、生活保護について個人番号を持ってきていただくことですぐに生活保護を受けられるのかとのご質問につきましては、これはすぐに受けられるということではなくて、生活保護を受けていただくにはこれまでどおり手続が必要に、やはりなります。個人番号、マイナンバーは各機関が管理している個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための社会基盤でありますので、例えば生活保護の手続の際に申請書にマイナンバーを記入していただく、このことによって、添付が必要であった書類、こうしたものが省略できるということになります。ただし、この添付書類の省略については、地方公共団体で情報連携が始まる平成29年7月からとなっております。

また、行政の効率化につきましては、来年1月から始まるマイナンバーの利用について、番号法では98の事務においてマイナンバーの利用ができるとしてございます。そのうち市町村に関する事務につきましては29の事務がございまして、庁内においてもそれぞれの部署においてマイナンバーを利用することとなるのですが、すぐ業務の効率化が行われ、それによる人員削減、人件費の削減が図れるものとは現在のところ考えてございません。この制度は今回新たに全国一斉に始まるものであり、制度への対応について例規の整備やシステム改修など多岐にわたってございます。また、今回の制度で特定個人情報と呼ばれるマイナンバーを含む個人情報の取り扱いが今まで以上に厳格になっております。それから、各種業務で住民の方からマイナンバーの提供を受ける際、マイナンバーの確認と身元の確認という、本人確認の措置が義務づけられています。このようなことから制度を導入した当初は、しばらくは各部署においては業務が逆に増加というのが見込まれると考えております。ただ、制度が計画的に推進されて、国民、また住民の皆さんに周知が深まるにつれて、国が示してございますメリットというのは徐々に行政の効率化が図られていくものと、このように思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

先々では将来的にいうたら、まあまあ財政的なメリットを含めて出てくることあるけども、現時点では財政的なメリットを含めてメリットがないということですね、この地方自治体においては。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

今という時点におきましては、メリットよりも、やっぱり業務はふえているということだと思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

地方自治体においては今後、社会保障関係や税の分野で申請書に番号登録を求めていくことになると思いますけども、通知カードや番号カードを持ち出すことは常に紛失のリスクを伴うように思います。番号法第14条第2項では、個人番号事務実施者は個人番号利用事務を処理するため必要があるときは、地方公共団体システム機構に対し番号を含む本人確認情報の提供を求めることができるとなっていると思います。紛失、盗難、不正使用がされるおそれのあるカード提出を求めるより機構へ問い合わせするほうが住民にとって安全であるのではないのでしょうか。本人から番号提供の必要性に疑問を感じますが、町民から番号提供がなくとも機構へ問い合わせれば機構から番号提供を受けることができるのではないのでしょうか。あわせて、町においては全ての町民の番号を把握していると思いますが、その点も含めてどうでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

通知カードや番号カードを持ち出すことにより紛失のリスクから、番号法第14条第2項に基づく本人確認情報の提供についてのご提言についてお答えさせていただきます。

このことに関しましても、内閣官房のほうから見解が示されてございます。番号法ではなりすましを防止するために、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その際、本人確認、番号の確認と身元の確認を行うこととされてございます。議員が言われている番号法第14条第2項に基づく地方公共団体情報システム機構からのマイナンバーを含む本人確認情報の提供については、これは本人確認をして受け取った書類に記載された個人番号や基本4情報を突合して、それぞれが機関内で正確に情報管理する趣旨で認められているものと解されているものでございます。ですから、内部で機関内で正確に情報管理する部分に認められているものと。

また、町において全ての町民の番号を把握しているのかということですが、番号法第7条第1項で、市町村長が個人番号を指定し、通知しなければならないとされてございます。当然、住民登録されている町民の方の番号は全て、簡単には見られませんが、担当しか見られませんが、システム上で把握してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

白浜町でもどこの自治体でも同じでしょうけど、担当課、住民係が把握しているという答弁やったと思います。白浜町の場合、番号記入が必要である申請書には番号提供を求めていくことになると思いますけども、番号記入が必要な税、社会保障の申請書に住民から番号提供が得られなく個人番号が入ってない、このような申請書を受理するのか、あるいは受理をしないのか、この点はどうなんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

非常に究極のご質問なんですけども、個人番号の提供を受けられない申請書の受理についてですが、これは内閣官房から見解が一応示されてございます。個人番号を記載していただく意義を説明申し上げて、記載していただくようにしてくださいという通知が来ています。それでも記載を拒否された場合、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から個人番号を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることはできますが、あくまで住民基本台帳法別表に規定する事務として住基端末を利用する必要があります。

個人番号の提供を拒否されたことをもって援助を行わないことは想定されていませんと示されてございます。これは何を言われているかといいますと、議員さんがご質問のように、申請書にマイナンバーを記載していただけないという場合には申請書を受け付けないのかという話につきましては、受け付けるということになるんですが、マイナンバーが記載されていない以上、町はその方のマイナンバーというのは、町のなかじゃなくて住基ネット、これは国のほうの機関を検索して確認するという手続が必要になってきますので、事務処理的にも遅くなりますし、できましたら、やっぱり書いていただきますと、連携の中で所得の照会であったり、住民票の照会というのができますから、業務を急ごうと思えば、例えばまた所得証明をとってください、住民票を添付してくださいというような手続が逆に必要となってくる可能性もありますので、町としては、住民の方々、申請される方々にはマイナンバーを記載していただくことをお願いして、事務処理を進めていくということでございます。それでないと、マイナンバーの効率化という部分が少し外れてくるかなと思っておりますので、理解を求めていくということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

番号提供を得られなかったも、その申請書は受理するという説明やったように思うんですけども、番号法上、今、総務課長からご答弁ありましたけども、番号法上、地方自治体は事務を処理するため必要があるときは、番号提供を機構に求めることができる。住民が番号通知カードや番号カードを持ち出すことによる盗難、紛失などのリスクを考えれば、機構から法律上ナンバー提供を受けられるなか、住民からの番号提供はそもそも必要ないのではないかと思いますけども、町民から番号提供を受ける必要性というのはどこにあるんですか。

先ほど、番号提供を受けられなんでも、国へ問い合わせたらわかんねと。問い合わせ根拠というのは番号法第14条の2項ということ。そして、地方公共団体情報システム機構というんですか、そこから簡易書留で送ってきたら、そこへ問い合わせたらですよ、たとえ、私の番号提供が得られなんで問い合わせたら、そこから情報を得られるということでしょう、先ほど、今の答弁は。それやったら、落とす危険があるカードとかですよ、来年から任意で発行してもらえるカードとか、この秋に送ってくれた通知カードをわざわざ落とすリスクがあるのに役場へ持って行って、番号を書き込まなあかん。この手間とリスクが消えるんじゃないんですか、これ。何の必要性が、住民からの提供を求め12桁の番号をいちいち覚えませんか、こんな。それで、リスクを考えたら、この理由というの、必要性、これ、どこにあるんですかね。国から受けられるんでしょう。

○議 長

○番外（総務課長）

議員の今ご質問いただいている内容につきましては、質問の意味というのは十分理解できるところでございます。ただ、この番号制度というのは将来的にはいろいろな、さまざまな住民サービスへ提供をするというのが考え方の根底でございますので、現在できている法案の中でも徐々に拡大されていくと思います。

番号については、記載がなくても申請書を受け付けるのであれば、受け付けた後に町が国のほうに照会をかけて、その番号で確かめたらいいんじゃないのかと、本人確認さえできたらいいんでしょうというご提言だと思うんですが、先ほど申し上げましたように、番号を確認するということにつきましては、国との連携システムの、細かく言うと、CS端末といたしまして、普通に我々が業務系システムで使っている機械ではなくて、特に住基ネット等、連携のかかっている重要な機械といたしますか、そうしたところでないかと確認できませんし、当然、それを確認するということがマイポータルということで、誰が誰のナンバーを見に来たということも当然表示されてくると思います。

そうしたことから、窓口へ来ていただいて申請して、ご本人さんに、例えばマイナンバーをどうしても書きたくないという話になってくれば、そうしたら、こういうことでこれこれ手続に時間がかかりますよという話にもなりますし、そういう利便性と今、危険性のところが住民の皆様にはちょっとまだまだ不安な部分があるということで、そういう話になってくるのかなと思いますけども、町としましては、やっぱり事務を効率化するためには書いていただいて、スムーズに照会画面で照会させていただくというのが一番来られた住民の方にも利便性はあるのかなと。そうでないと、また所得証明、住民票をとってもらわんと、ちょっとまだCSのほうへ行って、また申請書を出して、国のほうで確認してもらうということで、窓口で混乱する部分もありますから、なるべくそうした部分からも、利便性もアピールしなければならぬとは思っておりますが、行政を効率化していくためにも住民の方にもその辺はご理解を深めてご協力をいただきたいと、このように思っております。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

この制度は国の制度ですから、地方自治体でどうこうできる問題ではございませんけど、この制度で危惧されているところは、ナンバーが漏れて、プライバシーが全部暴かれるおそれもあるということが危惧されております。

この質問についてはこれで終わります。

○議長

以上でマイナンバー制度についての質問は終わりました。

次に、2点目の指定管理についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14番

次に、指定管理について伺います。

この指定管理については、きょうの議会で、私で4人目の質問になると思います。重複する質問も出てくるとは思いますけども、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

平成27年11月18日付で中小企業診断士から白浜町漁業振興施設運営分析調査報告書が白浜町に届いています。報告書の中での分析では、今後の施設全体のシミュレーションと今後の取り組みについては、平成27年度は前期までと比べて伸びているが、これは一時的増加を含んでおり、今後も赤字が見込まれ、町からの指定管理料の支払い、温泉使用料等の負担等について、相当のバックアップが必要になるとの指摘があります。町長は報告書にあるように相当の負担増をしていくお考えでおられるのか、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員から指定管理者についてのご質問をいただきました。

指定管理者制度は公の施設のより効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした制度でございます。

施設の運営に当たっては、施設運営におけるパートナーである指定管理者との十分な理解と協力体制のもとで、それぞれの力を協働させる必要があります。施設の役割を十分果たすようにするために、指定管理者にその責任を果たしていただくことはもちろんなのですが、町はどのような役割を果たすべきであるかを判断することも必要であります。

現在の状況を見た上での私の判断といたしましては、やはり報告書にありますように、現時点では町が相当のバックアップをする必要があると考えています。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

先ほどからも質問にありましたが、現在、浮き桟橋の指定管理料は年間384万を支出していると思っておりますけれども、この支出している根拠というのはどこにあるのでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

基本協定書の第5条に項目がございまして、その第1項に白浜町湯崎地区漁業振興施設条例第4条に規定する業務と規定されております。これは指定管理者がすべき業務です。それで、その条例第4条の業務の中にある、その他振興施設の設置の目的を達成するための必要な事業に関することという解釈の中で、隣接する浮き桟橋の維持管理作業を含めた指定管理料としています。

支出の根拠としましては、基本協定書第11条第2項の規定に基づき、年度ごとに締結しております年度協定書、その第3条において本業務の対価として年額384万円を支払う旨が記載されてございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

フィッシャーマンズワープ白浜と浮き桟橋は同一の施設であるのか、あるいは別々の施設であるのか、同一の施設であるというならば、その根拠はどこにあるのか、条例のどこに出

てくるのか、ご答弁をお願いしたいと思いますけども。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

フィッシャーマンズワープ白浜と浮き棧橋が同一の施設であるのかということにつきましては、両施設とも湯崎漁港整備事業で整備された施設でございますが、指定管理というものは本来それぞれの施設の根拠条例の範囲ごとにされるべきであると考えますので、根拠条例はこれ、それぞれ別々の条例でございます。湯崎漁港振興施設条例というのがこれがフィッシャーマンズワープ白浜、それから浮き棧橋については漁港施設の1つということになりますので、そういう観点からは別の施設という解釈になろうかと思えます。

○議 長

条例のどこに載っているのか。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

条例根拠というのは、先ほど申し上げましたそれぞれの個別の、フィッシャーマンズワープ白浜は白浜町湯崎地区漁業振興施設条例、それから、浮き棧橋については漁港管理条例の中の適用の中の1つの施設であるということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

別々の条例で出てくるということですね。先ほどの答弁で年度協定の11条の3項で384万を支出してあるという説明があったように思うんですけども、このフィッシャーマンズワープの漁業振興施設条例という、この中に浮き棧橋は出てこんでしょ。

それで、この384万は浮き棧橋の指定管理料として、清掃の指定管理料として出ているはずなんや。それで、そういう中で、その協定書は漁業振興施設フィッシャーマンズワープ白浜の漁協さんとの協定書でしょう。何で、この条例で別になったのにこの協定書の中では2つの施設がですよ、2つの施設で、フィッシャーマンの協定書の中に何でこの漁協関係のが出てくるんですか、協定を結んでいるんですか。ちょっと意味がわかるかな。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺につきましては、1つの捉え方の部分でございますが、先ほどからの議員さんのご質問の中に、平成25年6月のときの1,467万9,000円ですか、あのお話があったと思えます。それで、そのときに私がいろいろ業務として申し上げた中にも、周辺施設というふうな格好でフィッシャーマンズワープ白浜以外の施設の維持管理が出てきております。それというのは、駐車場の管理業務とか、あとは足湯なりの清掃業務、こういったものも本来の地方自治法で、白浜町湯崎地区漁業振興施設の範囲では当然ございません。ただ、あくまで両施設とも湯崎漁港整備事業で整備された施設、それからそれに関連した周辺施設というふうな格好の中で、もともとのフィッシャーマンズワープ白浜の指定管理の業務という組み立てをしてございました。

それで、いろいろなことがありまして、ほかのものは町のほうで直接やるようになって、その範囲から外れていたわけなんですけど、ただ、浮き桟橋の維持管理業務というのは引き続きフィッシャーマンズワーフの業務にして残しましたので、それが周辺施設の維持管理業務ということで、指定管理者としての業務の中に残っておりますので、現在それも含めての384万というふうなことになっている次第でございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

湯崎漁港関連、それで振興施設、この広場の条例、これ3つあるはずなんです。それで、この中にその浮き桟橋というのが出てくるんですか、どこかの条例、設置条例。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

条例の適用範囲は湯崎漁港というふうなことになりまして、漁港管理条例の中で管理されております施設の範囲でございます。それで、浮き桟橋というのはその中の湯崎漁港の中の一部ということになってございまして、条例の中に明確にそこに浮き桟橋というものがあらわれてきているということではございません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

くどいですが、フィッシャーマンとの協定書の中で、何で別施設に、漁港関連のですよ、何で別の施設のこの380万というのが出てくるのか、ちょっと理解できんですけども。浮き桟橋の指定管理料380万の支出は根拠ない支出であるのではないのでしょうか。協定書の中では確かに出てきますけど、あれはフィッシャーマンと別施設でしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

お答えします。

年額384万円の積算根拠としまして、浮き桟橋の維持管理作業の額を用いておりますが、指定管理料の支出についてはフィッシャーマンズワーフ白浜の管理に関する基本協定書と年度協定書の規定に基づき支出されているものでございますので、浮き桟橋の管理をフィッシャーマンズワーフ白浜の指定管理の中に含めるということが本来の指定管理の解釈から外れていると、先ほど言いました条例適用の範囲から外れているということでも、それがすなわち根拠のない支出ということにはならないと認識してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

根拠なき支出ではないんやな、根拠ある支出やな。

フィッシャーマンズワーフ白浜の施設の指定管理料については、現在ですよ、支出はゼロだと思いますけども、フィッシャーマンズワーフについては、漁業振興施設、あの建物につい

ては管理料、これゼロだと思いますけども、浮き棧橋の清掃についての指定管理料は384万で、この前の企業診断士、あの方がですよ、相当なバックアップをして進めていましたわな。そういう中で、町長は相当のバックアップをする考えやと、今さきおっしゃいましたわね。浮き棧橋の指定管理料384万が、次の協定書の変更後についてはどういうふうな考えを持っているんですか、浮き棧橋の分については。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうにつきましては、先ほどからフィッシャーマンズワープ本体の部分に関しては指定管理料はゼロであるというふうなことを言われていたと思うんですけど、当然384万というものはその棧橋の維持管理をしていく中で、そこに対する経費、人件費、そういったものに当然払っていく必要があると思っております。ですから、浮き棧橋の部分につきましては、先ほどからのご指摘の中で、本来の指定管理の範疇から外れるというふうなことをご指摘もご致しますし、私もそこは本来の指定管理であったら、やはり外していくべきであると解釈してございますので、その業務につきましては、これまでの指定管理から外して、別に業務委託をするというふうな格好でやらせていただきたいと思いますと思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

指定管理から浮き棧橋の分については指定管理から外し、いわゆる業務委託という形にすると、こういう考えやという。じゃ、それは一応わかりました。

それで、この384万については管理料、現在は384万、これについては業務委託したときにはその後にはこれ、どう考えているんですか、この金額については。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この金額の積算根拠といたしましては、けさほどからの議員のご質問の中にもありました。半日体制の2回といいますか、それで半日ずつの2回でこれ、1日ですわ。それが4人の従事、それで1回当たり4万円。ですから、半日ずつですから、半日2万円ずつですね、これを業務委託費としてお支払いするというように考えてございます。

ですから、ただいまの指定管理料の根拠になっておりました384万円、この金額をそのまま踏襲させていただきたいというふうに考えてございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

その部分については踏襲するということは、その部分について上げる考えはないということやな。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

はい、そのとおりでございます。ただ、これ、また予算審議ということがありますので、現在の考えということでお含みおきいただきたいと思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、浮き栈橋で384万円。こちらの建物についての管理料は、この部分については新たに付け加えるという、管理料を新たに付け加える、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然、相当額の負担をしていくには新たにその額を加えて負担をしていくということになるというふうに解釈していただいて結構です。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

これは答えにくいと思うので、先ほども答えられなかったと思いますけども、フィッシャーマンズワープ白浜の施設に、現在、町は年間総額どれだけ支出し、更新後に幾ら支出する考えなのか、その増額する金額はまた幾らであるのか、ご答弁。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺の金額につきましては、やはり今年度に行いました白浜町漁業振興施設運営分析調査の結果を踏まえて、ある程度の負担増はやむを得ないというふうな格好で、ただ、具体的な金額を幾らにするかということについては、分析調査の中で算定しました施設の運営基準額をもとに運営金額を勘案して検討しまして、改めて議会へお示しさせていただきたいというふうに考えてございます。

したがって、現在のところ、幾らの金額をとというふうなことを、具体的な金額はまだ算定できてございません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

先ほど町長がご答弁いただいた中で、相当の負担増を考えておると、こういうご答弁であったんですけども、指定管理先が赤字経営とはいえ、多額の負担増を町が行うという、この考えに町民の理解が得られるのか、町長のご答弁をお願いしたいんですけど。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

多額の負担増を町が行うということに町民の理解が得られるのかというご指摘でございますが、この施設ができたときに、町民の方々にこの施設の運営経費についてもご理解をいた

だき、その後の運営に努めてまいりました。議員の皆様にも熱心なご議論をいただき、指定管理料の予算議定の付帯決議としまして、指定管理者が負担すべきもの、町が負担すべきものを十分精査した上での公正な予算化を求められてまいりました。それにもかかわらず、現在のような経営状態になっておりますことはまことに申しわけないと思っております。

しかしながら、私はこの施設は湯崎漁港とその周辺の整備を行い、それを地域、そして白浜町の活性化のつなげていく、そのためになくてはならない施設であると常々思っておりますし、そう信じております。もう少し頑張ればひとり立ちができるという手前まで来ています。販売体制等、いろいろと整いつつあります。もう少しのところに来ておりますので、ここでこの2年余りの取り組みの問題点は何であったのか、その課題解決のためには今、何をしなければならないのか、そのような観点から、運営分析調査を行った次第でございます。確かに運営分析調査は経費不足が生じるというふうな内容でございますが、この数字は今後十分黒字に転ずることができる範囲というふうにも受けとめております。

今、町がすべきことをきちんとしなければ、今、頑張らなければ、本当にこの施設を建てた意義がなくなってしまうと思います。私はそういう意味で、この事業を成功させるのが私の果たすべき役割であり、使命だと思っております。町長としての責任ということだと私は確信しておりますので、この相当な、必要な指定管理料をこれから考えて、そして皆様にお示しをして、町民の皆様のご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

さきの12月8日の会議の中で、町長はフィッシャーマンズワープ白浜と心中という、このようなお言葉をお使いになられたと思いますけども、私としては、町長としては言うてはならない言葉であったのではないかと思います。2万人以上の町民が暮らすこの白浜には山積する課題がございます。重責ある白浜町長という地位にある行政機関の長が発する言葉であったのかと疑問に思います。この言葉はとり方によっては町の他の課題は横に置き、フィッシャーマンズワープ白浜に全身全霊を傾けることと受け取れ、今後においてもさらなる負担増も考えているのではないかと思えてきます。この言葉に強い危惧、懸念を持たざるを得ません。町長、あなたは公人であり、その発した言葉にどう対処し、その言葉にどう責任をとっていかれるのか。この言葉を取り消したらいかがですか。この前、議員懇談会で発せられたあの言葉ですよ。私は冒頭に言うたでしょう。大変重い言葉や。朝の溝口議員の質問の中でも、町長は臨時議会を開いて議案を上程する、このようなお考えもあるという話もされとる中で、もう可決か否決か、どっちかしかないように思うんですよ。ですから、このお言葉を私としては、適切であったのか、ちょっと疑問に思うんですよ。それで、ぜひこの言葉を取り消すということをこの場で表明していただきたいんですけど、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先般の議員懇談会で、私はフィッシャーマンズワープ白浜の今後の方向性といえますか、今現在、非常に経営的に厳しい中で、何とか皆様方のご支援をいただきながら、町として結果を出していきたいというふうな思いで臨んだ次第でございます。この中で、議員懇談会と

いう席の場でございましたので、この事業に対する私の決意のあらわれというふうに受けとめていただければと思います。議員の皆様方にも恐らくいろいろな感情といいますか、思いは当然、この適切な言葉だったかどうかというふうなご意見も多々あるかと思いますが、これも、これは私自身のこの事業に対する、あるいは今後の経営的なものに対する、何とかしたいという思いで、それぐらいのつもりで私は取り組んでいかないとなかなかご理解いただけないのではないかなと、フィッシャーマンズワープ白浜とだけ、心中するというつもりはございませんけれども、やはり、今、大きな課題の中の1つでございますので、それぐらいの心意気、決断とともに取り組んでまいらなければ、なかなか将来はないのではないかと思いますので、どうぞご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

○議 長

ただいまの町長から発言がございました。議員懇談会の席上であったとともに、やはり町長としての心情を吐露した、これに対する発言であったと私も思っておりますが、14番、丸本君の発言もそのとおりでございますので、やはり言葉については、懇談会であれ、どういう場であれ、やはりその議員に対する重みというものがございますので、その辺、気をつけてもらいたいと思います。

今後につきましても、やはり町長としての姿勢はその方向でいきたいと、そういう形で臨んでいきたいと、そういうものは心情として私たちは受けとめた次第でございますので、それも含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

町長の決意を述べられたと、これはこれで私が否定もするものでもないんですけども、あの言葉が、いわゆる町長の気持ち、決意、これが表に出たというふうにするんですけども、やっぱりこれが果たして適切であったのかなと。私も最重要課題の1つと思ひますわ。そういう中でのお言葉であったとしても、やっぱり2万数千人の町民のトップに立つお方です。ここの施設に、関係ないといつたら、語弊がありますけども、本当に関係ないというたら、ちょっと語弊がありますけど、そういう方もたくさん暮らしているんですわ。それで、何であそこの施設と心中すると、このような言葉が、やっぱり外に漏れていくと思うんですよ。それで、町長、この言葉をもう撤回しますと何で言えませぬの。この言葉を撤回するとおっしゃられたほうが私は白浜町の将来にとつても、この先にとつてもですよ、やっぱりそちらのほうが私はよろしいと思うんですけども、再度、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員懇談会の場ということでございまして、私もかなり、少しエキサイトしたのかもしれませんが、やはりその思いはわかっていたきたいなというふうに思っております。この心中という言葉が適切であったかどうかというのは、これは私自身は今現在、この具体的な答えを持っておりませぬけれども、町民の皆さんがそれを聞いてどういうふうに判断されるのか、あるいはそれを聞いて皆様はどう感じたのかということは真摯に受けとめまして、今後適切な言葉をこれからも使えるようにこれからも努力してまいりたい、これから注意をしていきたいというふうにご考慮をさせていただきます。

○議 長
14番 丸本君（登壇）

○14 番
注意してください。
以上で終わります。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君
休憩をお願いしてもよろしいですか。

○議 長
休憩します。
(休憩 17時27分 再開 17時31分)

○議 長
再開します。
以上をもって丸本君の一般質問は終わりました。
一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日12月17日木曜日午前9時30分に開会したいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
したがって、本日はこれをもって散会します。
次回は12月17日木曜日午前9時30分に開会いたします。
本日は大変ご苦労さまでございました。

議長 岡谷 裕計は、17時32分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 12 月 16 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員